

(案)

野洲市立地適正化計画

(改訂版)

令和 年 月

野 洲 市

目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | 立地適正化計画策定の目的と位置づけ | 1 |
| 1. | 立地適正化計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. | 立地適正化計画で定める主な内容 | 2 |
| 3. | 立地適正化計画の役割 | 3 |
| 4. | 計画の位置づけ | 4 |
| 5. | 目標年次 | 4 |
| 6. | 対象区域 | 4 |
| 第2章 | 上位関連計画 | 5 |
| 1. | 第2次野洲市総合計画 | 5 |
| 2. | 野洲市都市計画マスタープラン(改訂版) | 7 |
| 3. | 野洲市交通ネットワーク構想 | 9 |
| 4. | 野洲市道路整備計画 | 11 |
| 5. | 野洲市国土強靱化地域計画 | 12 |
| 第3章 | 野洲市の現状と課題 | 13 |
| 1. | 人口の推移 | 13 |
| 1) | 人口の推移 | 13 |
| 2) | 年齢構成別人口割合の推移 | 14 |
| 3) | 人口動態・移動の状況 | 15 |
| 4) | 人口集中地区(DID)の推移 | 18 |
| 5) | 地域別人口の推移 | 20 |
| 6) | 地域別高齢化率の推移 | 22 |
| 7) | 人口(移住・定住)に関する市民意向 | 24 |
| 8) | 流入・流出人口の状況 | 25 |
| 2. | 医療・介護に関する現況 | 26 |
| 1) | 疾病別医療費割合(入院・外来) | 26 |
| 2) | 被保険者1人当たり医療費(入院) | 26 |
| 3) | 被保険者1人当たり医療費(外来) | 27 |
| 4) | 要支援・要介護認定者の状況と推計 | 27 |
| 3. | 都市の現況 | 29 |
| 1) | 空き家の動向 | 29 |
| 2) | 都市機能の配置 | 30 |
| 3) | 都市交通 | 35 |
| 4) | 経済活動 | 42 |
| 5) | 災害 | 46 |
| 6) | 財政構造 | 48 |
| 7) | 都市構造の比較 | 50 |
| 4. | 野洲市の現状のまとめ | 52 |
| 5. | 都市が抱える課題 | 54 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第4章 | 都市づくりの基本方針 | 57 |
| 1. | 計画の基本理念 | 57 |
| 2. | 将来都市像 | 57 |
| 3. | 都市づくりの基本目標 | 58 |
| 4. | 目指すべき都市の骨格構造 | 59 |
| 1) | 目指すべき都市の骨格構造に関する基本的な考え方 | 59 |
| 2) | 拠点の設定 | 59 |
| 3) | 交通軸の設定 | 62 |
| 4) | ゾーンの設定 | 62 |
| 5) | 目指すべき都市の骨格構造図 | 63 |
| 5. | 課題解決のための施策・誘導方針 | 64 |
| 1) | 都市機能及び居住に関する誘導方針 | 64 |
| 2) | 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針 | 64 |
| 6. | 課題解決までのストーリー | 65 |
| 第5章 | 都市機能誘導区域 | 67 |
| 1. | 都市機能誘導区域について | 67 |
| 1) | 都市機能誘導区域とは | 67 |
| 2. | 都市機能誘導区域の設定 | 68 |
| 1) | 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方 | 68 |
| 2) | 都市機能誘導区域設定において考慮すべき事項 | 68 |
| 3) | 都市機能誘導区域の設定 | 69 |
| 3. | 誘導施設の設定 | 71 |
| 1) | 誘導施設とは | 71 |
| 2) | 誘導施設設定の基本的な考え方 | 71 |
| 3) | 誘導施設の設定 | 72 |
| 第6章 | 居住誘導区域 | 75 |
| 1. | 居住誘導区域について | 75 |
| 1) | 居住誘導区域とは | 75 |
| 2. | 居住誘導区域の設定 | 76 |
| 1) | 居住誘導区域設定における基本的な考え方 | 76 |
| 2) | 居住誘導区域設定の検討手順 | 76 |
| 3) | 居住誘導区域に定めるべき区域の検討 | 77 |
| 4) | 居住誘導区域に定めない区域の確認 | 79 |
| 5) | 居住誘導区域の設定 | 83 |
| 第7章 | 総合体育館周辺に関する方針 | 85 |
| 1. | 本項目の位置づけ | 85 |
| 2. | 基本的な考え方 | 85 |
| 3. | 想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲 | 85 |
| 4. | 想定される誘導施設 | 87 |
| 5. | 居住誘導に関する考え方 | 87 |
| 第8章 | 防災指針 | 89 |
| 1. | 防災指針について | 89 |

| | | |
|--------------|--|------------|
| 1) | 防災指針とは..... | 89 |
| 2) | 防災指針の検討フロー..... | 89 |
| 2. | 水害リスクの高い地域の抽出..... | 90 |
| 1) | 抽出条件の整理..... | 90 |
| 2) | 水害リスクの分析・評価..... | 93 |
| | | 105 |
| 3. | 取組方針等..... | 105 |
| 1) | 取組方針..... | 105 |
| 2) | 具体的な取組内容..... | 106 |
| 3) | 取組スケジュール..... | 108 |
| 第9章. | 誘導施策..... | 109 |
| 1. | 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について..... | 109 |
| 1) | 医療環境の効率化(「防ぐ」仕組みづくり)に係る施策..... | 110 |
| 2) | 拠点のにぎわい増幅(「集まる」仕組みづくり)に係る施策..... | 111 |
| 3) | 拠点利用を高める公共交通網の強化(「歩く」仕組みづくり)に係る施策..... | 112 |
| 2. | 都市再生特別措置法に基づく届出制度..... | 113 |
| 1) | 都市機能誘導区域外における届出に関する事項..... | 113 |
| 2) | 居住誘導区域外における届出に関する事項..... | 114 |
| 3) | 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出に関する事項..... | 114 |
| 第10章. | 目標値の設定..... | 115 |
| 1. | 目標値の設定の考え方..... | 115 |
| 2. | 目標値の設定..... | 115 |
| 第11章. | 計画の進行管理..... | 119 |
| 1. | 計画の進行管理..... | 119 |

第1章. 立地適正化計画策定の目的と位置づけ

1. 立地適正化計画策定の背景と目的

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るための計画です。国は平成26(2014)年に都市再生特別措置法を改正するとともに、「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すように示しています。

一方で野洲市の現状を見ると、これまでの都市づくりの結果、高い人口集積と都市機能の集約によるコンパクトな都市空間が形成されていると言えます。しかし、野洲市においても20年後には人口は約1割減少すると推計されており、このまま人口減少が進めば、生活サービス施設が減少し、都市の魅力が低下してしまい、これにより更に人口が減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。

こうした悪循環に陥らないために、野洲市立地適正化計画の策定目的を以下のとおり示します。

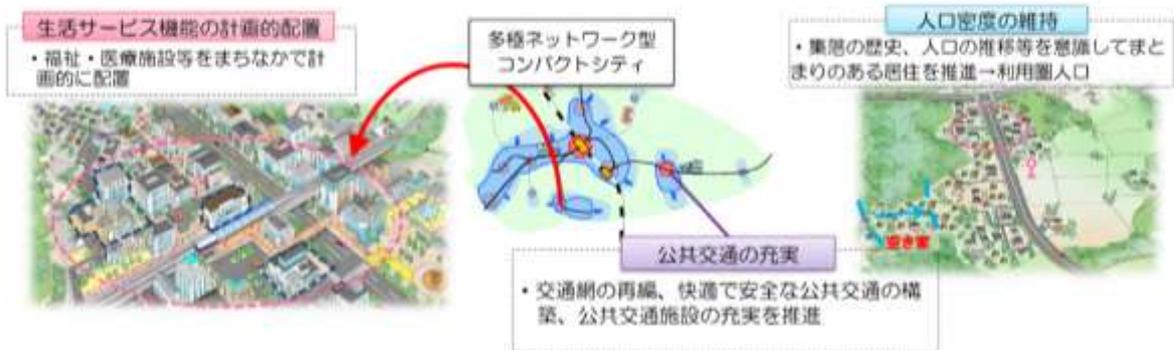
計画の策定目的

「健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進」

多極ネットワーク型コンパクトシティ

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



出典) 改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

図 1.1 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ

2. 立地適正化計画で定める主な内容

1) 基本的な方針

- 一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策等の基本的な方針

2) 都市機能誘導区域及び誘導施設

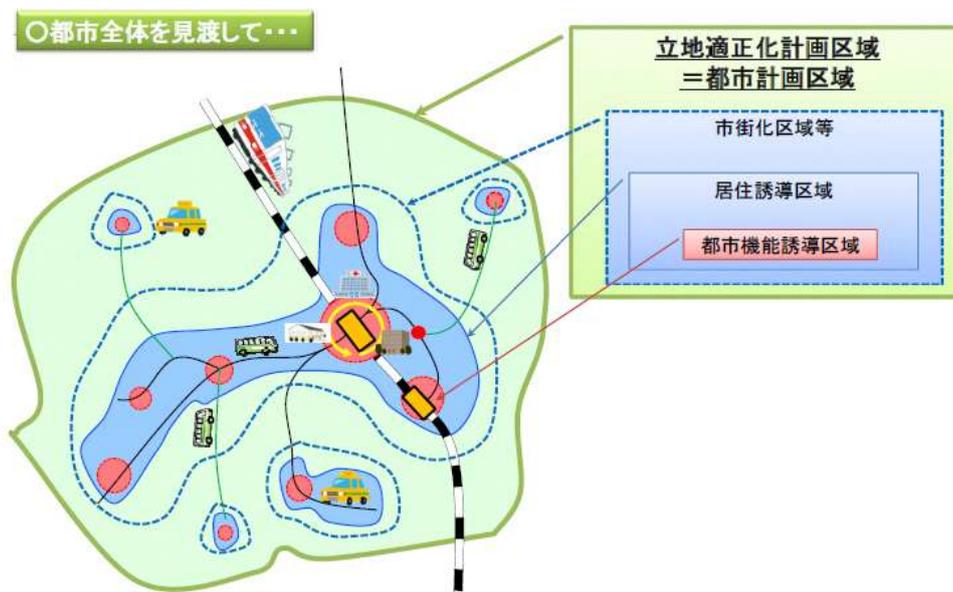
- 生活サービス施設を誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設を設定

3) 居住誘導区域

- 居住を誘導して人口密度を維持するエリアを設定

4) 誘導施策と目標値の設定

- 各誘導区域における都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策を設定
- 立地適正化計画で目指す目標値を設定



出典) 改正都市再生特別措置法等について (国土交通省)

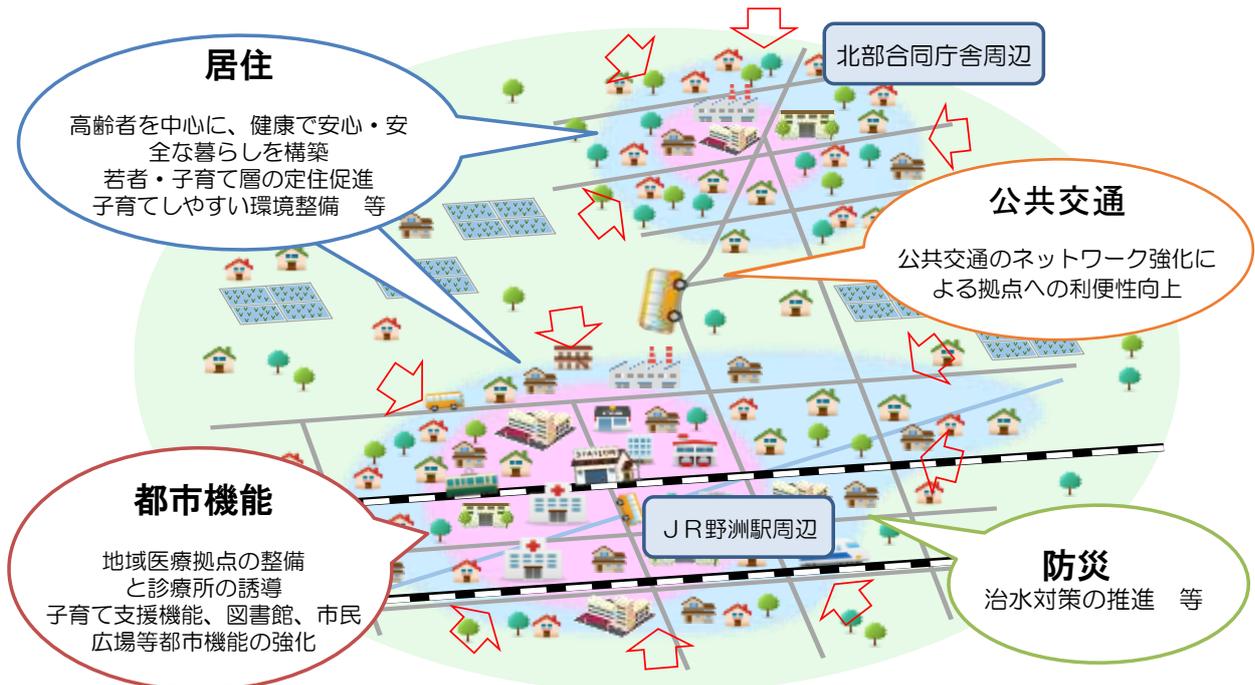
図 1.2 立地適正化計画で定める区域のイメージ

3. 立地適正化計画の役割

野洲市立地適正化計画の役割は以下のとおりであり、将来の人口減少により想定される様々な懸念事項に適切に対応できるよう、有効な計画づくりを目指していきます。

| | 将来の人口減少に伴う懸念事項 (対策を講じない場合の懸念) | 立地適正化計画の役割 (目指す方向) |
|--------------|--|---|
| 日常生活の 利便性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療・福祉・商業施設などの生活サービス施設の利用者が減少し、施設の存続が困難となり、暮らしが不便になる恐れがあります。 ● 公共交通の利用者が減少し、現状の交通サービスを維持することが困難となり、車を使えない人の暮らしが不便になる恐れがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 拠点地域において、生活サービス施設等の都市機能の立地をゆるやかに誘導する仕組みを構築することにより、既存拠点等の維持・増進につなげていくことが可能となります。 ● 拠点地区やその周辺地域において、居住機能の立地をゆるやかに誘導する仕組みを構築することにより、人口集積の高い既存市街地等の人口密度等の維持につなげていくことが可能となります。 |
| 都市の魅力・ 活力 | <ul style="list-style-type: none"> ● 中心拠点などで、空き家・空き店舗等が増加し、環境の悪化や魅力・活力が低下する恐れがあります。 ● 地域コミュニティの低下や、若者層の一層の流出につながる恐れがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画と医療・福祉、商業、教育文化、住宅、交通、道路などの様々な分野が連携した施策を総合的・一体的に進めることにより、コンパクトシティの実現につなげていくことが可能となります。 ● 都市づくりの方向性を市民と共有し、居住や都市機能の誘導策を明示することにより、市民や事業者が拠点等への施設立地に取り組みやすい環境づくりにつなげていくことが可能となります。 |
| 行財政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少、地域経済の衰退等による歳入の減少や、人口の減少・拡散による公共施設やインフラの維持コスト等の歳出の増加により、財政状況が悪化する恐れがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● メリハリのある維持管理・更新や、健康で快適な生活環境の構築、持続可能な都市づくりに有効な重点公共投資等により、財政負担の軽減や、地域経済活動の活性化につなげていくことが可能となります。 |

立地適正化計画での誘導のイメージ



4. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの指針である第2次野洲市総合計画（改訂版）や都市計画の方針を定めた野洲市都市計画マスタープラン（改訂版）などに即した、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、関連する行政分野と整合・連携を図りながら「コンパクト+ネットワーク」の具現化を推進する計画です。

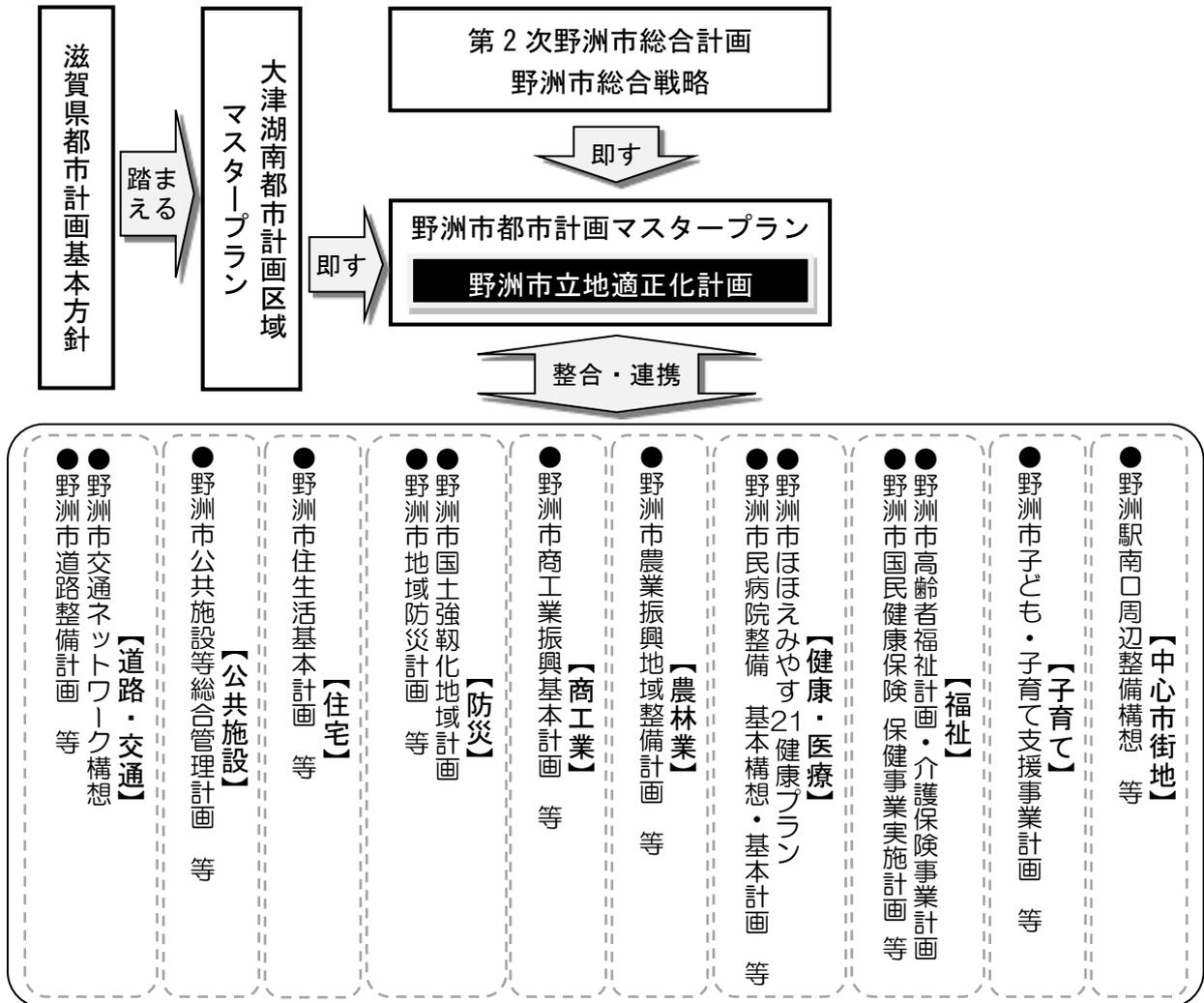


図 1.3 計画の位置づけ

5. 目標年次

立地適正化計画の目標年次を以下のように設定します。

- 長期：令和 22（2040）年
- 短期：令和 12（2030）年

（野洲市都市計画マスタープランの目標年次）

6. 対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域（琵琶湖を除いた市内全域）とします。

第2章. 上位関連計画

野洲市の上位関連計画について、以下に整理します。

1. 第2次野洲市総合計画

策定年次・計画期間

策定年次：令和3（2021）年4月

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

めざす将来都市像

多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち

無数の色が調和して一つとなり美しく輝く虹のように、多様な人々がともに暮らし、互いに認め合いながら個性を発揮し、山や田畑、川や湖など、色とりどりの自然が都市の中で調和するまちをめざします。多様な人々と自然をはじめとする多彩な地域資源がそれぞれに輝きながら調和する、笑顔あふれる都市を実現することで、「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざします。

笑顔あふれる にじいろ都市 やす

まちづくりの基本方針

(1) 基本姿勢

- ①協働のまちづくり
- ②SDGsの実現

(2) 分野ごとの基本方針

■子育て・教育・人権

- 地域全体で次世代を育てる、より良い環境の中で、親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまちをめざします。
- 誰もが、生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に生かされ、学びの好循環が生まれるまちをめざします。
- すべての市民がお互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまちをめざします。

■福祉・生活

- 誰もが自身の心と体の健康に関心を持って生きがいがづくりや健康増進に取り組める環境を整えとともに、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるまちをめざします。
- 誰もが住み慣れた地域の中で社会的役割を担い、つながりを保ちながら、自分らしく生活できる「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活ができるまちをめざします。
- 事業者や地域と連携した包括的な相談支援体制の整備を図り、生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまちをめざします。

■産業・観光・歴史文化

- 地域の特性を踏まえた商工業の活性化や、持続可能で安定した農林水産業の経営を推進し、地域経済が活性化し、市民生活が充実したまちをめざします。
- 豊かな自然や歴史等の地域資源を生かした、野洲市ならではの体験や学びの情報発信や、ニーズに対応する新たな観光資源の掘り起こしを進め、多くの人が訪れ、楽しめるまちをめざします。
- 地域資源を生かした地域ブランドの創出や、商工業・農業・観光・歴史文化等分野を超えた交流や連携を進め、多様な人々の関わりが生まれるまちをめざします。

■環境・都市計画・都市基盤整備

- 里山から河川、琵琶湖までの連続する豊かな自然環境が守られるまちをめざします。
- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方のもと、必要な都市機能が市街地拠点において確保され、公共交通等のネットワークで結ばれるまちをめざします。

- 豊かな自然環境を守りつつ、地域特性に合わせた快適な都市環境を確保し、安全で安心なまちをめざします。
 - 激甚化する台風等の自然災害への対応として、ハード・ソフト両面で災害に強いまちをめざします。
- 市民活動・行財政運営
- 市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民と行政の協働による暮らしやすいまちをめざします。
 - 行政が持つ様々な情報を市民と共有し、透明性が高く、効果的・効率的に行財政が運営されるまちをめざします。

野洲市総合戦略

第2次野洲市総合計画の施策・取組方針の一部を野洲市総合戦略の施策として位置づけ、人口減少克服及び地方創生に向け、総合計画・総合戦略の両計画の取組を一体的に推進します。

■ 計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

■ 総合戦略における取組

| | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 基本目標1 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする | |
| 基本目標1-1 | まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現 |
| 基本目標1-2 | 安心して働ける環境の実現 |
| 基本目標2 新しいひとの流れをつくる | |
| 基本目標2-1 | 移住・定着の推進 |
| 基本目標2-2 | 新しいつながりの創出 |
| 基本目標3 子育ての希望をかなえる | |
| 基本目標3-1 | 子育てしやすい環境の整備 |
| 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる | |
| 基本目標4-1 | 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 |
| 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する | |
| 横断的な目標1-1 | 多様な人々の活躍によるまちづくりの推進 |
| 横断的な目標1-2 | 誰もが活躍できる社会の推進 |
| 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする | |
| 横断的な目標2-1 | Society5.0の推進 |
| 横断的な目標2-2 | SDGsの実現などの持続可能なまちづくり |

2. 野洲市都市計画マスタープラン(改訂版)

策定年次

策定年次：令和3年度

将来都市像

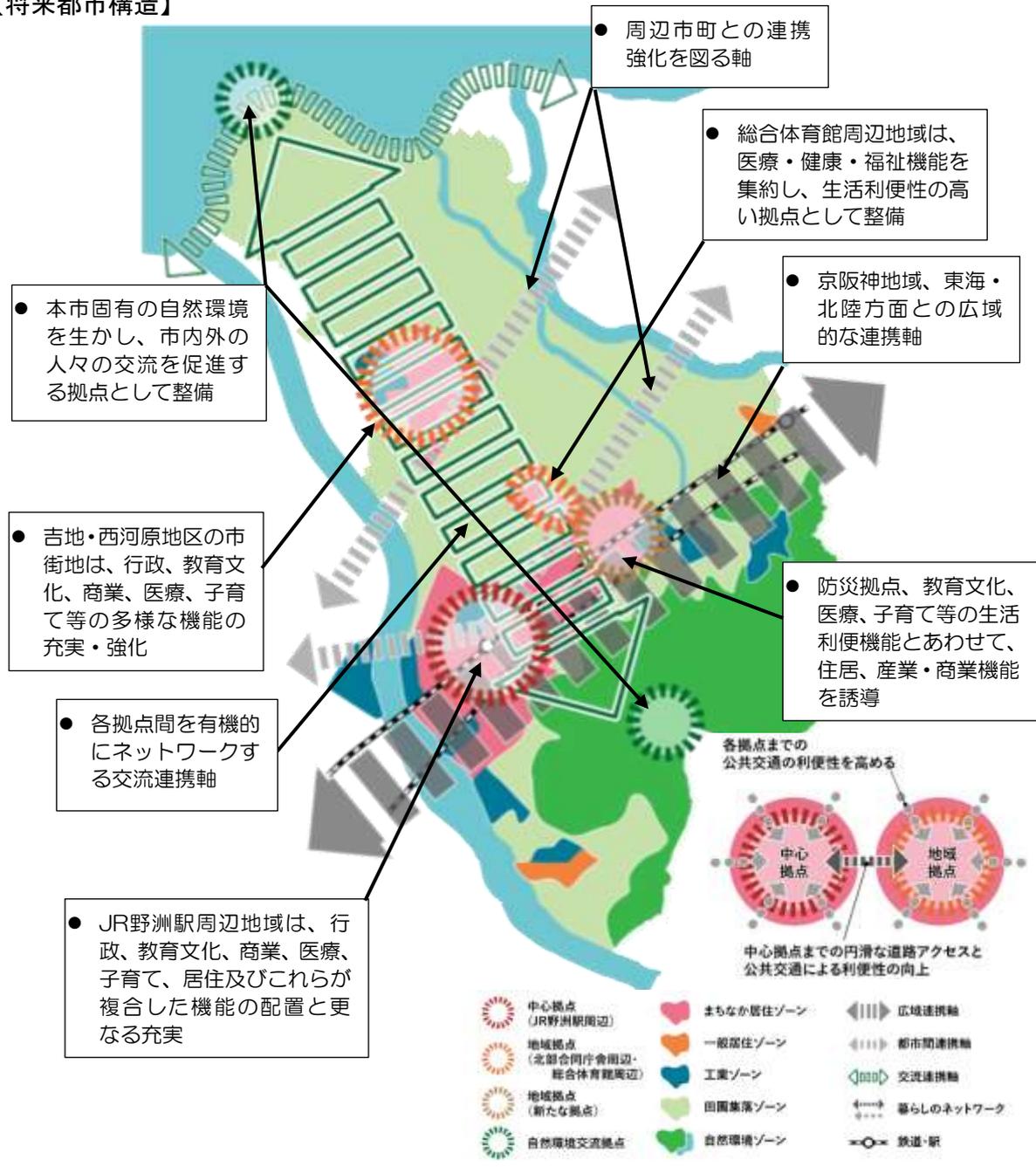
活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち

基本目標

- 目標1 拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化
- 目標2 安全で利便性の高い居住環境づくり
- 目標3 田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり
- 目標4 都市の安全を高める防災基盤の強化
- 目標5 豊かな自然環境の保全と身近に自然を感じられる都市の形成

施策

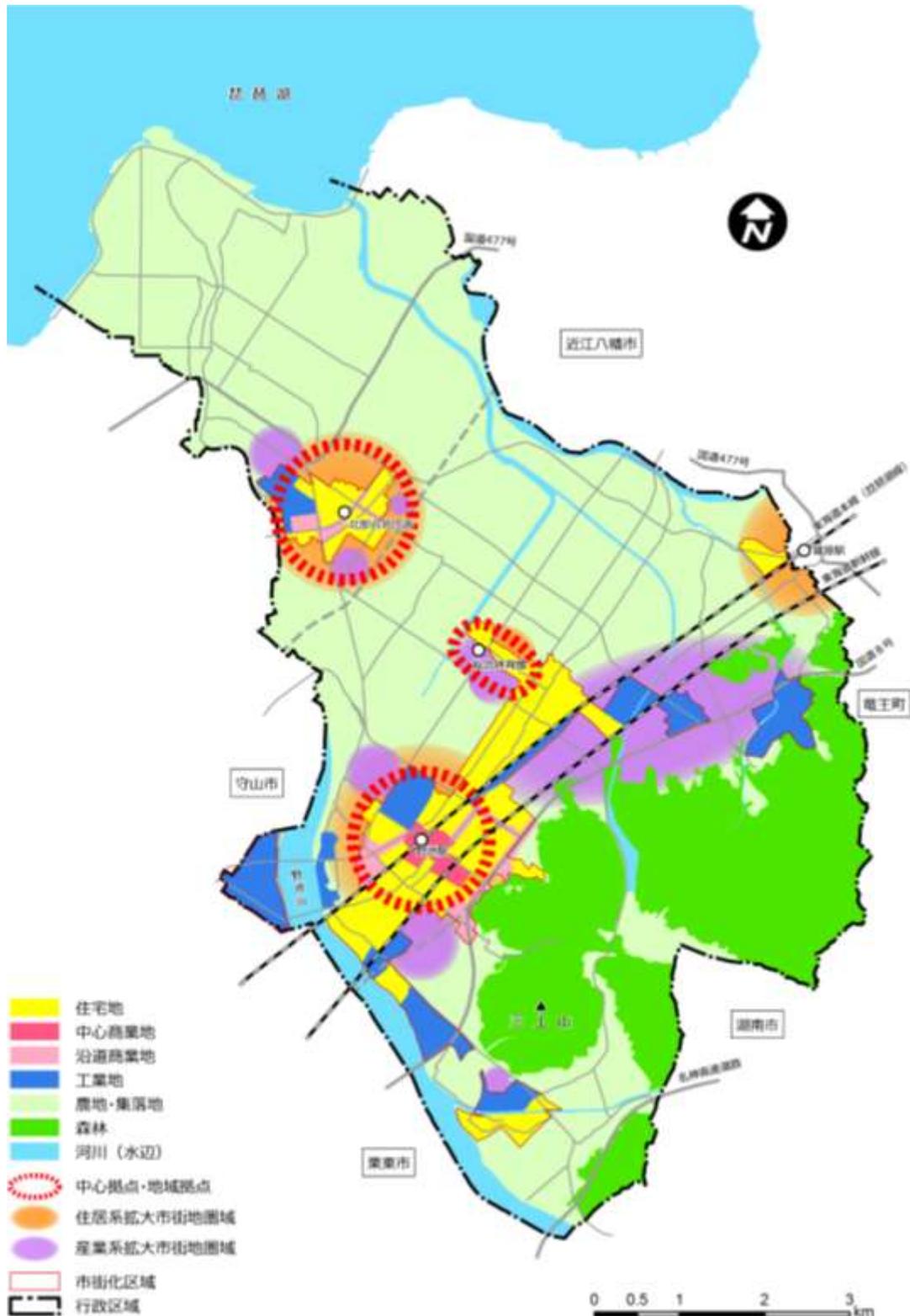
【将来都市構造】



【土地利用方針】

- 既成市街地については、周辺の自然環境・景観との調和に配慮しつつ、道路等の都市施設の整備を進め、快適で安全な住環境の形成を図るとともに、拠点を中心としたコンパクトな都市空間の形成を図る。
- 市街化調整区域については、優良農地、災害の危険のある区域、自然環境形成の必要がある区域については保全を図る。

【土地利用方針図】



3. 野洲市交通ネットワーク構想

策定年次

策定年次：平成25（2013）年3月

施策

1. 広域ネットワーク

- 「滋賀交通ビジョン（案）」を踏まえつつ、滋賀県のほぼ中央に位置する優位性を活用した取組みを検討する。

参考：滋賀交通ビジョン検討中間報告書の概要



2. 地域ネットワーク

【野洲市の活性化のための移動性・アクセス性の向上】

- 市民の円滑な移動確保と近隣市町との連携交流強化
- 市内企業活動の活性化と円滑な物流の確保

【交通渋滞の解消】

- 構造的障害の解消
- 交通の性格（通過、市内外、市内）に対応した道路網の整備
- 交差点改良
- 公共交通の維持・強化と交通機関の連携強化
- 交通結節点の機能強化

【安全・安心の確保】

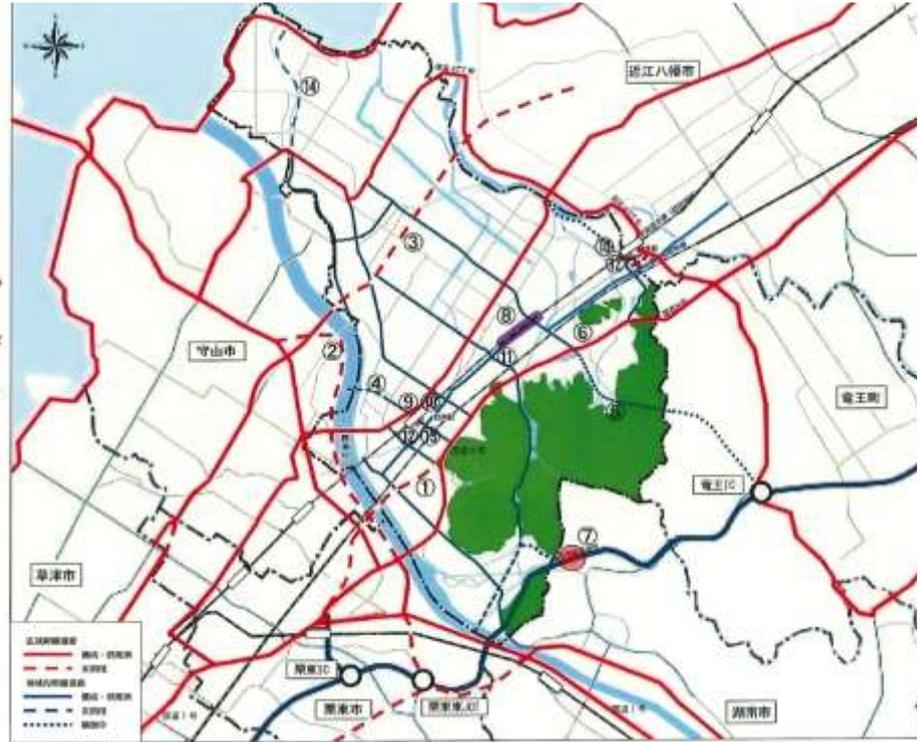
- 危機管理（緊急輸送道路の確保、ヘリコプターの活用）
- 交通安全施設整備
- 集落内道路（緊急車両、福祉車両等の円滑な通行）
- 交通施設のユニバーサルデザイン化の推進

【環境保全】

- 脱自家用車の取組みの推進
- 駅前の交通結節点としての環境整備
- 道路の景観形成

- A<野洲市の活性化のための移動性・アクセシビリティの向上>
- B<交通渋滞の解消>
- C<安全・安心の確保>
- D<環境保全>

- ①国道8号野洲東バイパス…A・B
- ②野洲駅前線…A・B
- ③大津駅前幹線…A・B
- ④野洲駅北口線…B
- ⑤国道8号野洲中線の電王インターチェンジへの延伸…B
- ⑥国道8号バイパスの電王駅に向けた老舗軒置架設…B
- ⑦奈良IC-電王IC間のスマートインターチェンジの整備…A・B
- ⑧駅前設置機材…A・B
- ⑨交通結節点へと繋がる道路の洗淨機設置の検討…B
- ⑩駅前の交通結節点としての環境整備…B
- ⑪ペリポートの建設…C
- ⑫駅及び周辺にバリアフリー整備の早期実施…C
- ⑬野洲駅前口における電線等の地中化…D
- ⑭国道8号東バイパス…A



3.実現に向けて

- まちづくりと一体となった交通の整備、持続可能な交通ネットワークづくり、環境保全に寄与する交通対策といった3つの視点に基づき取り組む。



4. 野洲市道路整備計画

策定年次

策定年次：令和4年度

基本理念

人と自然にやさしく誰もが快適で安全・安心な道づくり

基本方針

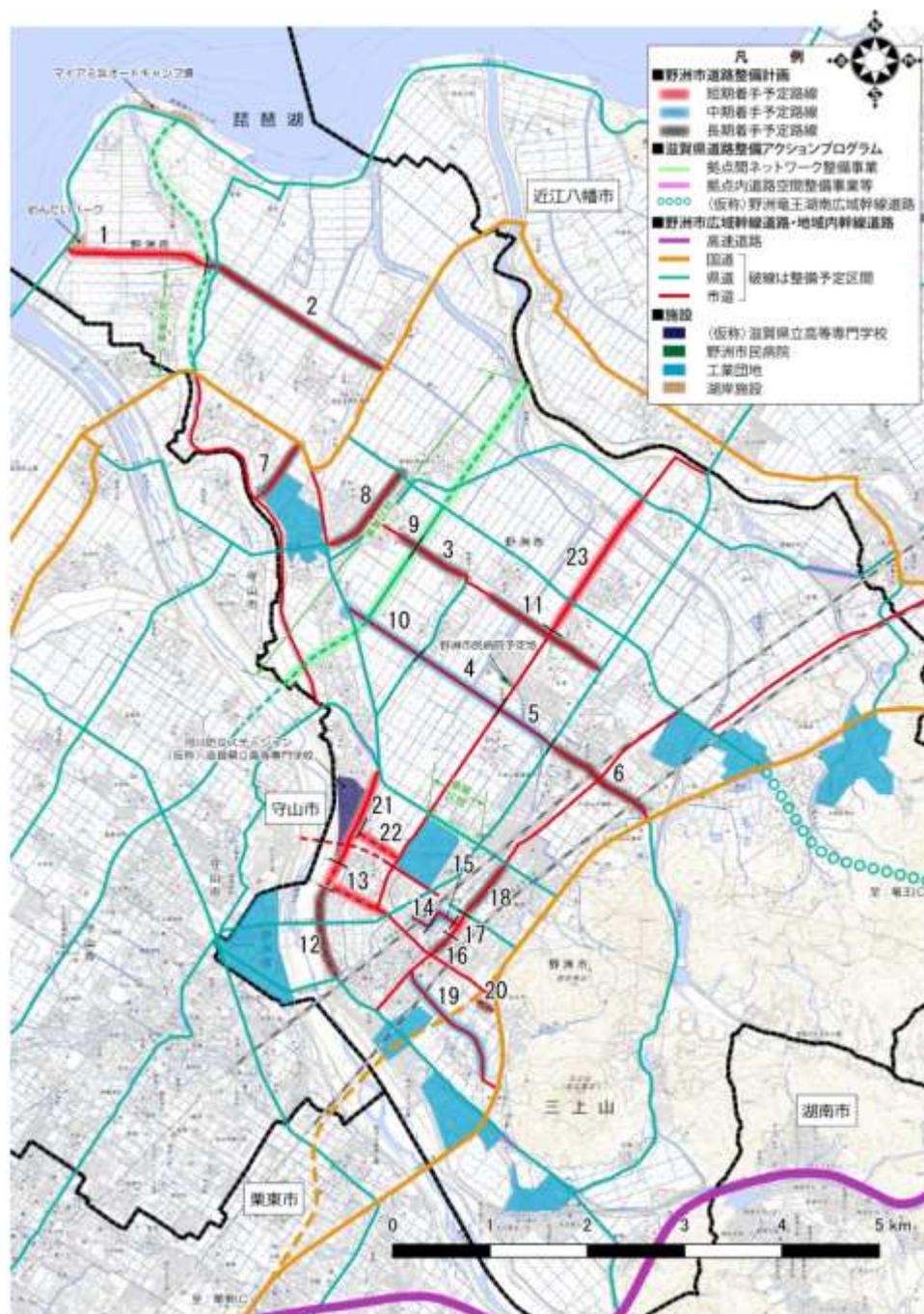
基本方針1：幹線道路と連携した移動しやすい道路ネットワークの構築

基本方針2：豊かな自然や美しい景観に配慮した安全・快適な道路環境の創出

基本方針3：野洲市の地域特性に対応した計画的な道路の維持・整備推進

道路整備計画

【道路整備計画図】



5. 野洲市国土強靱化地域計画

| |
|---|
| 策定年次 |
| 策定年次：令和元年度（最終改訂：令和4年度） |
| 基本目標 |
| (1) 人命の保護が最大限図られること (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興 |
| 事前に備えるべき目標 |
| (1) 発生したときでも人命の保護が最大限図られること。 (2) 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）。 (3) 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること。 (4) 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること。 (5) 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと。 (6) 発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。 (7) 制御不能な二次災害を発生させないこと。 (8) 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。 |
| 基本的な取組み方針 |
| (1) 国土強靱化の取組姿勢 大規模災害に対し、国、県、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。 |
| (2) 適切な施策の組み合わせ 災害リスクに応じて、本市の特性に合ったハード対策（防災施設の整備、施設の耐震化等）とソフト対策（災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。 市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組みます。 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。 |
| (3) 効率的な施策の推進 将来的に予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。 既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。 |
| (4) 計画の進捗管理 地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。 具体的には、設定した重要業績評価指標(KPI)をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に地域計画を改訂します。こうした点検と評価により、地域計画で掲げた目標の管理を着実に進めていきます。 |

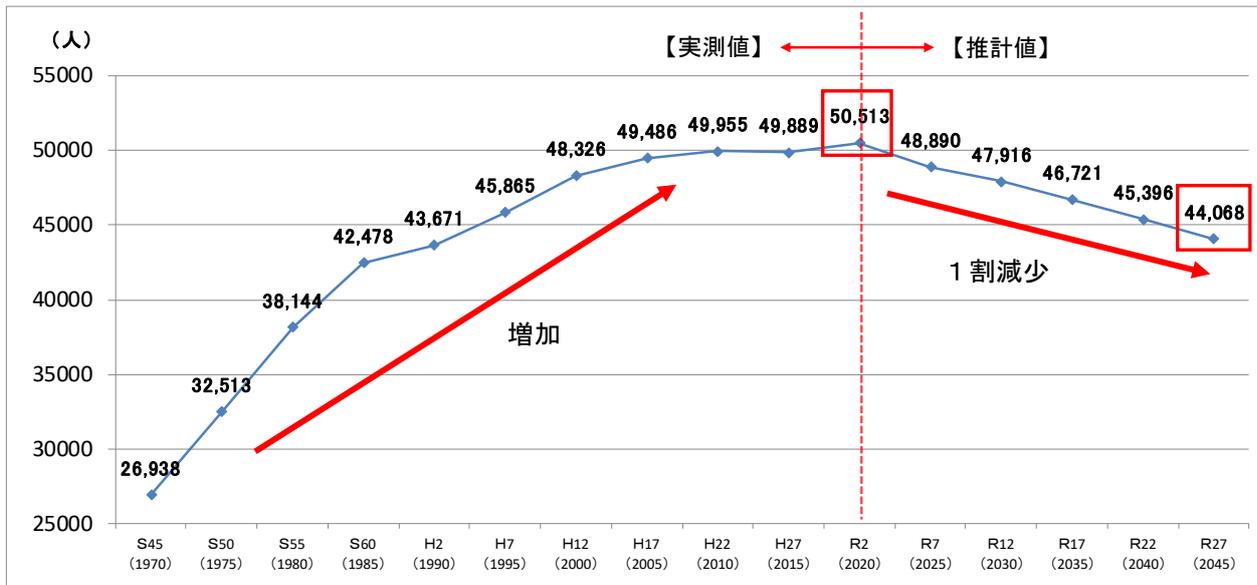
第3章. 野洲市の現状と課題

1. 人口の推移

1) 人口の推移

昭和45(1970)年から令和2(2020)年までの野洲市の人口の推移を見ると、昭和40年代後半以降増加傾向となつていますが、近年はその傾向が鈍化し、横ばいから微増となつています。

国立社会保障・人口問題研究所による令和7(2025)年以降の将来人口推計の結果では、将来的には減少傾向が続き、令和2(2020)年が50,513人であるのに対し、令和27(2045)年時点で44,068人と1割以上減少することが推計されています。



出典) 国勢調査(令和2(2020)年まで)、国立社会保障・人口問題研究所(令和7(2025)年以降)

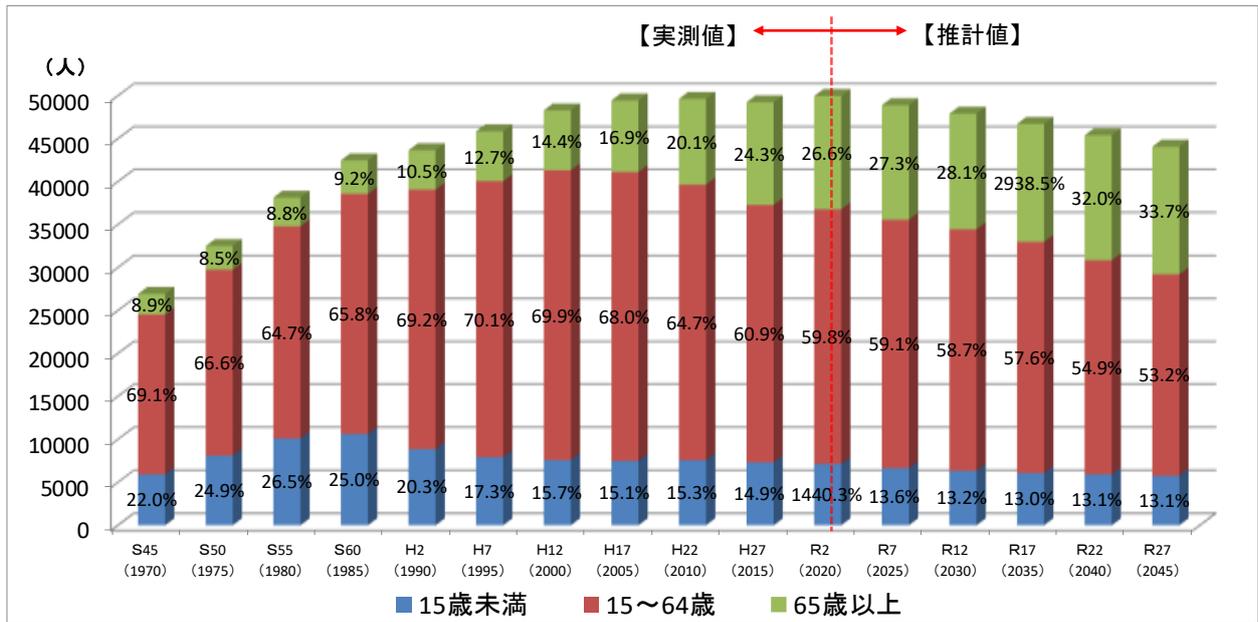
図 3.1 人口の推移

2) 年齢構成別人口割合の推移

野洲市の年齢構成別人口割合の推移を見ると、年少人口（15歳未満）は昭和60（1985）年以降、減少傾向を示し、生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降、減少傾向を示しています。一方で、老年人口（65歳以上）は年々増加しています。

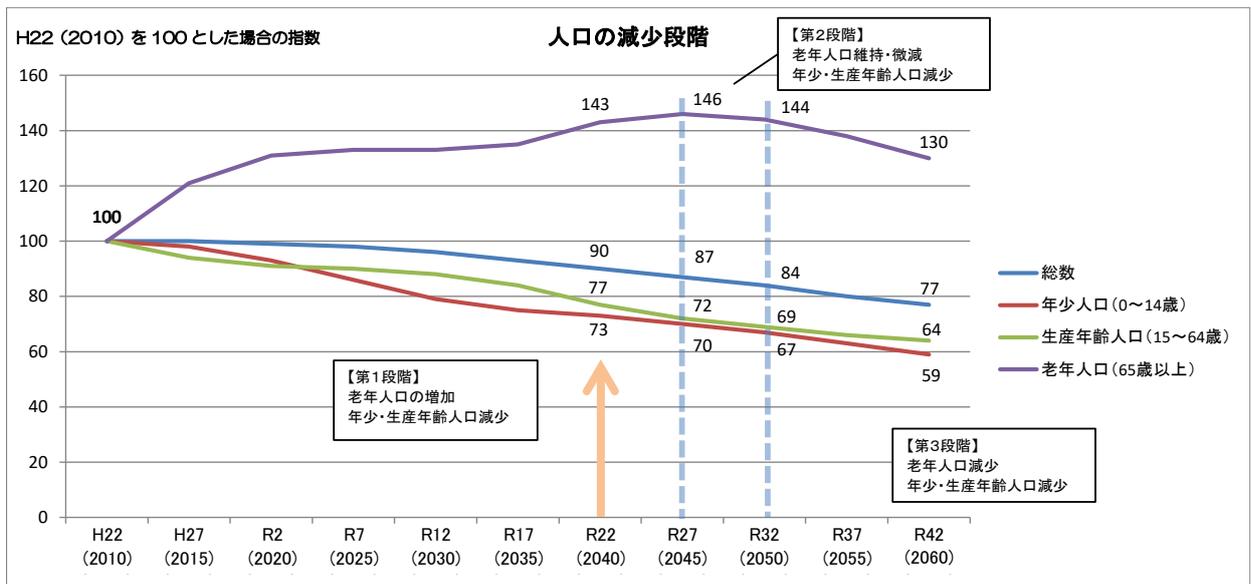
国立社会保障・人口問題研究所による令和7（2025）年以降の将来人口推計の結果では、今後もこの傾向は続くことが予想されており、令和2（2025）年の老年人口割合が26.6%であるのに対し、令和27（2045）年時点で33.7%と約7%増加することが予想されています。

推測される人口減少を年齢構成別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少し続ける一方で、老年人口は増加を続け、令和17（2035）年から令和22（2040）年に大きく増加すると見込まれます。その後、令和27（2045）年以降は老年人口も減少していきます。



出典) 国勢調査 (令和2 (2020) 年まで)、国立社会保障・人口問題研究所 (令和7 (2025) 年以降)

図 3.2 年齢構成別人口割合の推移



出典) 野洲市人口ビジョン

図 3.3 人口の減少段階

3) 人口動態・移動の状況

(1) 人口動態の状況

出生数の推移を平成20(2008)年からみると、平成28(2016)年までは500人前後で横ばい傾向に推移していましたが、平成29(2017)年以降は450人を下回り、令和3(2021)年以降は400人以下となっています。一方、死亡数の推移は、平成26(2014)年までは400人前後で推移していましたが、近年は増加傾向となっており、令和3(2021)年以降は500人前後まで増加しています。

このような状況により、出生数と死亡数の関係は出生数が上回る「自然増」の状態でしたが、近年は「自然減」に転じており、令和3(2021)年以降は「自然減」数が増大しています。

出生数と合計特殊出生率の推移をみると、合計特殊出生率は、平成17(2005)年から令和2(2020)年まで概ね1.7前後で推移していますが、平成25(2013)年、平成29(2017)年は大きく減少しています。なお、令和2(2020)年の合計特殊出生率は、野洲市(1.66)は国(1.33)や滋賀県(1.44)と比べ高くなっています。

社会動態の推移は、平成23(2011)年以降、転入数、転出数ともに2,000人前後で推移し、「社会増」と「社会減」が数年周期で入れ替わっています。

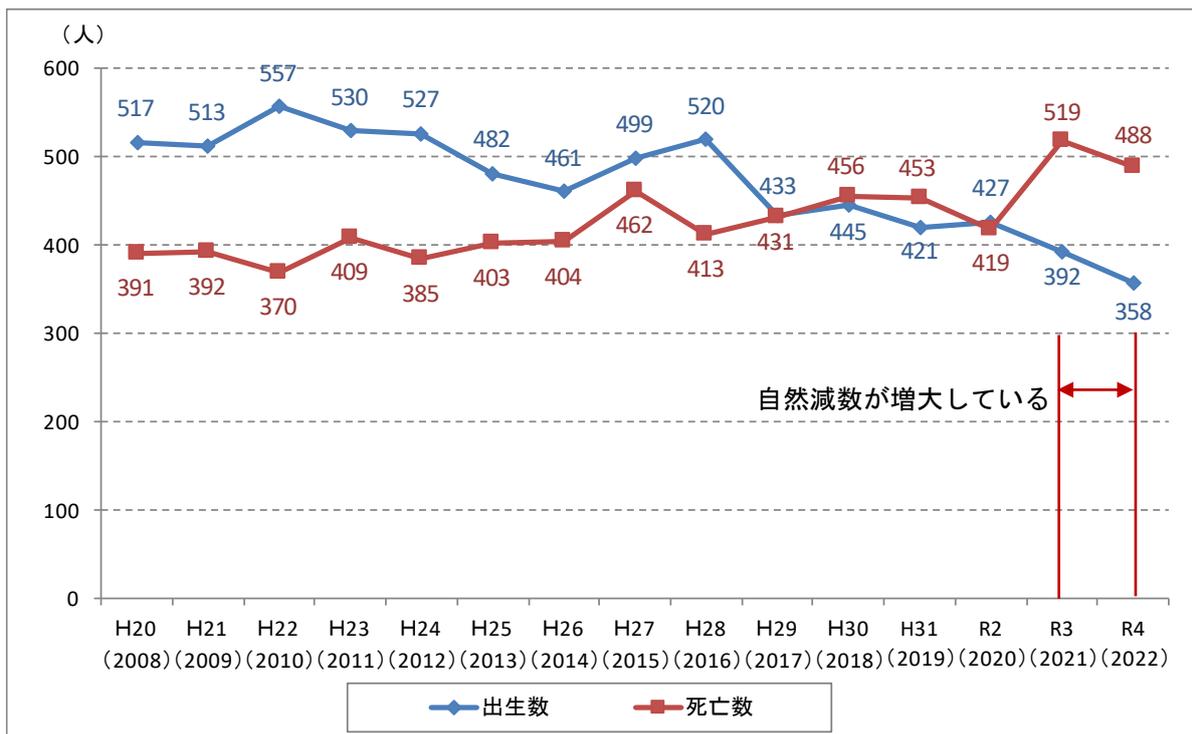
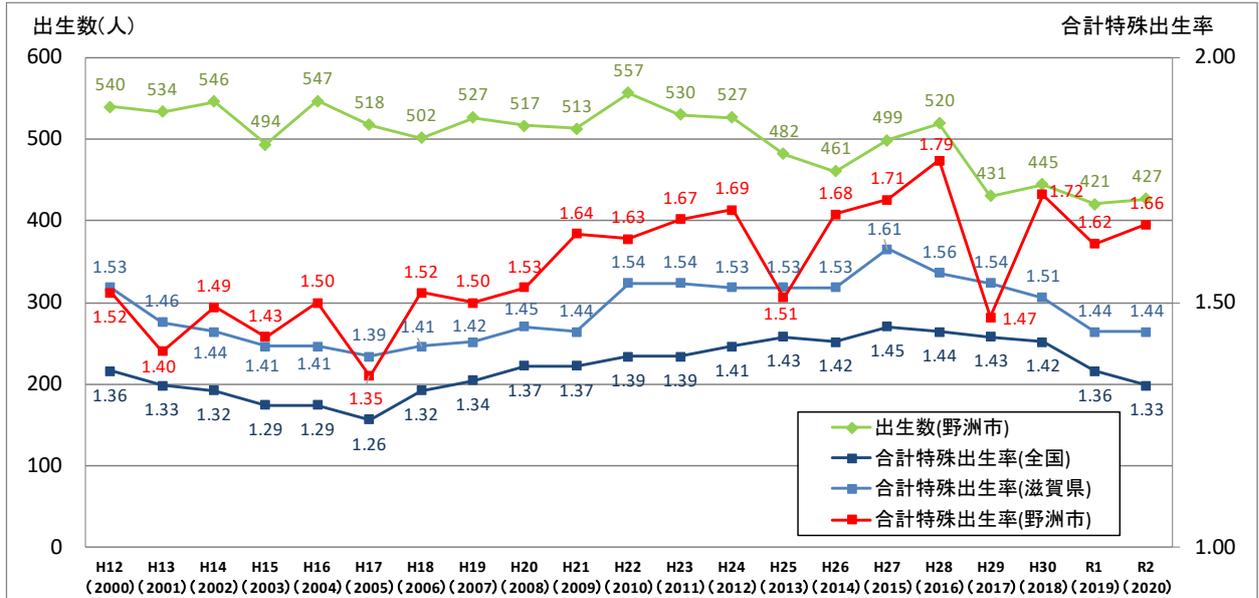
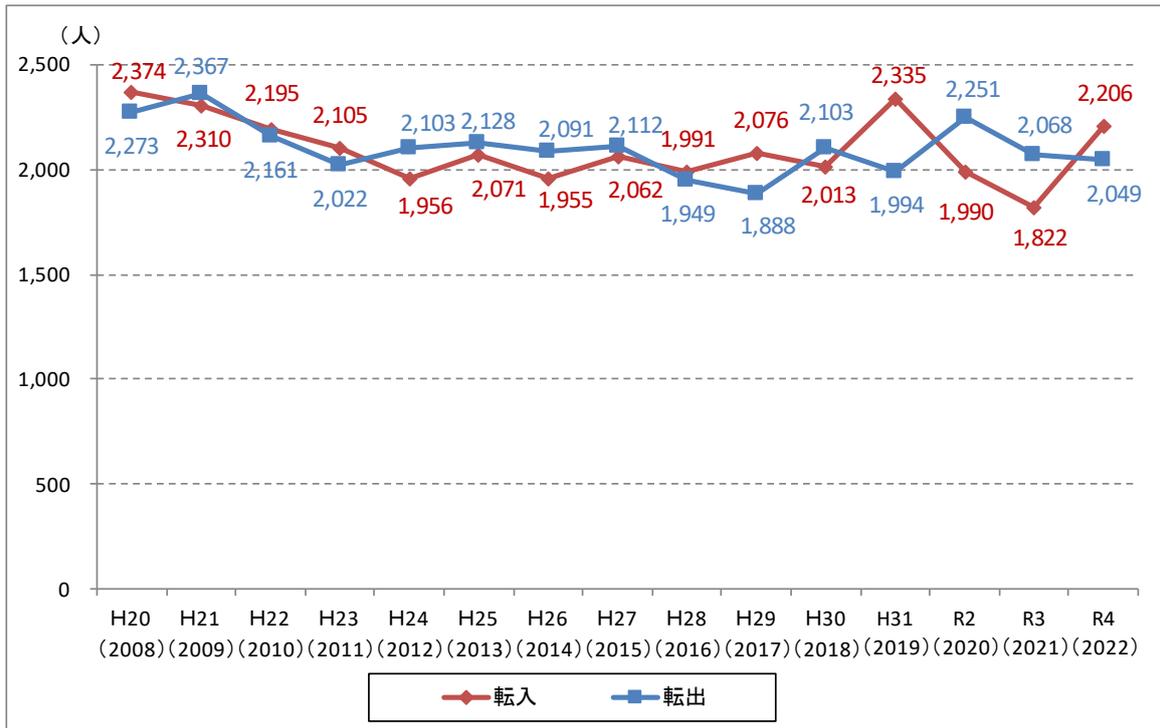


図 3.4 自然動態の推移



出典) 滋賀県推計人口年報 (出生数 ※各年 10/1 現在 (前年 10/1~当年 9/30))
 滋賀県人口動態調査 (合計特殊出生率(全国)、合計特殊出生率(滋賀県))
 南部健康福祉事務所(草津保健所)事業年報 (合計特殊出生率(野洲市) ※5 歳階級別で算出)

図 3.5 出生数と合計特殊出生率の推移



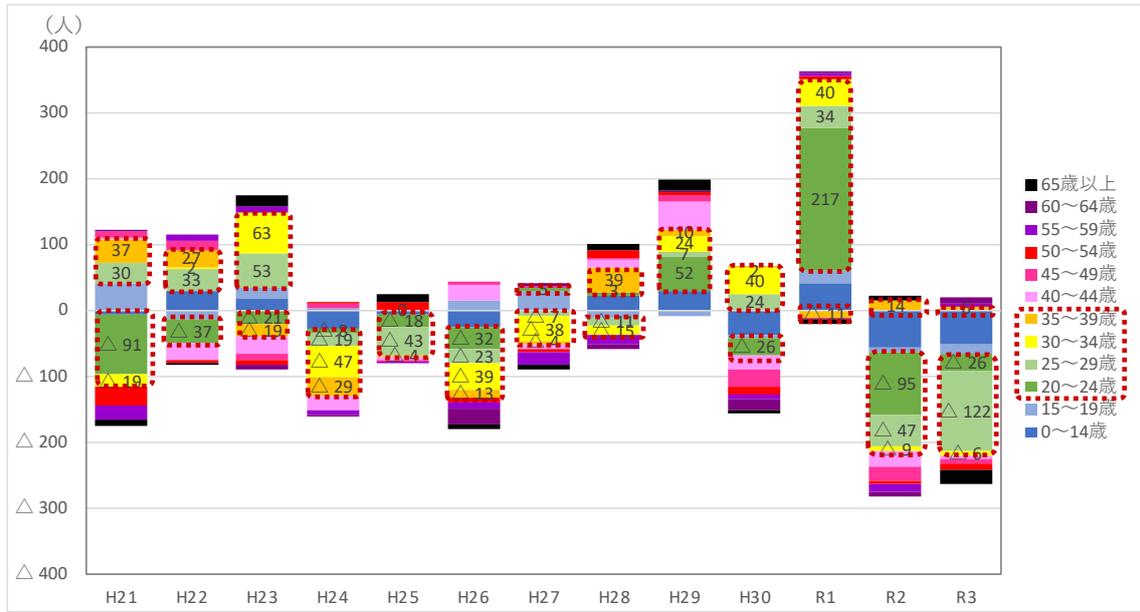
出典) 滋賀県推計人口年報

図 3.6 社会動態の推移

(2) 年齢5歳階級別の人口移動の状況

年齢5歳階級別の人口移動の状況は、20歳代、30歳代の転入超過・転出超過が多く、令和元（2019）年には転入が大きく超過し、令和2（2020）年、令和3（2021）年には転出が大きく超過しています。

一方、40歳代以上は比較的転入超過・転出超過が少ない状況が続いていましたが、平成29（2017）年以降は転入超過・転出超過が増え、令和2（2020）年、令和3（2021）年には転出超過が大きくなっています。



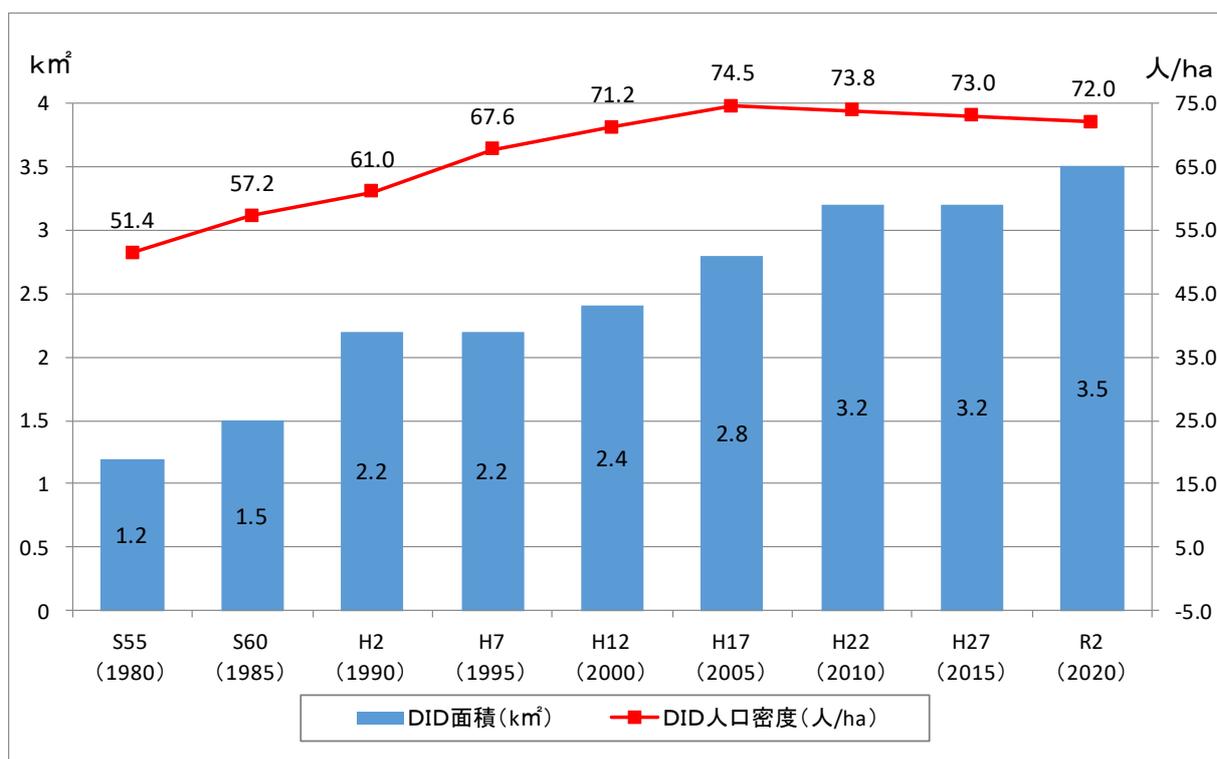
※各年 10/1 現在（前年 10/1～当年 9/30）。マイナスは転出超過を示す。

出典）滋賀県推計人口年報

図 3.7 年齢階級別の人口移動の状況

4) 人口集中地区(DID)の推移

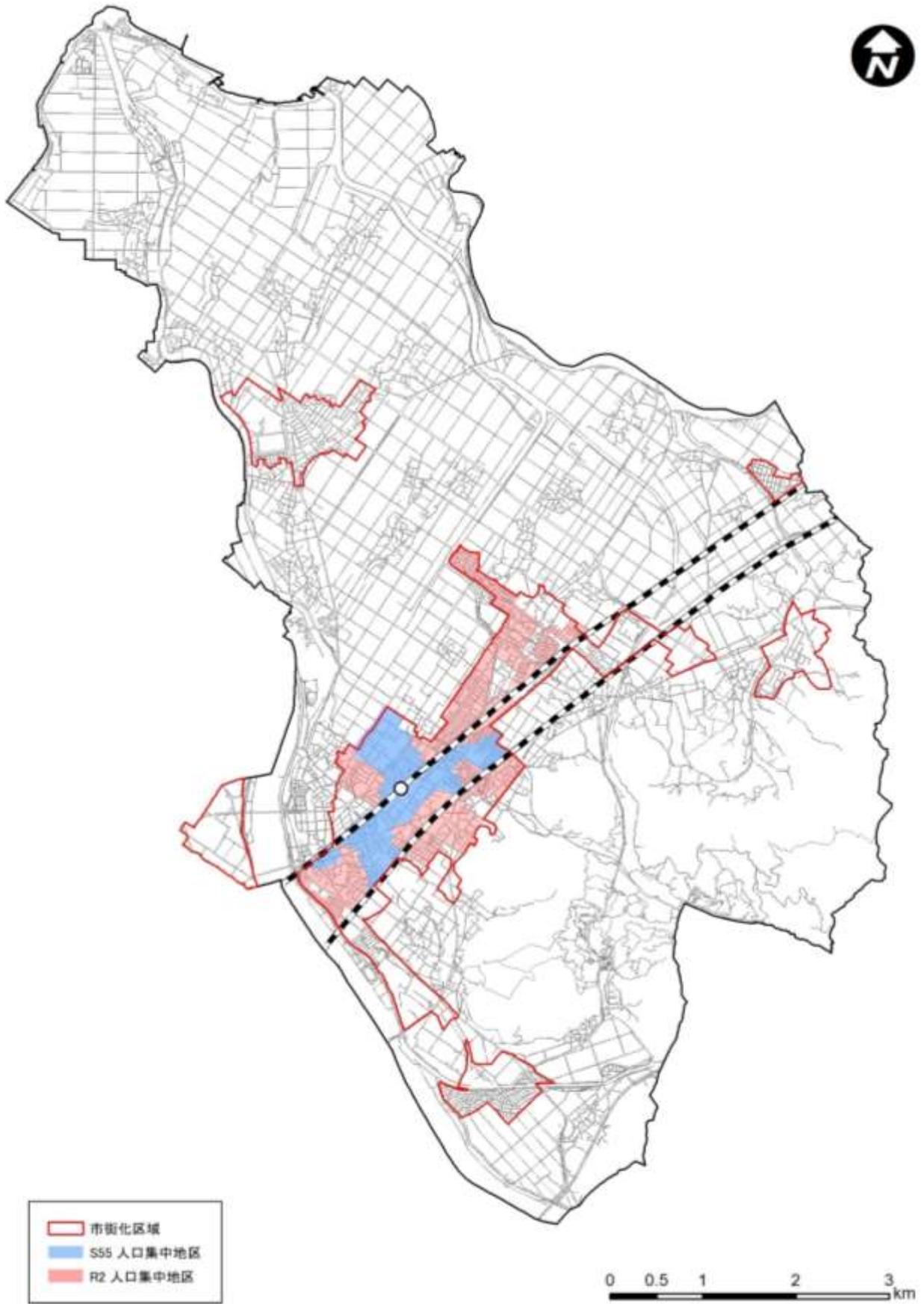
野洲市のDID（人口集中地区）※の推移を見ると、面積は増加傾向が続いており、令和2（2020）年には3.5k㎡まで増加しています。また、人口密度は平成17（2005）年をピークにやや減少傾向にありますが、令和2（2020）年には72.0人/ha（昭和55（1980）年の約1.40倍）と高い水準を保っています。面積についても、昭和55（1980）年ではJR野洲駅周辺のみであったものが令和2（2020）年では祇王地域など広範囲に広がっており、昭和55（1980）年の約2.92倍となっています。



出典) 国勢調査

図 3.8 DID面積と人口密度の推移

※DID（人口集中地区）…統計データに基づいて都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位として、1)原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいう。



出典) 国勢調査

図 3.9 DID地区の推移(昭和 55(1980)年・令和 2(2020)年)

5) 地域別人口の推移

令和27(2045)年には、人口減少とともに市内の多くの地域で人口密度が低下すると推測されます。

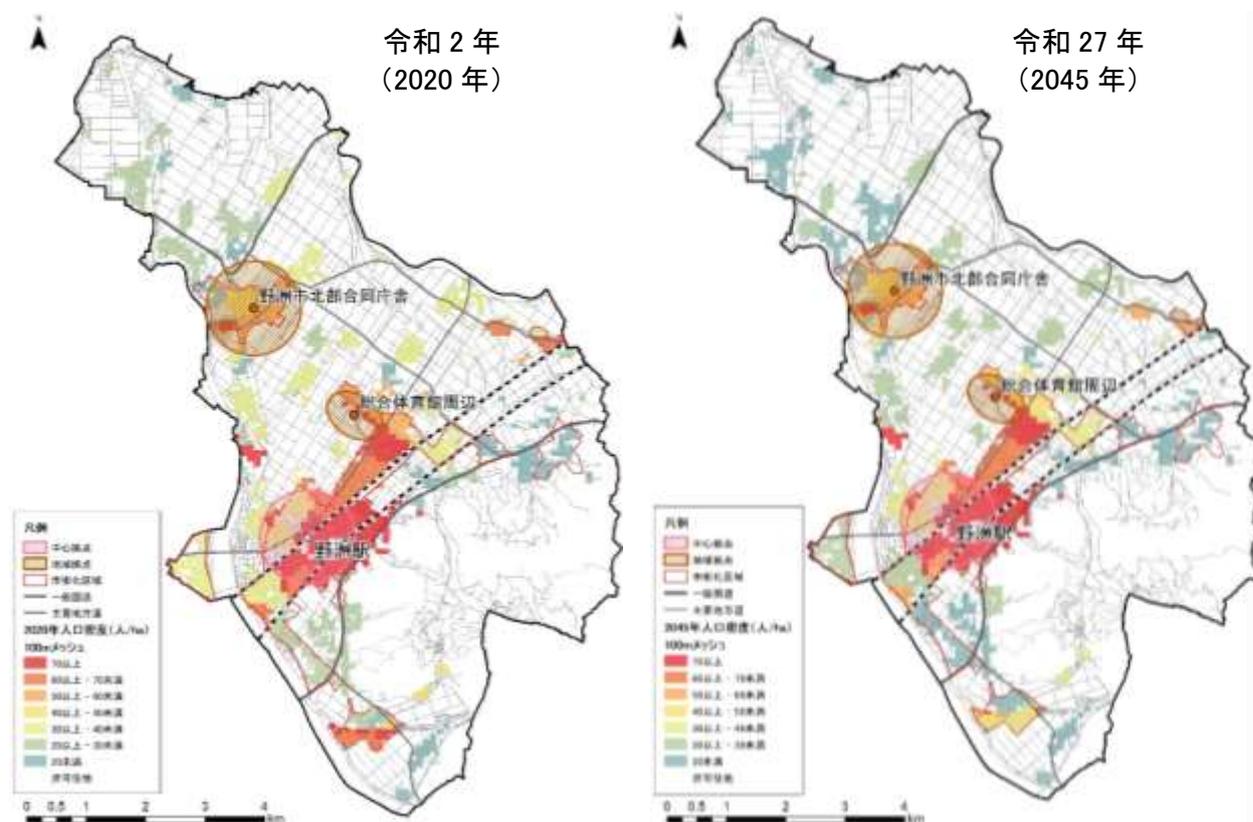


図 3.10 地域別(100m メッシュ)人口の推移

表 3.1 人口・人口密度の推移

| | 人口(人) | | 人口密度(人/ha) | |
|-------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | 令和2 (2020)年 | 令和27 (2045)年 | 令和2 (2020)年 | 令和27 (2045)年 |
| 市街化区域 | 32,325 | 29,596 | 41.8 | 38.2 |
| 行政区域 | 50,514 | 44,915 | 8.3 | 7.4 |

(注) 国土数値情報の100mメッシュデータに基づき算出
出典) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

野洲市の令和2(2020)年と令和27(2045)年の増減をみると、野洲地域や三上地域、北野地域の一部など、人口密度が著しく低下する地区が存在します。

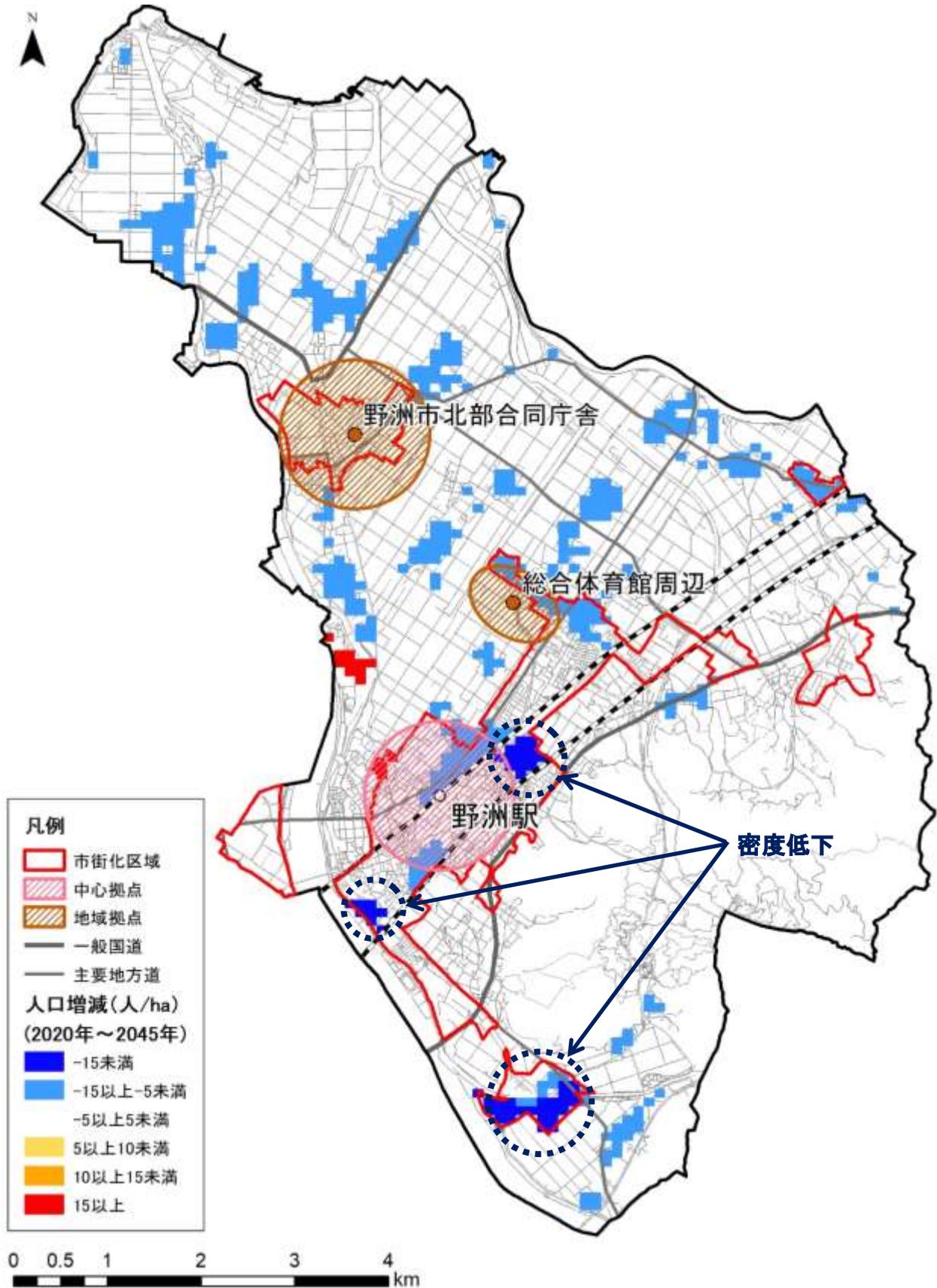


図 3.11 人口密度の増減図(令和2(2020)年～令和27(2045)年)

6) 地域別高齢化率の推移

高齢化率を地域別に見ると、令和2（2020）年には地域差があるものの、令和27（2045）年には大きな地域差は見られなくなり、市内のほぼ全域で30%以上になると推測されます。

高齢化率の増減割合を見ると、JR野洲駅周辺をはじめ、人口密度が高い地区において高齢化率の増加が著しくなっています。

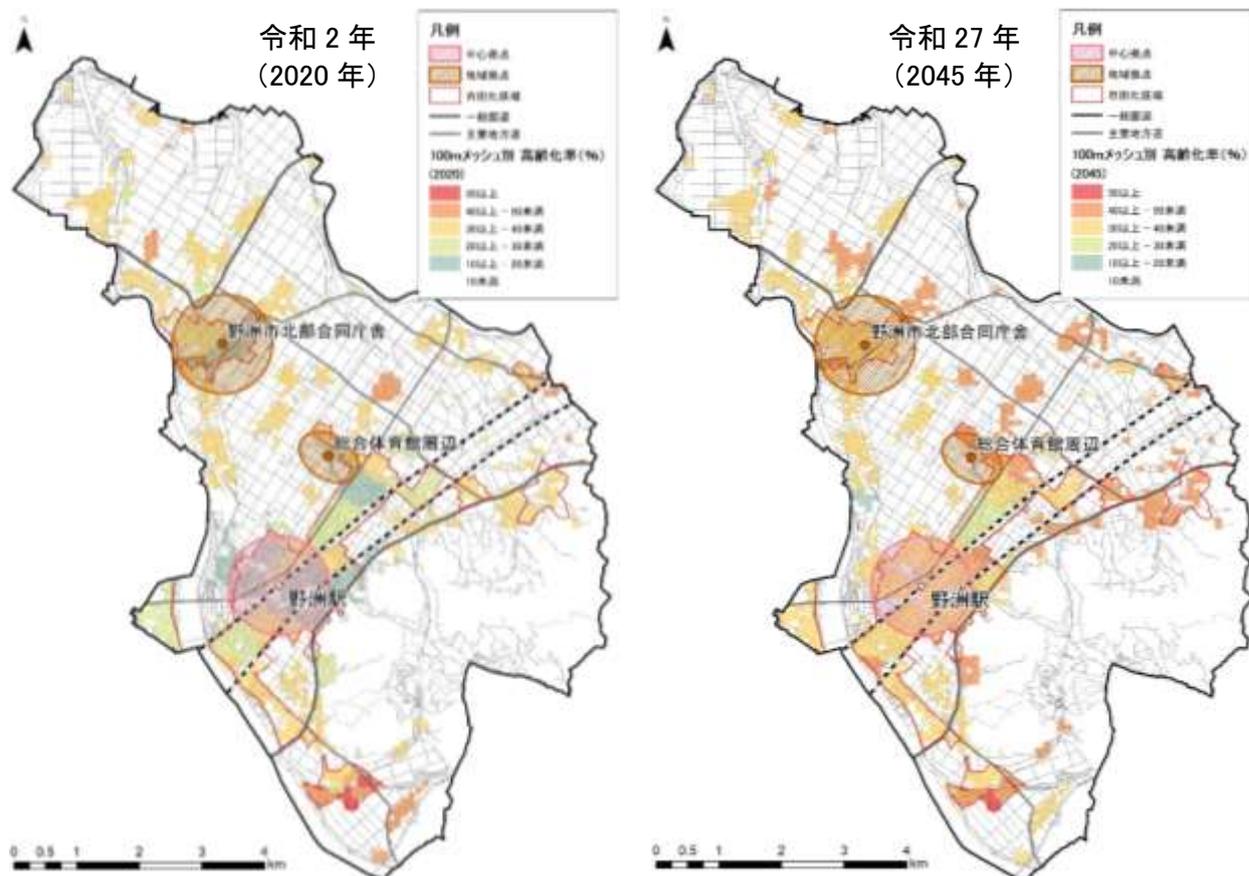


図 3.12 地域別(100mメッシュ)高齢化率の推移

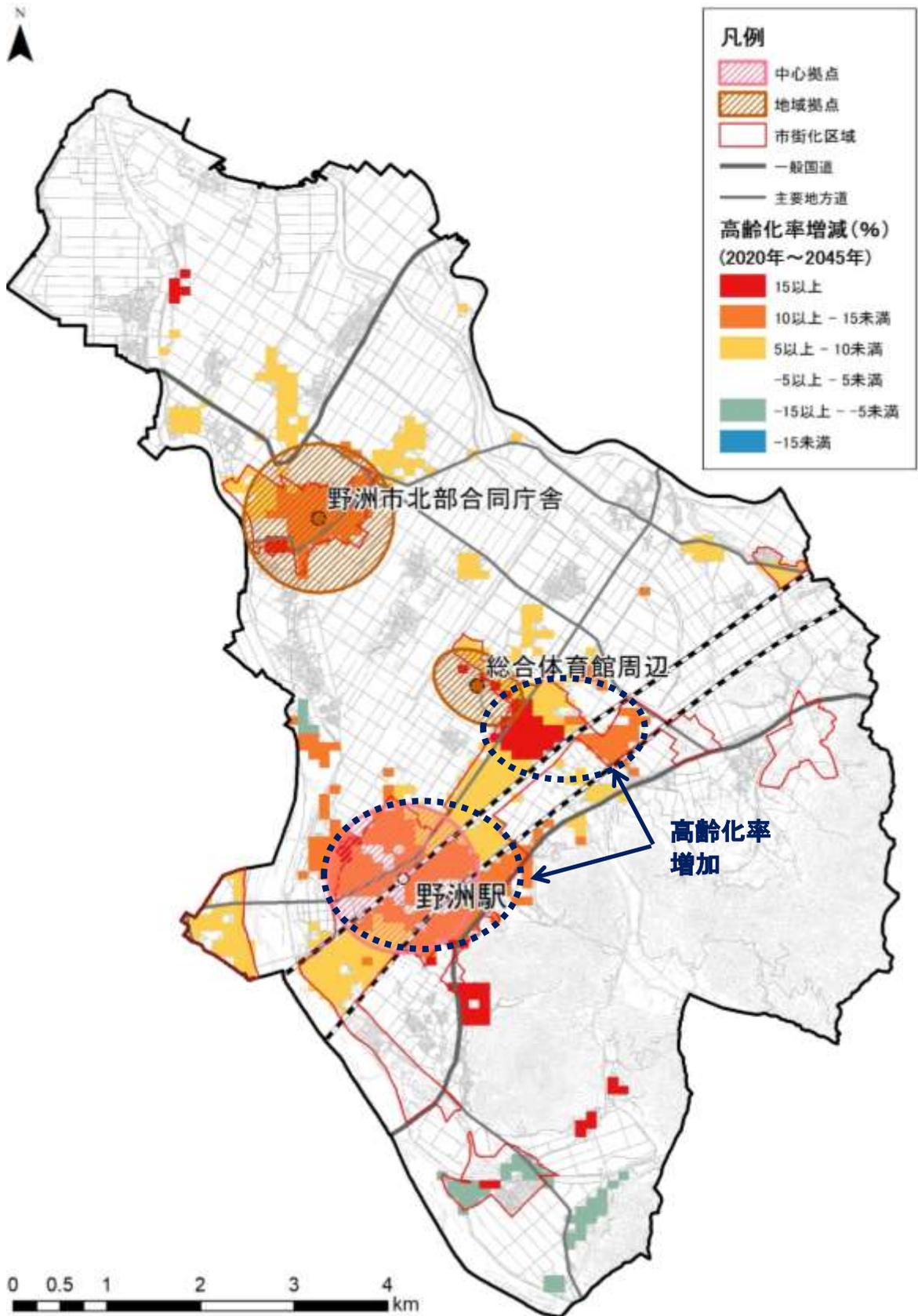


図 3.13 高齢化率の増減図(令和2(2020)年～令和27(2045)年)

7) 人口(移住・定住)に関する市民意向

(1) 住生活基本計画に係るアンケート調査

現在地に住む理由は、「生まれてから今の場所」「通勤・通学に便利」「日常生活に便利」が多く、特に野洲と北野は「通勤・通学に便利」「日常生活に便利」が高くなっています。

住環境の満足度は、「娯楽や余暇の場」「市内交通の便」の不満足度が高く、「市内交通の便」は地区によって評価が分かれ、駅に近いと満足度が高く、駅から離れるほど不満足度が高くなっています。

住環境向上への力点は、「医療施設の整備」が高く、そのなかでも野洲、北野、祇王、篠原が特に高くなっています。

表 3.2 住生活基本計画に係るアンケート調査のまとめ(要点)

| 項目 | アンケート結果のまとめ(要点) |
|-----------|---|
| 現在地に住む理由 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「生まれてから今の場所」が30%と最も多いが、前回※36%より減少。 ● 「通勤・通学に便利」が27%と若干増加し、「日常生活に便利」が22%と大きく増加。 ● 野洲と北野は「通勤・通学に便利」が40%強、「日常生活に便利」が40%と特に多い。 ● 中里や兵主は「生まれてから現在地」が60%前後と多い。 |
| 住環境の満足度 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「総合評価」は、【満足度】(満足+やや満足の合計)が49%と前回42%から増加し、【不満足度】(不満+やや不満の合計)は9%と、前回14%から若干減少。 ● 【満足度】が高い項目は、順に「上水道や下水道の整備」73%、「自然環境の良さ」64%、「日常の買い物」59%。 ● 【不満足度】が高い項目は、順に「娯楽や余暇の場」34%、「市内交通の便」33%、「道路の整備状況」24%。 ● 「市内交通の便」は、地区によって評価が分かれ、駅に近いと満足度が高く、駅から離れるほど不満足度が高い。 |
| 住環境向上への力点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「医療施設の整備」が42%と最も高く、前回38%(1番目)から増加。 ● 2番目は「高齢者福祉施設の整備」が40%で前回27%(4番目)から大きく増加。 ● 3番目は「道路の整備」32%で前回33%(2番目)と同程度であり、逆に、「自然環境の維持・保全」が19%と前回29%から減少。 ● 地区別にみると、野洲、北野、祇王、篠原では「医療施設の整備」が最も高く、三上、中里、兵主では「高齢者福祉施設の整備」、篠原、三上では「道路の整備」が高い。 |

出典) 第2次野洲市住生活基本計画(平成28(2016)年3月)

※前回…策定時に実施した市民アンケート調査結果

野洲市地域住宅計画(野洲市住生活基本計画(平成19(2007)年3月))

8) 流入・流出人口の状況

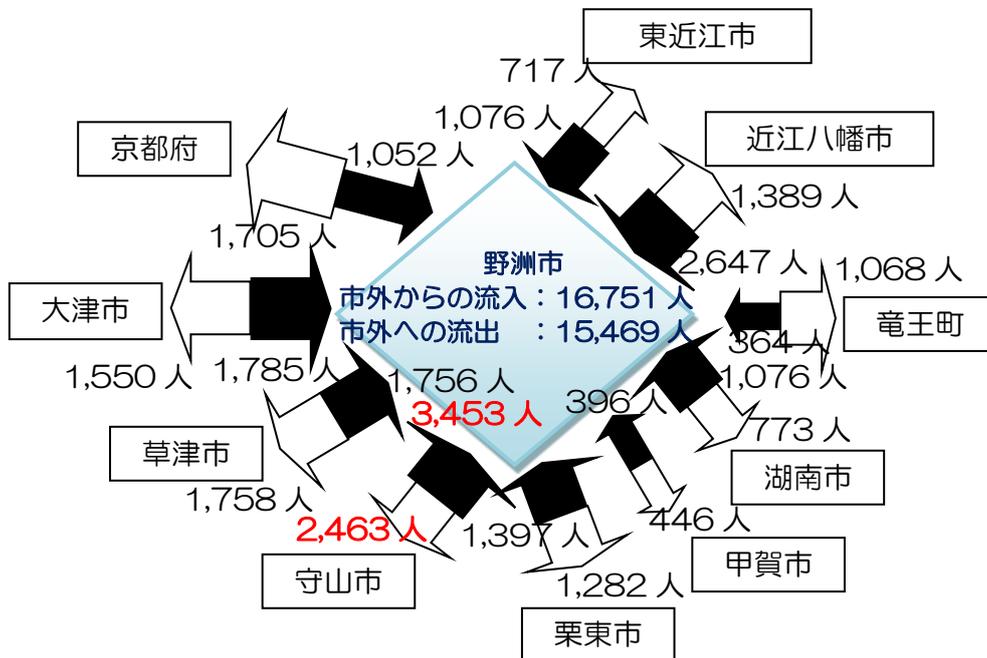
就業や通学による流入・流出人口の推移を見ると、流入人口は増加傾向が続いていますが、流出人口は平成27(2015)年に減少に転じています。昼間人口は夜間人口を下回っていましたが、昼夜間人口比率は増加傾向が続き、令和2(2020)年には昼間人口が上回りました。

令和2(2020)年の流入元・流出先は、守山市などの近隣都市が多く占めており、近隣都市との交流が多いことが分かります。

表 3.3 流入・流出人口の推移

| | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 夜間人口(常住人口)(人) | 48,293 | 49,453 | 49,955 | 49,889 | 50,513 |
| 昼間人口(人) | 46,002 | 46,665 | 48,673 | 49,486 | 52,035 |
| 昼夜間人口比率(%) | 95.3 | 94.4 | 97.4 | 99.2 | 103.0 |
| 市外からの就業者(流入人口)(人) | 13,388 | 13,248 | 13,860 | 14,839 | 16,473 |
| 市外からの通学者(流入人口)(人) | 233 | 215 | 322 | 404 | 278 |
| 市外からの流入人口合計(人) | 13,621 | 13,463 | 14,182 | 15,243 | 16,751 |
| 市外への就業者(流出人口)(人) | 13,510 | 14,006 | 14,035 | 13,624 | 13,596 |
| 市外への通学者(流出人口)(人) | 2,326 | 2,134 | 2,147 | 2,116 | 1,873 |
| 市外への流出人口合計(人) | 15,836 | 16,140 | 16,182 | 15,740 | 15,469 |
| 差引増減(人) | -2,215 | -2,677 | -2,000 | -497 | 1,282 |

出典) 国勢調査



出典) 国勢調査(令和2(2020)年)

図 3.14 主な流入元・流出先

2. 医療・介護に関する現況

1) 疾病別医療費割合(入院・外来)

入院、外来とも「がん」の占める割合が高いですが、滋賀県や国もほぼ同じような状況です。

生活習慣病の視点から見ると、入院では狭心症、脳梗塞、脳出血、糖尿病の医療費が高く、外来では糖尿病、高血圧症といった疾病の医療費が高い状況です。

表 3.4 疾病別医療費割合

(単位:%)

| | 入院 | | | 外来 | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 野洲市 | 滋賀県 | 国 | 野洲市 | 滋賀県 | 国 |
| がん | 19.7 | 21.1 | 19.1 | 13.7 | 12.3 | 10.9 |
| 狭心症 | 3.8 | 4.4 | 2.8 | 1.3 | 1.3 | 0.9 |
| 脳梗塞 | 3.5 | 2.8 | 3.0 | 0.4 | 0.5 | 0.6 |
| 脳出血 | 2.2 | 1.5 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 糖尿病 | 1.4 | 1.2 | 1.1 | 8.8 | 8.6 | 8.3 |
| 動脈硬化症 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.2 |
| 高血圧症 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 7.1 | 7.8 | 7.7 |
| 心筋梗塞 | 0.8 | 1.0 | 0.8 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 脂質異常症 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 5.9 | 5.6 | 4.9 |
| 高尿酸血症 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 脂肪肝 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| 精神 | 12.2 | 10.8 | 15.0 | 5.0 | 4.7 | 5.7 |
| 筋・骨格 | 8.7 | 7.9 | 7.7 | 8.0 | 8.9 | 9.0 |

KDB帳票No.45「疾病別医療費分析(生活習慣病)」

総点数(入院・外来)に占める割合である。

各年度1年間の累計

出典) 第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期野洲市特定健康診査等実施計画(平成30年3月)

2) 被保険者1人当たり医療費(入院)

1人当たりの医療費を見ると、狭心症、脳梗塞、脳出血の医療費が高い状況で、なかでも、脳梗塞や脳出血は滋賀県や国よりも医療費が高くなっています。

表 3.5 1人当たり医療費(入院)

(単位:円)

| | 野洲市 | 滋賀県 | 国 |
|-----|-------|-------|-------|
| 狭心症 | 4,941 | 5,595 | 3,269 |
| 脳梗塞 | 4,574 | 3,552 | 3,517 |
| 脳出血 | 2,949 | 1,962 | 1,884 |

KDB帳票No.45「疾病別医療費分析(生活習慣病)(CSV)」より国保連合会で作成

算出方法:1人当たり医療費は、レセプト総点数×10÷被保険者数(H29(2017)年3月時点)で計算する。

出典) 第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期野洲市特定健康診査等実施計画(平成30年3月)

3) 被保険者1人当たり医療費(外来)

1人当たりの医療費を見ると、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の医療費が高い状況で、なかでも、糖尿病や脂質異常症は滋賀県や国よりも医療費が高くなっています。

表 3.6 1人当たり医療費(外来)

(単位：円)

| | 野洲市 | 滋賀県 | 国 |
|-------|--------|--------|--------|
| 糖尿病 | 16,934 | 15,910 | 14,745 |
| 高血圧症 | 13,648 | 14,444 | 13,730 |
| 脂質異常症 | 11,408 | 10,334 | 8,663 |

KDB帳票No.45「疾病別医療費分析(生活習慣病)(CSV)」より国保連合会で作成

算出方法:1人当たり医療費は、レセプト総点数×10÷被保険者数(H29(2017)年3月時点)で計算する。

出典) 第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期野洲市特定健康診査等実施計画(平成30年3月)

4) 要支援・要介護認定者の状況と推計

要支援・要介護認定者数の推移(平成24(2012)～28(2016)年)を見ると、平成28(2016)年は2,186人と年々増加しており、ここ5年で400人近く増加しています。介護度別では、要支援1と要介護1、要介護3の伸びが大きく、滋賀県や全国平均の伸びを上回る一方、要支援2や要介護2は、滋賀県や全国平均の伸びを下回る状況です。また、要介護5は、大きく減少しています。

表 3.7 要支援・要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成24 (2012) 年 | 平成25 (2013) 年 | 平成26 (2014) 年 | 平成27 (2015) 年 | 平成28 (2016) 年 | 24→28 年増減率 | 【参考】 24→28年増減率 | |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------|-------------------|-------|
| | | | | | | | 滋賀県 | 全国 |
| 要支援1 | 190 | 226 | 268 | 309 | 332 | 74.7% | 47.8% | 23.4% |
| 要支援2 | 228 | 225 | 219 | 221 | 226 | -0.9% | 19.0% | 16.8% |
| 要介護1 | 367 | 406 | 440 | 466 | 499 | 36.0% | 22.3% | 22.8% |
| 要介護2 | 385 | 375 | 372 | 381 | 402 | 4.4% | 14.8% | 12.3% |
| 要介護3 | 222 | 257 | 301 | 322 | 302 | 36.0% | 13.7% | 12.5% |
| 要介護4 | 220 | 235 | 230 | 234 | 264 | 20.0% | 11.5% | 12.0% |
| 要介護5 | 201 | 193 | 195 | 175 | 161 | -19.9% | -2.0% | -1.2% |
| 合計 | 1,813 | 1,917 | 2,025 | 2,108 | 2,186 | 20.6% | 17.7% | 14.8% |
| 認定率* | 16.9% | 17.1% | 17.0% | 17.2% | 17.3% | | | |
| 第1号被 保険者数 | 10,703 | 11,238 | 11,912 | 12,272 | 12,606 | 17.8% | 14.8% | 12.2% |

資料:介護保険事業状況報告(各年10月末現在)

出典) 第7期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～令和2(2020)年度)

※認定率…第1号被保険者数に占める認定者数合計の割合

要支援・要介護認定者の近年の状況（平成27（2015）～29（2017）年度）も、増加傾向にあり、平成29（2017）年度の認定者数は2,213人、第1号被保険者数に対する認定率は17.7%となっています。

野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における要支援・要介護認定者の推計値を見ると、認定者数、認定率ともに増加が見込まれています。

表 3.8 要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 平成27 (2015) 年度 | 平成28 (2016) 年度 | 平成29 (2017) 年度 | 平成30 (2018) 年度 | 令和元 (2019) 年度 | 令和2 (2020) 年度 | 令和7 (2025) 年度 |
| 要支援1 | 303 | 328 | 305 | 348 | 374 | 400 | 500 |
| 要支援2 | 217 | 218 | 200 | 206 | 204 | 204 | 246 |
| 小計 | 520 | 546 | 505 | 554 | 578 | 604 | 746 |
| 要介護1 | 457 | 500 | 562 | 582 | 629 | 680 | 839 |
| 要介護2 | 382 | 404 | 381 | 405 | 429 | 451 | 586 |
| 要介護3 | 317 | 305 | 323 | 294 | 279 | 279 | 345 |
| 要介護4 | 239 | 260 | 286 | 316 | 345 | 375 | 465 |
| 要介護5 | 171 | 156 | 156 | 138 | 134 | 128 | 144 |
| 小計 | 1,566 | 1,625 | 1,708 | 1,735 | 1,816 | 1,913 | 2,379 |
| 合計 | 2,086 | 2,171 | 2,213 | 2,289 | 2,394 | 2,517 | 3,125 |
| 認定率 | 17.2% | 17.6% | 17.7% | 18.0% | 18.5% | 19.1% | 23.3% |
| 第1号被 保険者数 | 12,115 | 12,326 | 12,535 | 12,749 | 12,960 | 13,170 | 13,388 |

出典) 第7期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30(2018)～令和2(2020)年度）

※実績は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

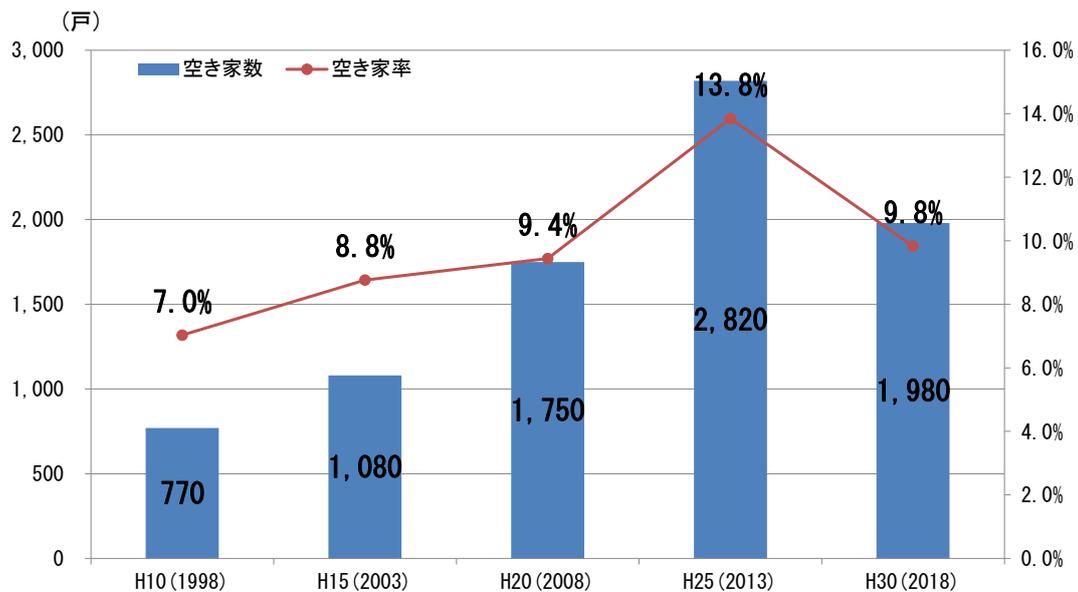
※推計は、要介護認定者の伸び率等を勘案した推計値

3. 都市の現況

1) 空き家の動向

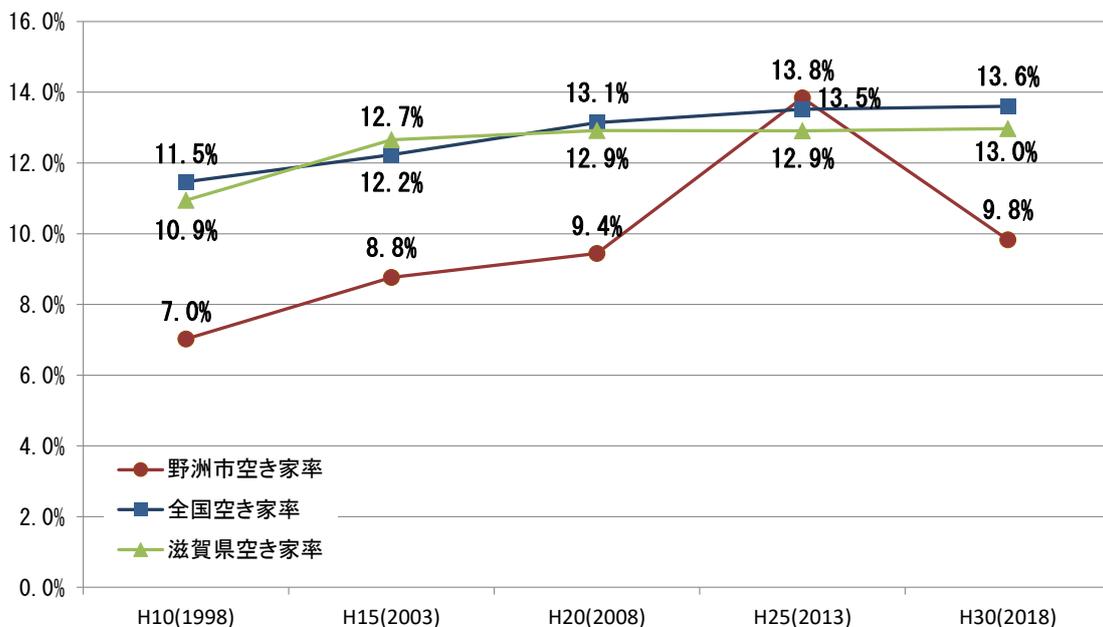
住宅・土地統計調査※における空き家の推移を見ると、空き家数・空き家率は増加傾向が続いていましたが、平成30（2018）年には減少に転じています。

全国・滋賀県及び野洲市の空き家率の推移を比較すると、野洲市は全国や滋賀県に比べ概ね低い値で推移しています。



出典) 住宅・土地統計調査※

図 3.15 空き家数と空き家率の推移



出典) 住宅・土地統計調査※

図 3.16 空き家率の推移の比較

※住宅・土地統計調査…全戸調査ではなくランダムに抽出される地区を対象に実施されるもの。

2) 都市機能の配置

(1) 主な生活サービス施設の配置状況

野洲市の生活サービス施設（医療・福祉・商業施設）は市街化区域内に集中して立地しています。特に基幹的公共交通路線であるJR東海道本線（琵琶湖線）野洲駅の徒歩圏内に集中していますが、その徒歩圏内に居住する人口割合は25%に留まっています。また、中里地域の市街化区域（吉地・西河原地区）には、基幹的公共交通路線は存在しませんが、医療・福祉・商業施設の集積が見られます。

表 3.9 主な生活サービス施設の概要

| 分類 | | 具体的な施設等の概要 |
|----------|------|---|
| 生活サービス施設 | 医療施設 | ● 病院、診療所で内科又は外科を有する施設 |
| | 福祉施設 | ● 通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設 |
| | 商業施設 | ● 店舗面積が 1,000 m ² を超え、生鮮食品及び日用品を取り扱う施設 |

表 3.10 生活サービス施設を利用しやすい人の割合

(単位:%)

| 施設区分 | | 野洲市 | 全国 | 地方都市 [※] | |
|----------|--------|-----------|----|-------------------|----|
| 日常生活サービス | 徒歩圏充足率 | 25 | 24 | 32 | |
| | 医療施設 | 徒歩圏人口カバー率 | 83 | 68 | 80 |
| | 福祉施設 | 徒歩圏人口カバー率 | 86 | 51 | 69 |
| | 商業施設 | 徒歩圏人口カバー率 | 47 | 49 | 62 |

※人口が概ね 30 万人の地方都市

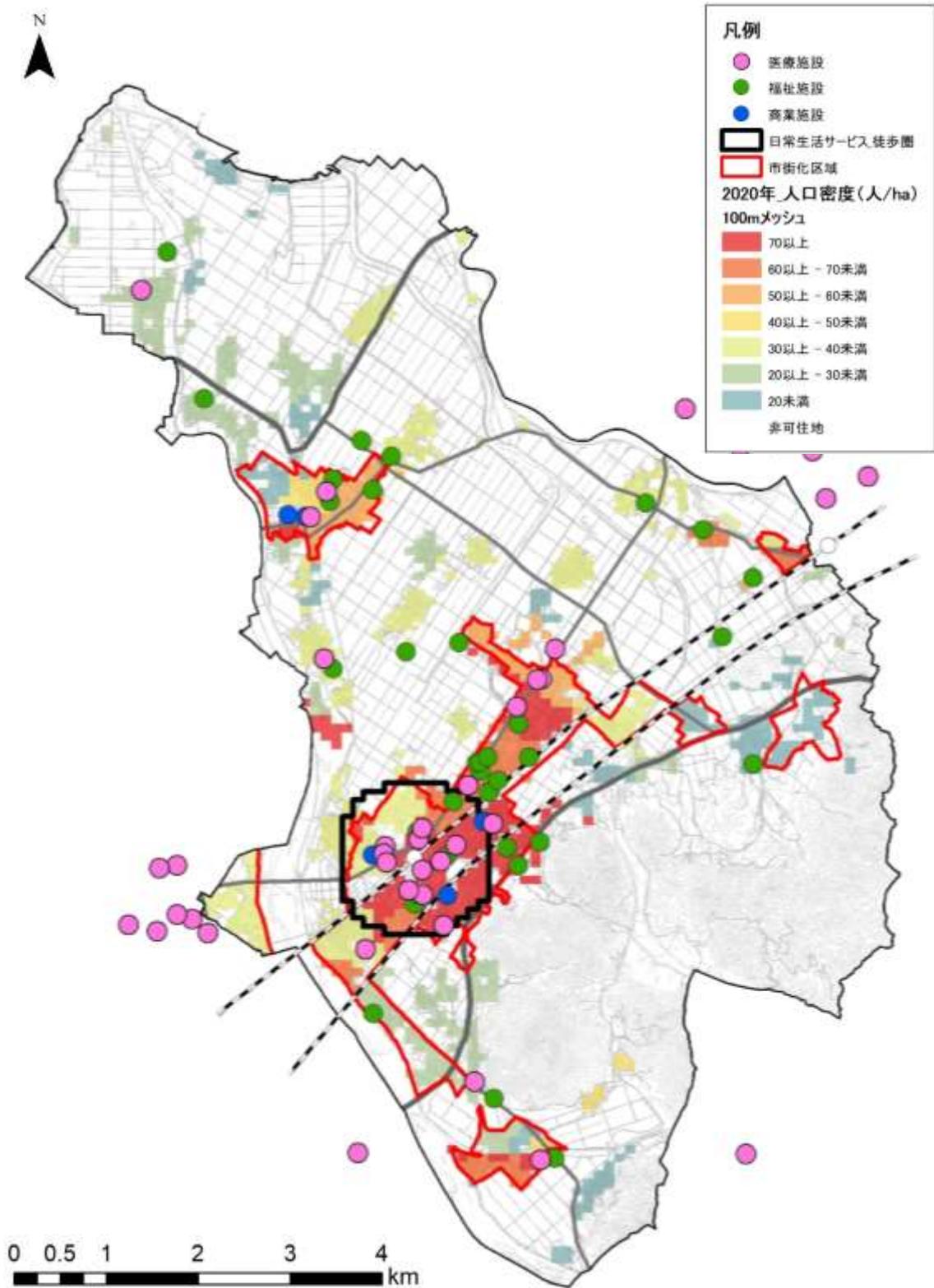


図 3.17 主な生活サービス施設の分布状況

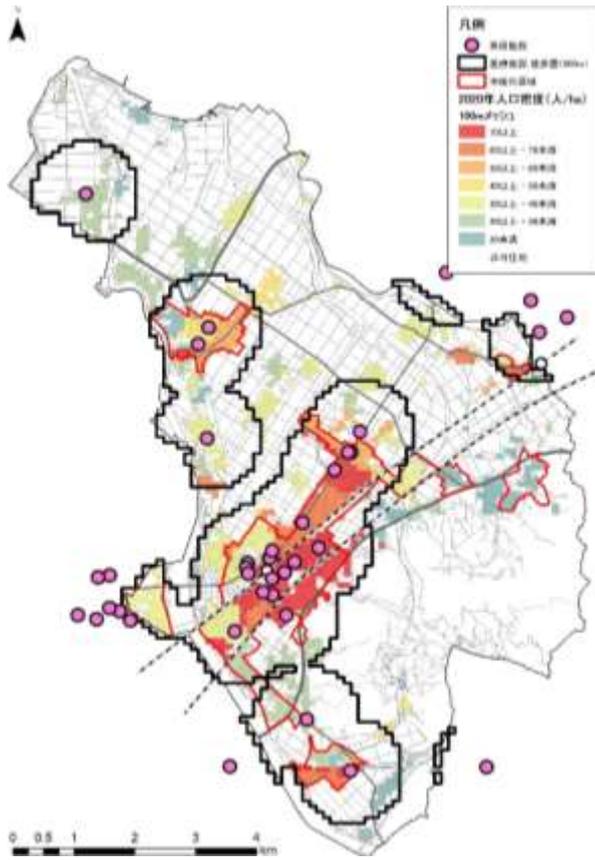


図 3.18 医療施設の分布状況

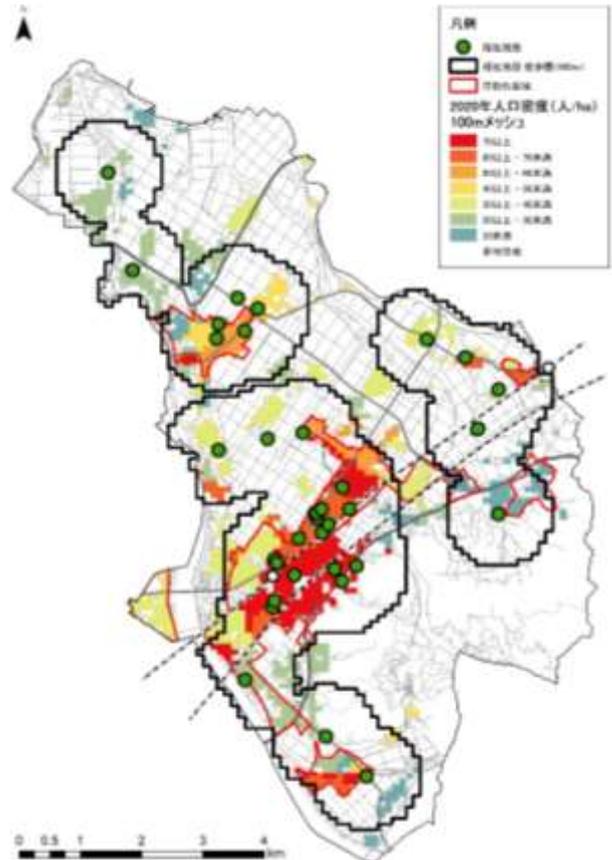


図 3.19 福祉施設の分布状況

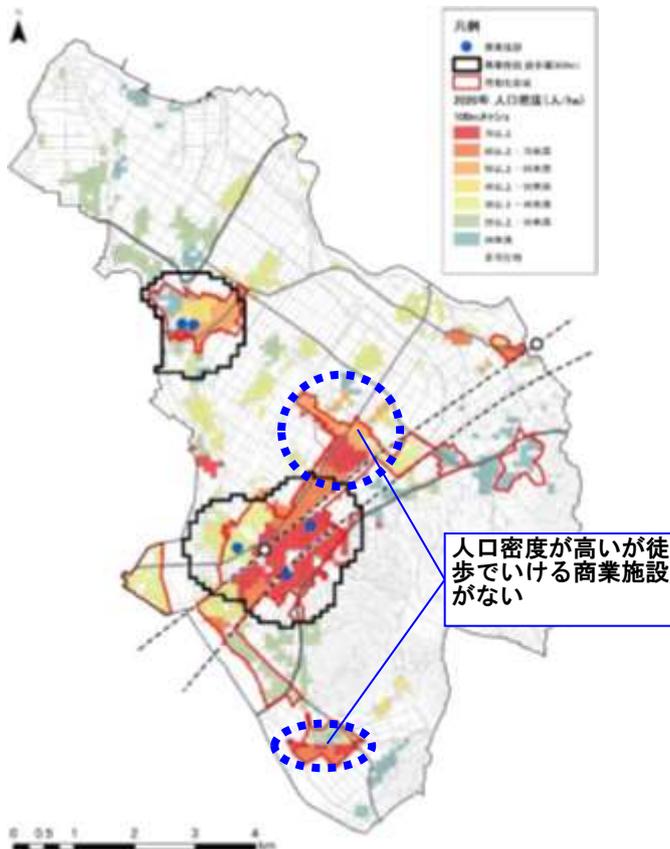


図 3.20 商業施設の分布状況

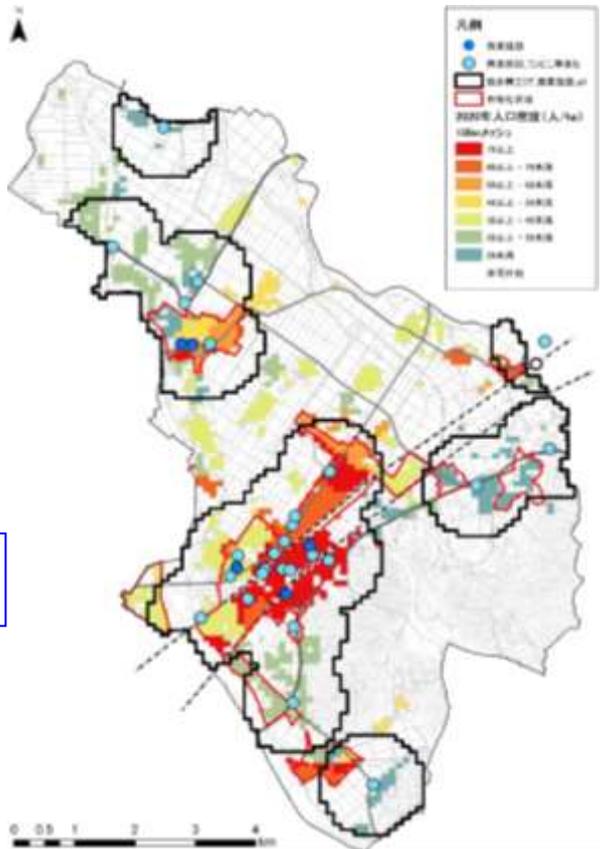


図 3.21 商業施設(コンビニ等を含む)の分布状況

(2) 保育所等の配置状況

野洲市の保育所の配置状況による徒歩圏 0～4 歳人口カバー率の状況を見ると、保育所は市内で広く分布していますが、篠原地域の市街化区域は空白地域となっています。

保育所の半径 800m 圏域の 0～4 歳人口を都市の 0～4 歳総人口で除して算出した徒歩圏 0～4 歳人口カバー率は 73%であり、全国平均値や地方都市（概ね 30 万人）を上回っています。

また、幼稚園を加えた徒歩圏 0～4 歳人口カバー率は 78%と向上しますが、篠原地域の市街化区域は空白地域となっています。

表 3.11 保育所等を利用しやすい人の割合

(単位:%)

| | 野洲市 | 全国 | 地方都市 |
|-------------------------|-----|----|------|
| 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率 | 73 | 48 | 59 |
| 保育所・幼稚園の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率 | 78 | — | — |



図 3.22 保育所の分布状況



図 3.23 保育所・幼稚園の分布状況

(3) 公園緑地の配置状況

野洲市の都市公園の配置状況による徒歩圏人口カバー率の状況を見ると、都市公園は市内で広く分布していますが、野洲地域や北野地域、篠原地域、三上地域の近江富士団地の一部は空白地域となっています。

都市公園の位置（代表点）から半径500mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出した徒歩圏人口カバー率は47%であり、全国平均値や地方都市（概ね30万人）を大きく下回っています。

また、都市公園以外の全てを含む市内の公園の配置状況による徒歩圏人口カバー率の状況を見ると、都市公園の場合の47%から98%に向上し、これを公園緑地の徒歩圏人口カバー率と比較した場合、全国平均値や地方都市（概ね30万人）を上回っています。

表 3.12 公園緑地を利用しやすい人の割合

(単位:%)

| | 野洲市 | 全国 | 地方都市 |
|-------------------|-----|----|------|
| 都市公園の徒歩圏人口カバー率 | 47 | 57 | 71 |
| 全ての公園緑地の徒歩圏人口カバー率 | 98 | — | — |

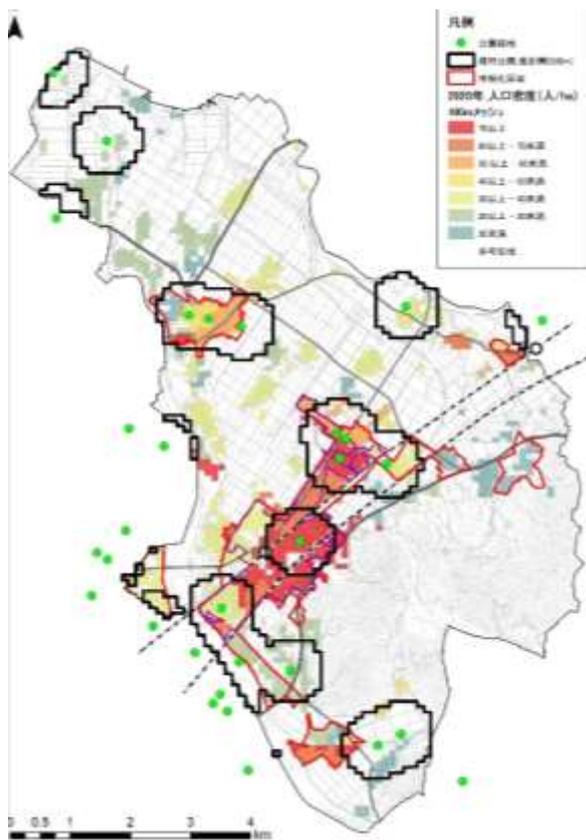


図 3.24 公園緑地の分布状況(都市公園のみ)

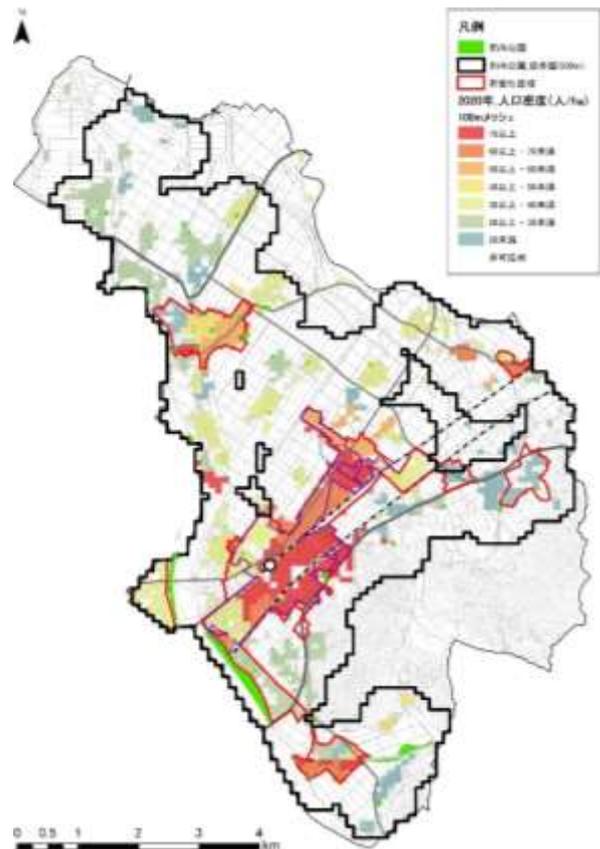


図 3.25 公園緑地の分布状況(全ての公園緑地)

3) 都市交通

(1) 道路

野洲市の道路網については、都市計画マスタープランにおいて都市計画道路を中心に広域幹線道路や地域内幹線道路を位置づけており、市街化区域内では概ね供用済みとなっています。しかしながら、国道8号野洲栗東バイパスや都市計画道路大津湖南幹線のような都市と都市を結ぶ広域幹線道路の一部が未供用の状況となっています。



出典) 野洲市都市計画マスタープラン

図 3.26 交通施設整備方針図

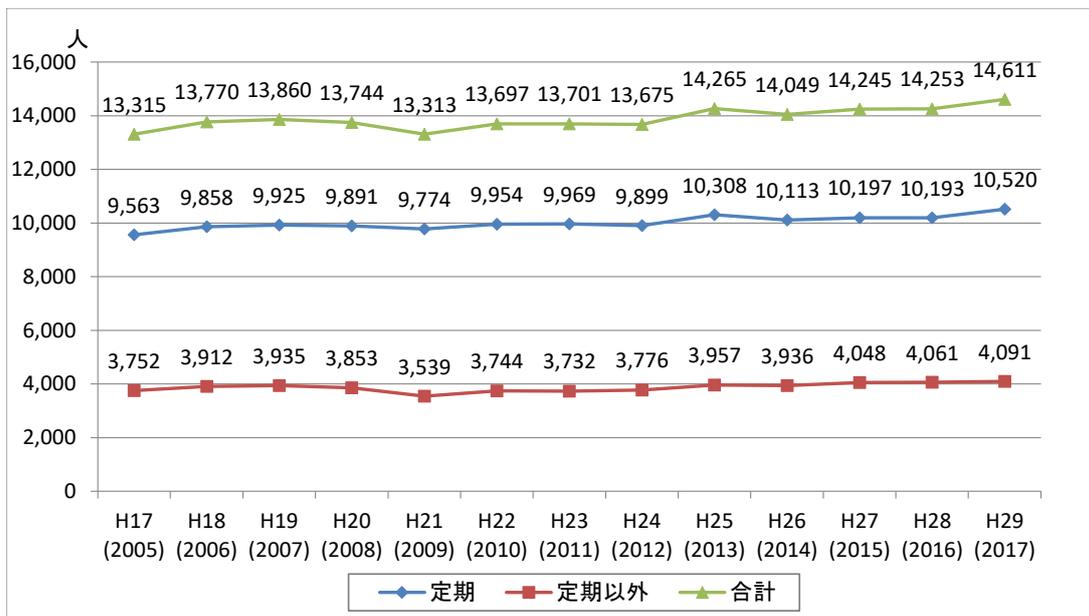
(2) 公共交通網

a) 公共交通の利用状況

野洲市内の鉄道は、JR東海道本線（琵琶湖線）が運行しており、JR野洲駅が立地しています。JR野洲駅の1日平均旅客乗車人員は定期、定期外とも概ね微増傾向となっています。また近接地に立地するJR篠原駅の1日平均旅客乗車人員は、近年横ばいとなっています。

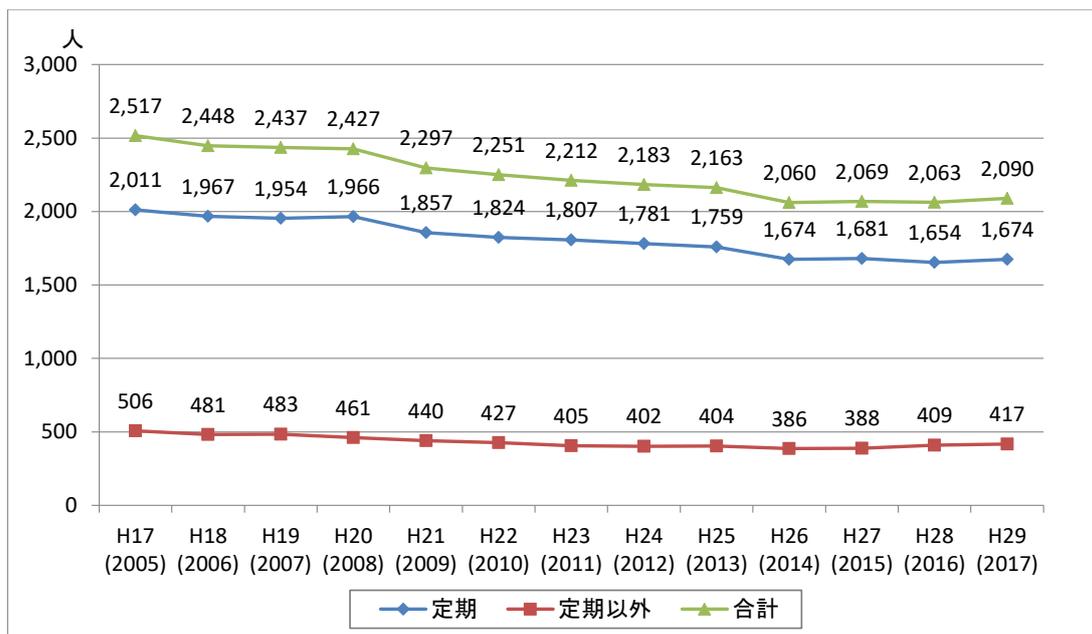
野洲市内のバスは、近江鉄道や滋賀バスの路線バスのほか、野洲市が運営するコミュニティバスが運行されていますが、コミュニティバスの利用者数は横ばいとなっています。

平日の代表交通手段分担率は、自動車が約60%と最も多く、公共交通機関である鉄道が約10%、バスが約2%となっています。



出典) 西日本旅客鉄道株式会社

図 3.27 JR野洲駅乗車人員の推移



出典) 西日本旅客鉄道株式会社

図 3.28 JR篠原駅乗車人員の推移

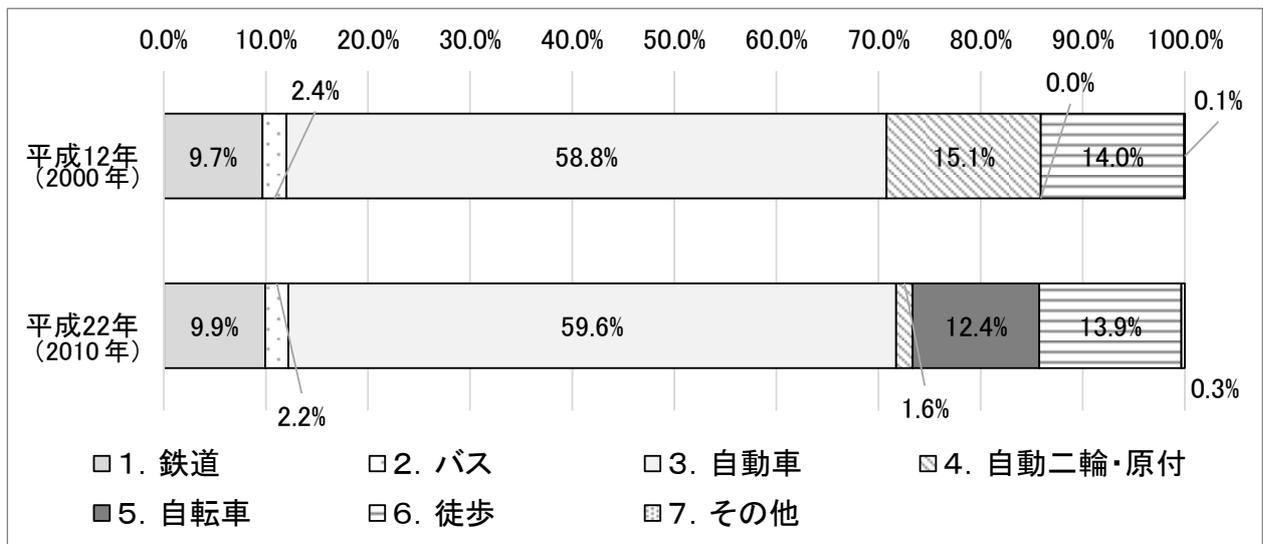
表 3.13 コミュニティバス利用者数の推移

(単位:人)

| | あやめコース | | 祇王中里コース | | 篠原コース | | 三上コース | | 中央環状コース | | 合計 | |
|---------------|--------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 計 | うち 高齢者 | 計 | うち 高齢者 | 計 | うち 高齢者 | 計 | うち 高齢者 | 計 | うち 高齢者 | 計 | うち 高齢者 |
| H22 (2010) | 11,207 | 8,286 | 14,002 | 10,279 | 10,233 | 7,019 | 18,190 | 11,814 | — | — | 53,632 | 37,398 |
| H23 (2011) | 12,611 | 9,247 | 13,764 | 9,889 | 9,341 | 6,242 | 17,551 | 9,339 | — | — | 53,267 | 34,717 |
| H24 (2012) | 11,005 | 7,113 | 11,734 | 7,281 | 7,705 | 5,478 | 16,941 | 8,351 | 7,217 | 3,730 | 54,602 | 31,953 |
| H25 (2013) | 10,425 | 6,456 | 11,841 | 7,214 | 8,108 | 5,793 | 16,550 | 7,958 | 6,919 | 3,641 | 53,843 | 31,062 |
| H26 (2014) | 10,433 | 6,423 | 11,347 | 6,736 | 7,997 | 6,007 | 17,075 | 8,965 | 7,084 | 3,869 | 53,936 | 32,000 |
| H27 (2015) | 10,290 | 6,490 | 11,007 | 6,988 | 7,467 | 5,508 | 16,780 | 8,981 | 7,174 | 3,977 | 52,718 | 31,944 |
| H28 (2016) | 10,106 | 6,412 | 10,734 | 7,397 | 7,407 | 5,044 | 16,406 | 9,134 | 6,965 | 4,213 | 51,618 | 32,200 |
| H29 (2017) | 9,911 | 5,977 | 10,241 | 6,702 | 6,780 | 4,479 | 15,776 | 9,299 | 6,906 | 4,475 | 49,614 | 30,932 |
| H30 (2018) | 9,518 | 5,307 | 10,155 | 6,467 | 7,085 | 4,680 | 17,055 | 10,654 | 8,302 | 4,981 | 52,115 | 32,089 |

注) 安治コース・希望ヶ丘コースは令和元年度から運用開始

出典) 野洲市資料



出典) パーソントリップ調査

図 3.29 野洲市における代表交通手段分担率(平日)

b) 公共交通のサービス水準

鉄道駅及び市内のバス停の徒歩圏（鉄道駅：半径 800m、バス停留所：半径 300m）を見ると、一部地域で民間バス路線の空白地域が存在していますが、コミュニティバスによって居住地区は概ね網羅されています。

ただし、基幹的公共交通路線*の徒歩圏人口カバー率は低く、公共交通不便地域が多くを占めています。

表 3.14 公共交通路線を利用しやすい人の割合

(単位:%)

| | 野洲市 | 全国 | 地方都市 |
|---------------------|-----|----|------|
| 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 | 27 | 41 | 48 |
| 公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 | 97 | — | — |

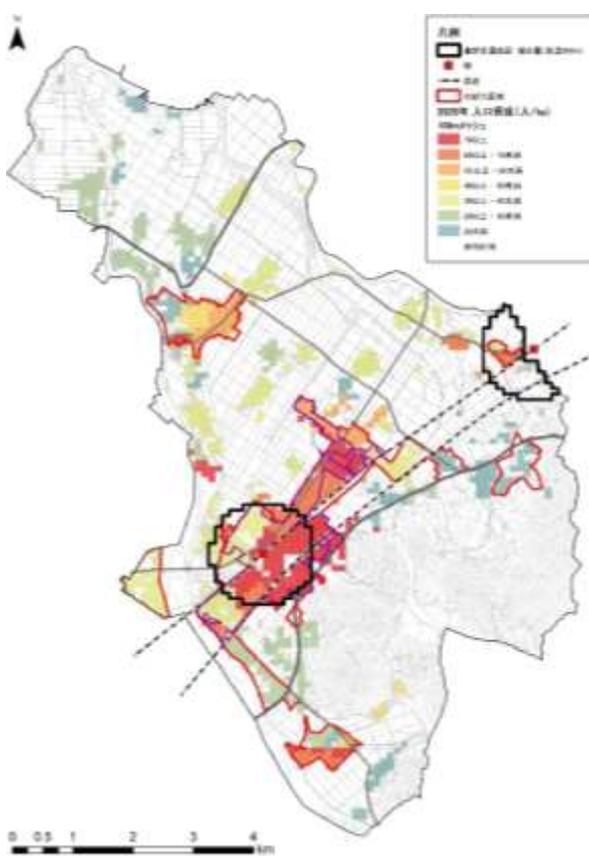


図 3.30 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー状況

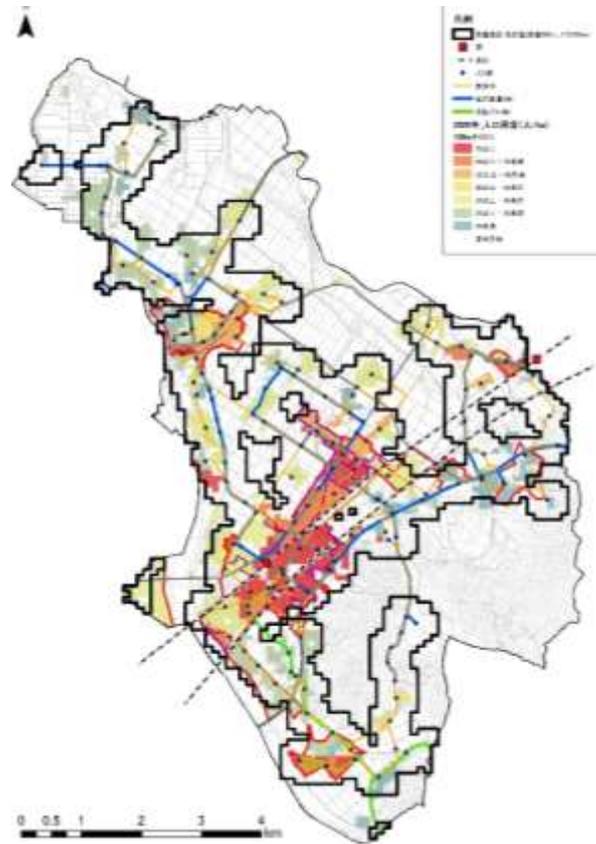


図 3.31 公共交通路線の徒歩圏人口カバー状況

※基幹的公共交通路線…自家用自動車と遜色ないサービス水準（待ち時間を気にせず乗れる運行間隔、定時制が確保されている）をもつ、1日30本以上の運行頻度（概ねピーク時3本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線

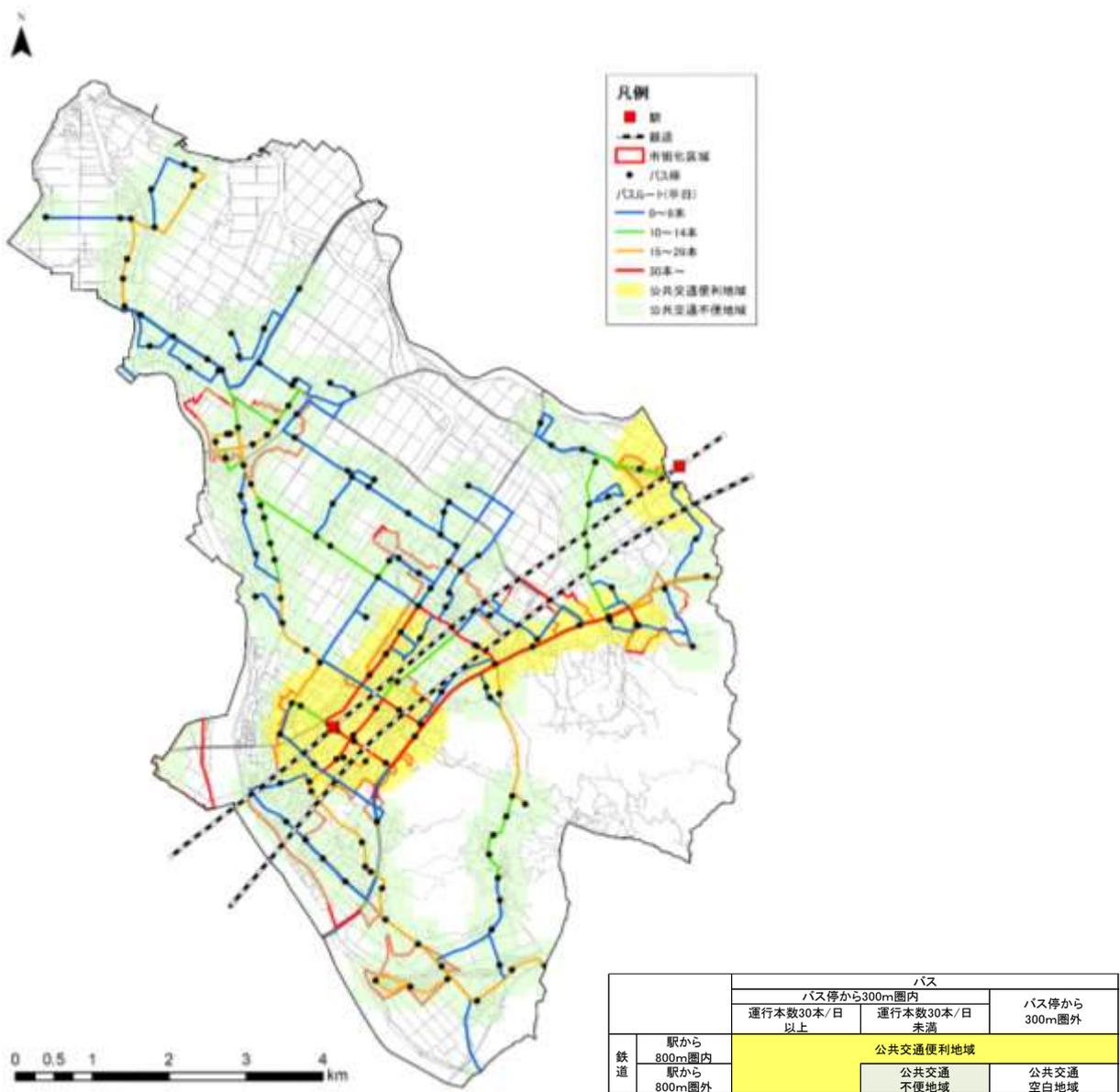


図 3.32 公共交通の利便状況

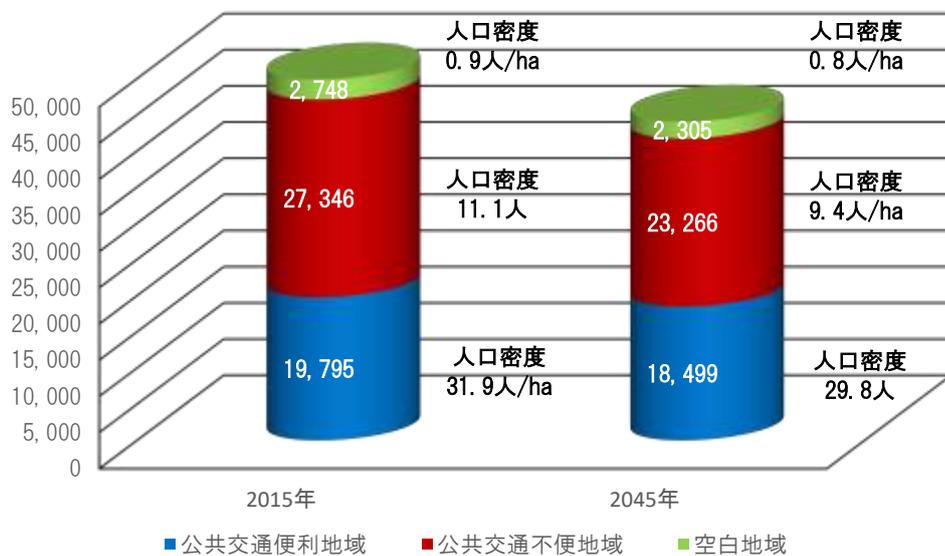


図 3.33 公共交通の利便性と人口分布

c) アクセシビリティ(公共交通の利用のしやすさ)の状況

都市の中心部（JR野洲駅）へアクセスする公共交通の利用のしやすさを、所要時間（T指標）と人口割合（P指標）の2つの指標で整理します。

T指標：各地点からの公共交通の利便性

（都市の中心部に徒歩及び公共交通によって到着するまでにかかる期待時間）

= 徒歩の移動時間 + 公共交通の移動時間 + 公共交通の待ち時間の期待値

P指標：都市全体の公共交通の利便性

（都市の中心部に徒歩及び公共交通によって一定時間以内に到着する人口割合）

= 一定の時間以内の地域に居住する人口 / 市全体の人口

都市の中心部（JR野洲駅）までの移動に要する時間は、JR野洲駅周辺、JR篠原駅周辺及び国道沿線では概ね40分以内となっていますが、兵主、中里、篠原地域ではバスの運行頻度が低く、1時間以上の地域が目立ちます。

次に、都市の中心部（JR野洲駅）までの所要時間が30分以内の地域に居住する人口の割合は、市全体の約37%、45分以内では約45%、1時間以内では約57%となっています。

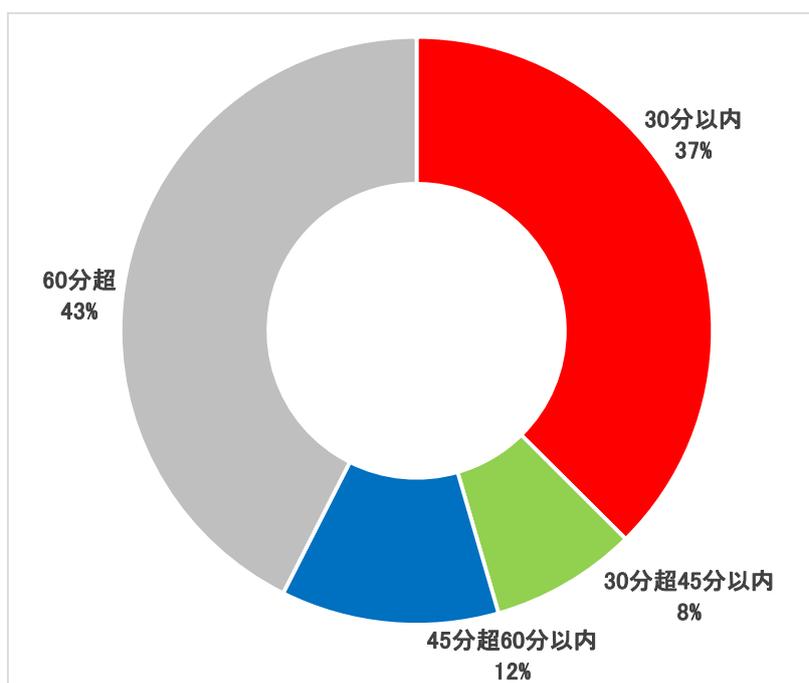


図 3.34 公共交通を利用しやすい人の割合
(JR野洲駅までの所要時間別)

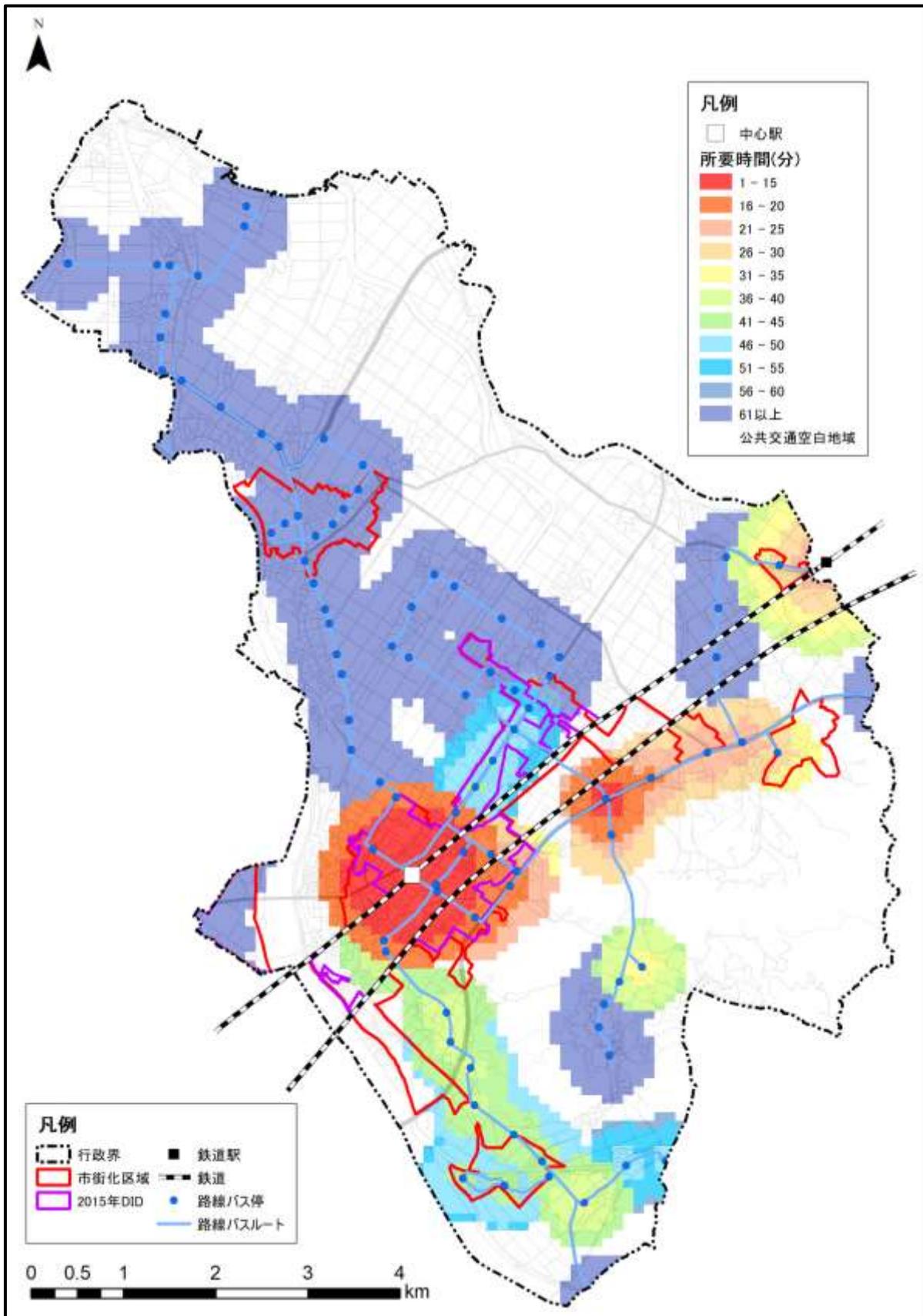


図 3.35 公共交通の利便性(JR野洲駅までの所要時間)

4) 経済活動

(1) 事業所等の状況

経済センサス等における近年の事業所数と従業者数はともに減少傾向ですが、製造品出荷額は近年回復傾向にあります。また野洲市の人口1人あたり製造品出荷額等は滋賀県内でも高い水準にあります。

従業者の分布状況は、JR野洲駅周辺をはじめとした工業系用途地域に集中しています。

表 3.15 事業所及び従業者の状況

| | 事業所数 | | 増減率 (%) | 従業者数(人) | | 増減率 (%) |
|------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|
| | H21 (2009) | H28 (2016) | | H21 (2009) | H28 (2016) | |
| 全国 | 5,886,193 | 5,340,783 | -10.2 | 58,442,129 | 56,872,826 | -2.8 |
| 滋賀県 | 58,609 | 55,262 | -6.1 | 611,839 | 602,600 | -1.5 |
| 野洲市 | 1,875 | 1,772 | -5.8 | 24,001 | 23,765 | -1.0 |
| 大津市 | 11,901 | 11,367 | -4.7 | 123,994 | 116,437 | -6.5 |
| 草津市 | 4,878 | 5,089 | 4.1 | 66,922 | 72,869 | 8.2 |
| 守山市 | 2,821 | 2,736 | -3.1 | 28,321 | 30,117 | 6.0 |
| 栗東市 | 2,978 | 2,838 | -4.9 | 35,165 | 31,844 | -10.4 |
| 湖南市 | 2,062 | 1,952 | -5.6 | 25,445 | 25,159 | -1.1 |
| 近江八幡市 | 3,271 | 3,120 | -4.8 | 30,346 | 31,424 | 3.4 |

※民営事業所

※事業内容等不詳を除く

出典) 平成21年経済センサス基礎調査・平成28年経済センサス活動調査

表 3.16 製造品出荷額等の状況

(単位:百万円)

| | H16 (2004) | H20 (2008) | H23 (2011) | H26 (2014) | H29 (2017) | H28(2016) 人口1人あたり 製造品出荷額等 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| 滋賀県 | 6,169,395 | 7,464,733 | 6,515,559 | 6,813,929 | 7,793,596 | 5.515 |
| 野洲市 | 361,998 | 318,441 | 198,756 | 285,381 | 387,952 | 7.776 |
| 大津市 | 450,186 | 375,184 | 332,414 | 337,468 | 390,528 | 1.145 |
| 草津市 | 527,717 | 714,149 | 676,205 | 642,512 | 643,314 | 4.687 |
| 守山市 | 371,653 | 372,227 | 256,464 | 262,832 | 270,226 | 3.384 |
| 栗東市 | 287,776 | 359,709 | 343,575 | 338,912 | 385,282 | 5.772 |
| 湖南市 | 421,851 | 522,615 | 500,368 | 492,749 | 526,937 | 9.706 |
| 近江八幡市 | 139,528 | 152,363 | 184,932 | 117,296 | 177,058 | 2.178 |

※従業員4人以上の事業所

※人口はH27国勢調査

出典) 工業統計調査

(2) 商業の状況

年間商品販売額は、近年は減少から回復傾向にあります。

また、野洲市における商業中心性指標[※]は低く、消費が市外に流出していることがうかがえます。

表 3.17 年間商品販売額の状況

(単位:百万円)

| | H14 (2002) | H16 (2004) | H19 (2007) | H24 (2012) | H26 (2014) | H28 (2016) |
|------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 滋賀県 | 2,543,282 | 2,516,919 | 2,516,575 | 2,067,558 | 2,333,860 | 2,544,255 |
| 野洲市 | 76,878 | 103,138 | 88,882 | 48,675 | 75,774 | 87,086 |
| 大津市 | 611,685 | 576,356 | 521,262 | 404,626 | 518,943 | 469,139 |
| 草津市 | 236,567 | 224,997 | 237,676 | 305,888 | 310,547 | 316,588 |
| 守山市 | 113,257 | 128,185 | 121,040 | 99,763 | 121,444 | 127,865 |
| 栗東市 | 226,444 | 229,056 | 268,909 | 213,777 | 234,009 | 315,178 |
| 湖南市 | 71,083 | 85,825 | 73,472 | 54,192 | 57,359 | 76,449 |
| 近江八幡市 | 196,624 | 180,734 | 179,030 | 132,847 | 146,272 | 148,303 |

出典) 商業統計調査・経済センサス

表 3.18 滋賀県内の年間商品販売額の状況

| | H28 (2016) 小売業の 年間商品販売額 (百万円) | 人口1人当たり 小売業の 年間商品販売額 (百万円) | 商業中心性指標 |
|------------|--|-------------------------------------|--------------|
| 大津市 | 263,467 | 0.773 | 0.799 |
| 彦根市 | 134,905 | 1.187 | 1.227 |
| 長浜市 | 128,556 | 1.088 | 1.125 |
| 近江八幡市 | 83,071 | 1.022 | 1.056 |
| 草津市 | 187,065 | 1.363 | 1.409 |
| 守山市 | 73,996 | 0.927 | 0.958 |
| 栗東市 | 72,381 | 1.084 | 1.121 |
| 甲賀市 | 104,630 | 1.151 | 1.190 |
| 野洲市 | 41,135 | 0.825 | 0.853 |
| 湖南市 | 38,122 | 0.702 | 0.726 |
| 高島市 | 44,723 | 0.894 | 0.925 |
| 東近江市 | 93,438 | 0.818 | 0.846 |
| 米原市 | 18,826 | 0.486 | 0.503 |
| 滋賀県 | 1,365,867 | 0.967 | |

出典) 経済センサス ※人口は国勢調査 (H27年)

※商業中心性指標…市の小売業がその市の属する県の顧客をどの程度吸収しているかを示すもの。

$$\text{商業中心性指標} = \frac{\text{市内小売業の年間販売額/市の人口}}{\text{県内小売業年間販売額/県の人口}}$$

市民へのアンケート調査（人口ビジョン 結婚・出産・子育て・生活に関するアンケート調査）によると、日常の用事を行う場合の行先は、「日常の買い物」は「市内」が79.7%と高くなっていますが、「日用品以外の買い物」は「市内」が24.2%と低くなっています。

表 3.19 日常の用事を行う場合の行先結果

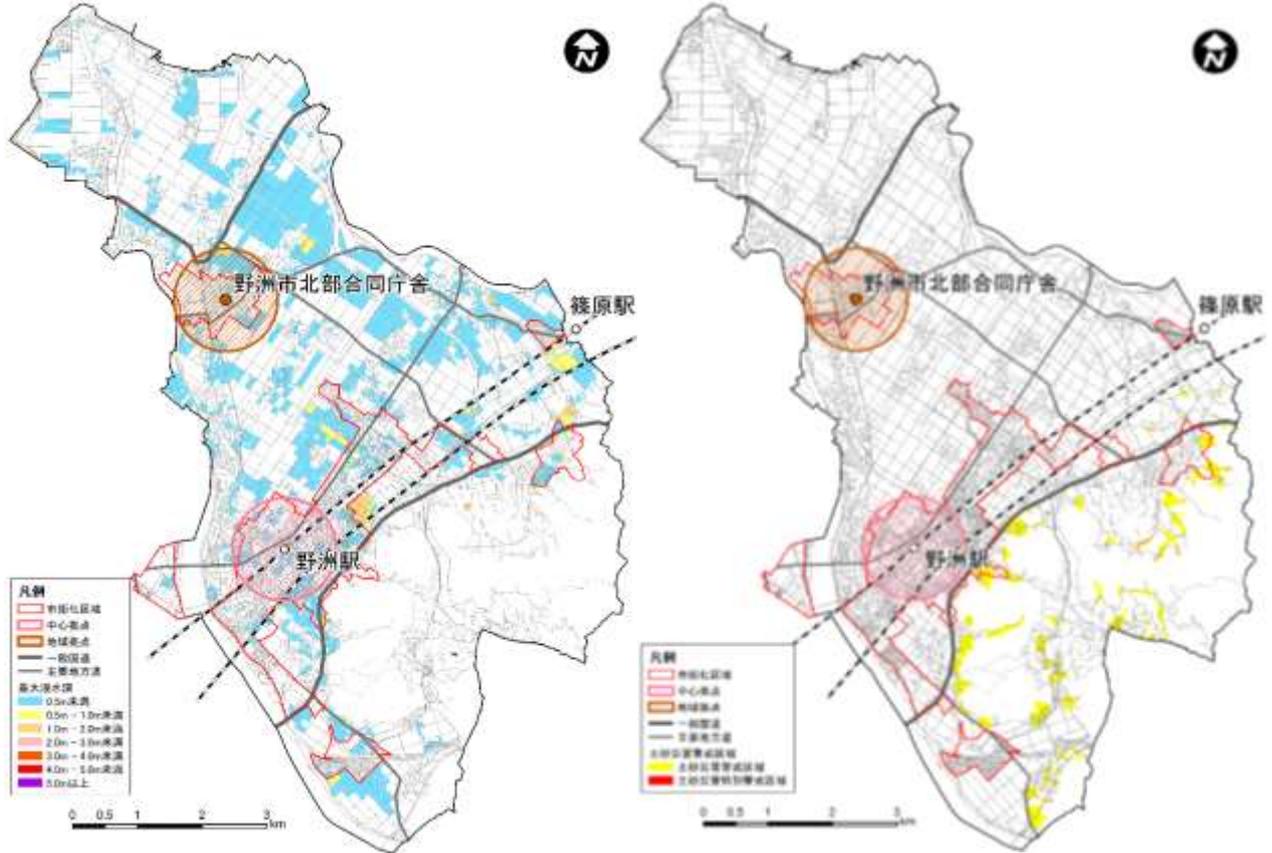
| 選択肢 | 通勤または通学 | | 日常の買い物 | | 日用品以外の買い物 | | かかりつけ医への通院 | |
|----------|---------|--------|--------|--------|-----------|--------|------------|--------|
| | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 |
| 1. 市内 | 95 | 30.3% | 248 | 79.7% | 75 | 24.2% | 249 | 79.8% |
| 2. 守山市 | 30 | 9.6% | 25 | 8.0% | 37 | 11.9% | 21 | 6.7% |
| 3. 栗東市 | 10 | 3.2% | 1 | 0.3% | 2 | 0.6% | 4 | 1.3% |
| 4. 草津市 | 18 | 5.7% | 13 | 4.2% | 114 | 36.8% | 7 | 2.2% |
| 5. 近江八幡市 | 16 | 5.1% | 4 | 1.3% | 20 | 6.5% | 7 | 2.2% |
| 6. 湖南市 | 13 | 4.1% | 4 | 1.3% | 2 | 0.6% | 3 | 1.0% |
| 7. 大津市 | 24 | 7.6% | 0 | 0.0% | 4 | 1.3% | 4 | 1.3% |
| 8. その他 | 84 | 26.8% | 13 | 4.2% | 53 | 17.1% | 10 | 3.2% |
| 無回答 | 24 | 7.6% | 3 | 1.0% | 3 | 1.0% | 7 | 2.2% |
| 計 | 314 | 100.0% | 311 | 100.0% | 310 | 100.0% | 312 | 100.0% |

出典) 人口ビジョン 結婚・出産・子育て・生活に関するアンケート調査 (平成 27 (2015) 年 8 月)

5) 災害

滋賀県地先の安全度マップ（1/10 確率）による浸水想定区域によると、市内の浸水深は概ね 2.0m 未満となっており、浸水深 0.5m 未満の区域に市人口の約 71%が居住しています。また、市内南東部の山地を中心に土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所がありますが、市街化区域内には土砂災害特別警戒区域は存在していません。

ただし、人口密度が高く高齢者人口の増加が見込まれる J R 野洲駅周辺においては、市民生活の安全性の維持・向上が求められます。



出典) 滋賀県地先の安全度マップ（1/10 確率）

出典) 野洲市防災マップ（令和3年）

図 3.37 浸水想定区域の状況

図 3.38 土砂災害警戒区域の状況

※最大浸水深は 10 年に一度程度降る雨（概ね 1 時間に 50mm）が発生した場合の浸水深

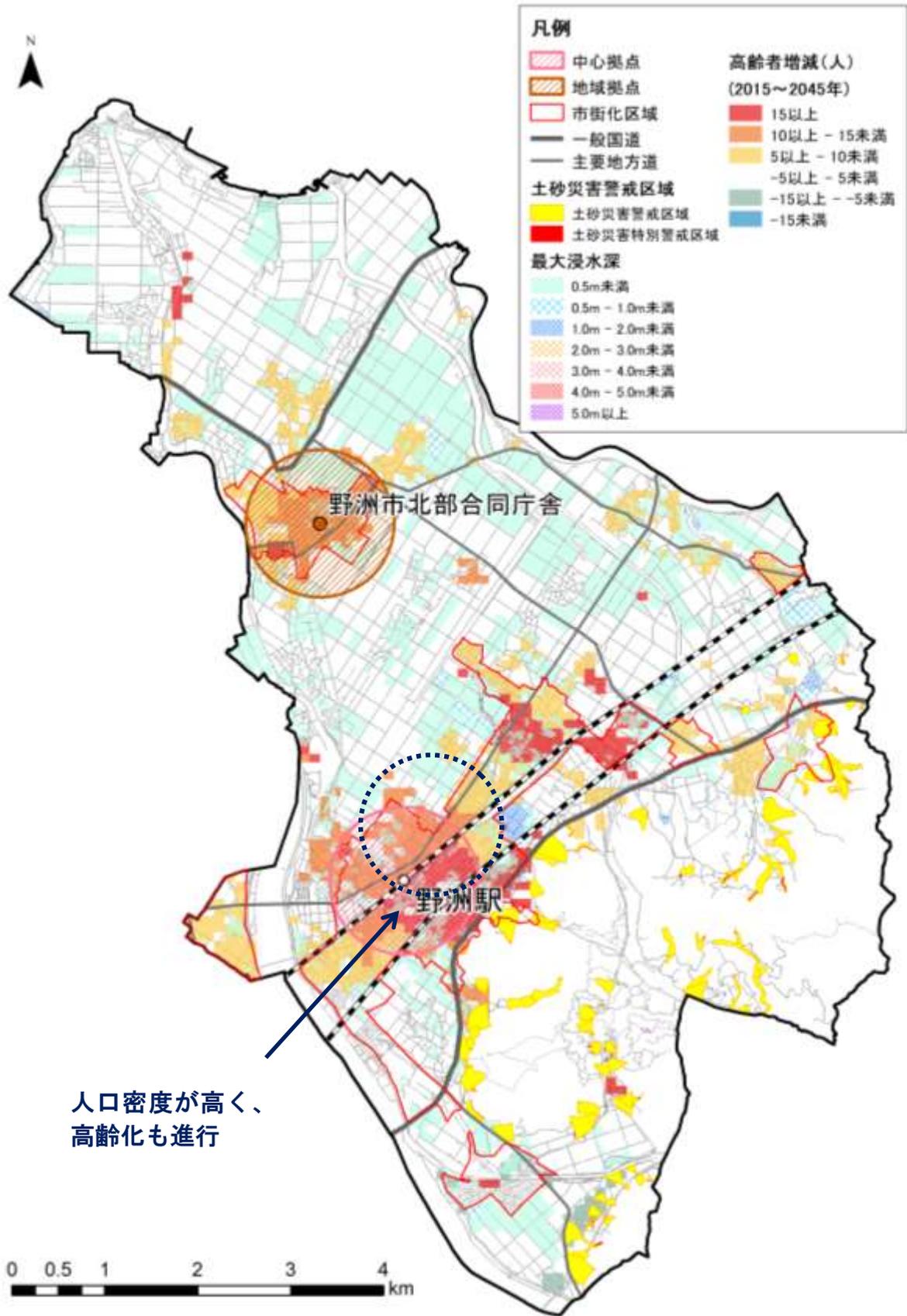


図 3.39 高齢者増減とハザードとの状況

6) 財政構造

(1) 歳入と歳出の状況

野洲市の歳入と歳出の構造を昭和55(1980)年度と平成30(2018)年度で比較すると、歳入では自主財源の割合が減少しています。また、歳出の性質別では扶助費等の義務的経費の割合が増加しています。扶助費について近年の状況を見ると、増加傾向にあり、歳出総額に占める割合も概ね増加しています。

今後、総人口が減少する中で、生産年齢人口の減少による市税収入の減少、及び老年人口の増加による社会保障関係の経費の増加が想定されます。また道路や橋梁等の土木インフラや公共施設の老朽化が進むにつれて、改修や更新に必要な経費が増加することが見込まれます。

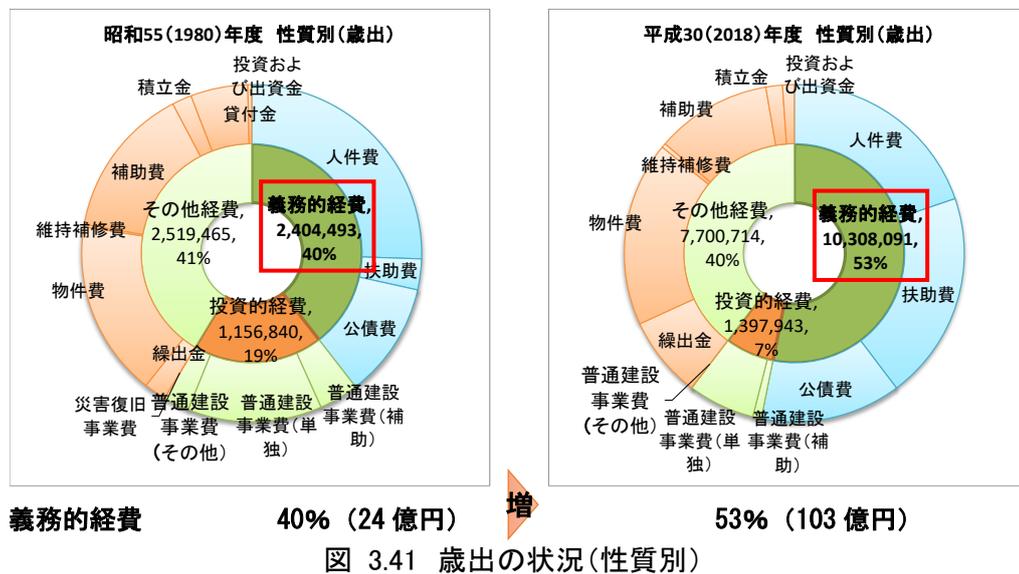
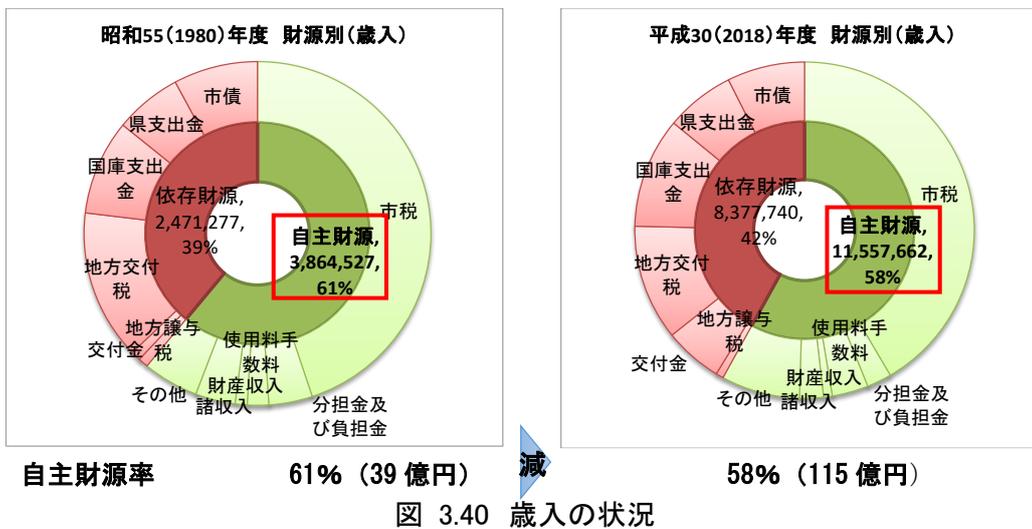


表 3.20 歳出総額と扶助費の割合

| | 平成 26 (2014)年度 | 平成 27 (2015)年度 | 平成 28 (2016)年度 | 平成 29 (2017)年度 | 平成 30 (2018)年度 |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 歳出総額(万円) | 1,902,772 | 2,378,460 | 2,047,382 | 1,947,293 | 1,939,395 |
| 内扶助費(万円) | 335,844 | 354,153 | 370,153 | 390,305 | 387,851 |
| 扶助費割合(%) | 17.6 | 14.9 | 18.1 | 20.0 | 20.0 |

(2) 社会保障施策に要する経費

社会保障施策に要する経費について、一般会計全体の決算額、通年約 200 億円に対しその 3 割となる、約 60 億円の公的負担が発生しています。

表 3.21 社会保障施策に要する経費

| 事業名 | | 事業内容 | 平成 30 (2018)年度 (千円) | 前年度対比 (%) |
|------|---------|---|---------------------------|------------------|
| 社会福祉 | 障がい者福祉 | 障害者自立支援給付費 | 1,186,216 | 5.24 |
| | 高齢者福祉 | 老人保護措置費 | 1,688 | -59.62 |
| | 児童福祉 | 児童手当費、公立・民間保育所運営費、学童保育所運営費 | 2,206,418 | 4.39 |
| | 母子父子福祉 | 児童扶養手当費、母子・父子福祉対策事業費 | 160,352 | 3.61 |
| | 生活保護扶助 | 生活保護費(生活扶助、住宅扶助、医療扶助等) | 351,145 | -9.18 |
| | 小計 | | | 3,905,819 |
| 社会保険 | 福祉医療費助成 | 福祉医療費助成事業費 | 332,591 | 1.66 |
| | 介護保険 | 低所得者利用者負担対策費、介護保険事業特別会計繰出金、介護予防支援サービス費 | 601,787 | -1.89 |
| | 国民健康保険 | 国民健康保険特別会計繰出金 | 339,842 | 1.12 |
| | 小計 | | | 1,274,220 |
| 保険衛生 | 高齢者医療 | 後期高齢者医療負担金事業費、後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療健康診査事業費 | 552,234 | 3.19 |
| | 母子保健医療 | 妊婦健康診査費、未熟児養育医療費給付費 | 40,224 | -4.52 |
| | 健康増進 | 各種がん検診委託料、生活習慣病予防検診委託料 | 24,837 | 12.28 |
| | 疾病予防 | 各種予防接種委託料、結核健康診断委託料 | 161,790 | 2.13 |
| | 小計 | | | 779,085 |
| 合計 | | | 5,959,124 | 2.38 |

出典) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について(野洲市)

7) 都市構造の比較

都市構造の評価に関するハンドブック（平成26（2014）年8月 国土交通省都市局都市計画課、評価指標例はH29.12時点）を参考に、都市構造における野洲市の評価指標と全国都市平均値を比較した結果は下表のとおりとなります。

日常生活サービスに着目すると、医療施設、福祉施設の徒歩圏人口カバー率が全国の平均値を上回っていますが、郊外にばらついて立地しているため利用圏平均人口密度は地方都市（概ね人口30万人）の平均値を大きく下回っています。

また、商業施設の徒歩圏人口カバー率については、市街化区域内に施設が集中しているものの、人口密度が高いにもかかわらず立地していない地域があることから地方都市の平均値を大きく下回っています。

更に、公共交通に着目すると、すべての公共交通路線では非常に高い徒歩圏人口カバー率となっていますが、日30本以上の運行頻度を持つ基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は地方都市の平均値を大きく下回っています。

また、第5回近畿圏パーソントリップ調査（平成22（2010）年実施）の外出率について着目すると、草津市、守山市、栗東市等の周辺自治体を下回っている状況です。

表 3.22 都市構造の評価

| 評価軸 | 評価指標 | 単位 | 都市規模別平均値 | | 野洲市 | |
|----------------|------------------------|------------|----------|-----------------|-----|-----|
| | | | 全国 | 地方都市 (概ね30万) | | |
| 生活利便性 | ①日常生活サービスの徒歩圏充足率 | % | 24 | 32 | 25% | |
| | ②生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率 | 医療 | % | 68 | 80 | 83% |
| | | 福祉 | % | 51 | 69 | 86% |
| | | 商業 | % | 49 | 62 | 47% |
| | | 商業(+コンビニ等) | % | - | - | 77% |
| | ③基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 | % | 41 | 48 | 27% | |
| | ④公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 | % | - | - | 97% | |
| | ⑤生活サービス施設の利用圏平均人口密度 | 医療 | 人/ha | 18 | 21 | 17 |
| | | 福祉 | 人/ha | 19 | 21 | 13 |
| | | 商業 | 人/ha | 23 | 27 | 31 |
| 商業(+コンビニ等) | | 人/ha | - | - | 14 | |
| ⑥公共交通の機関分担率 | % | 15 | 8 | 9% | | |
| ⑦公共交通沿線地域の人口密度 | 人/ha | 32 | 33 | 15 | | |
| 健康・福祉 | ⑧徒歩と自転車の機関分担率 | % | 30 | 27 | 23% | |
| | ⑨高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率 | % | 58 | 74 | 91% | |
| | ⑩保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率 | % | 48 | 59 | 75% | |
| | ⑪保育所・幼稚園の徒歩圏0~4歳人口カバー率 | % | - | - | 78% | |
| | ⑫公園緑地の徒歩圏人口カバー率 | % | 57 | 71 | 47% | |
| | ⑬市内公園の徒歩圏人口カバー率 | % | - | - | 98% | |

※着色箇所は参考値

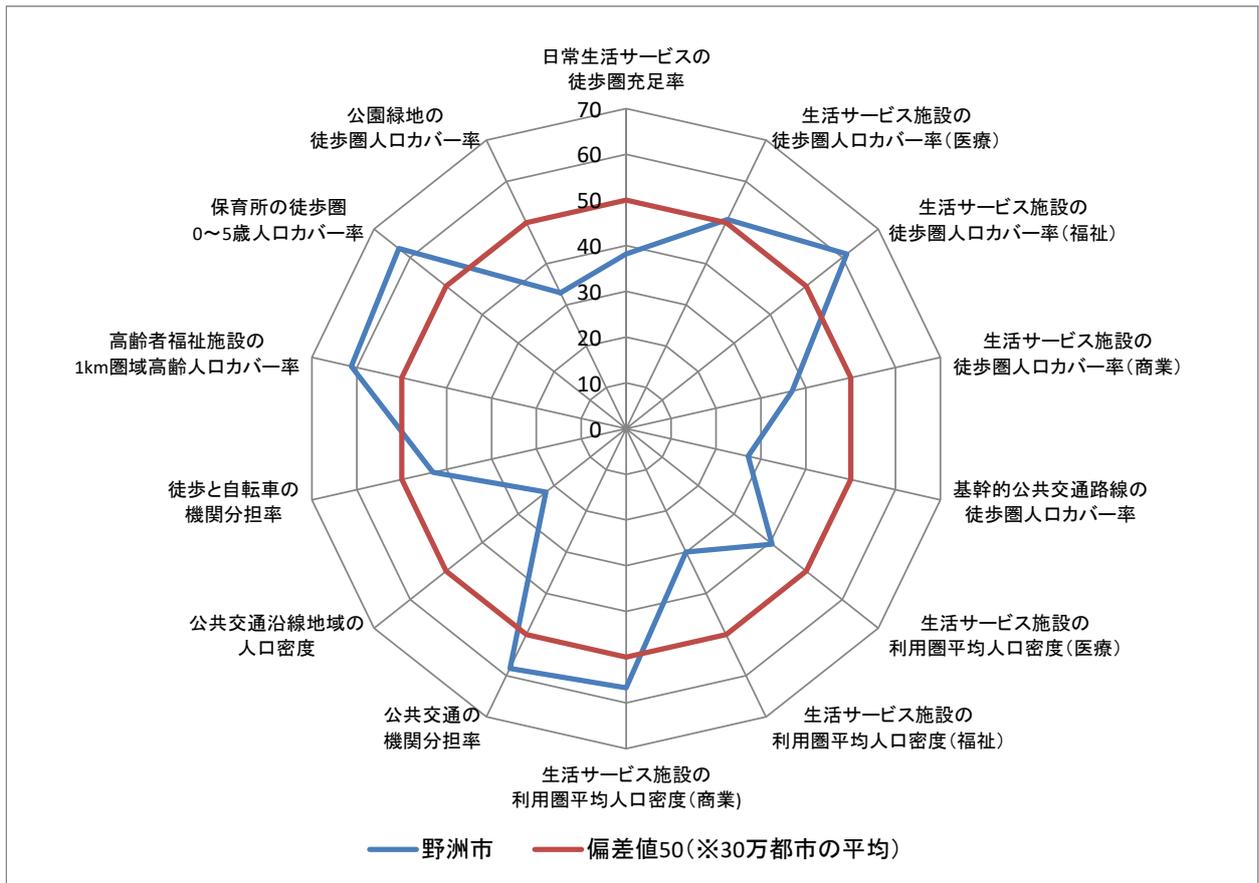


図 3.42 都市構造の評価(レーダーチャート)

表 3.23 周辺自治体との外出率の比較

| | 外出率(%) |
|-----|--------|
| 草津市 | 85.3 |
| 守山市 | 84.1 |
| 栗東市 | 85.5 |
| 野洲市 | 83.3 |

出典) 第5回近畿圏パーソントリップ調査(平成22(2010)年実施)

4. 野洲市の現状のまとめ

これまでの分析を踏まえ、野洲市の現況を以下にとりまとめます。

表 3.24 野洲市の現況のまとめ

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 1. 人口の推移 | <ul style="list-style-type: none"> ・DID人口やDID面積は横ばいから増加し、人口に占める高齢者割合も年々増加傾向にあります。今後は人口減少が進行すると想定されています。 ・人口減少とともに、市全域において人口密度が低下すると想定されています。 ・市域全体で高齢者割合が増加すると想定されています。 ・社会増、社会減が数年周期で入れ替わり、全体として20～39歳の転入超過・転出超過が大きくなっています。 |
| 2. 医療・介護の現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院・外来とも「がん」の占める割合が高いが、滋賀県や国もほぼ同じような状況です。生活習慣病の視点から見ると、入院では狭心症・脳梗塞・脳出血・糖尿病の医療費が高く、外来では糖尿病・高血圧症といった疾病の医療費が高い状況です。 ・介護保険要支援・要介護認定者数は近年増加の一途をたどっており、将来の更なる増加が推定されています。 |
| 3. 都市の現況 | <p>1) 空き家の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家・空き家率ともに増加傾向が続いていましたが、近年では減少に転じています。 <p>2) 都市機能の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR野洲駅を中心とする徒歩圏に日常生活サービス施設が集中しています。 ・商業施設は市街化区域を中心に分布しているものの、カバー率は低い状況にあります。 <p>3) 都市交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の幹線道路は概ね供用済みとなっていますが、都市間を結ぶ広域幹線道路の一部は未整備の状況となっています。 ・JR野洲駅の乗車人員は増加傾向となっています。また、コミュニティバスの利用者数は横ばいとなっています。 ・公共交通のサービス水準については、バス路線は人口密度の高い地域を概ね網羅していますが、JR野洲駅までのアクセシビリティに課題があります。 <p>4) 経済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数・従業者数は減少傾向であり、従業者の分布状況としては、JR野洲駅周辺に集中しています。 ・近年は、年間商品販売額は減少から回復傾向にあります。 <p>5) 災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域における浸水想定は、一部を除き0.5m未満（※地先の安全度マップ（1/10確率））となっています。また、市内南東部の山地を中心に土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所がありますが、市街化区域内には土砂災害特別警戒区域は存在していません。 <p>6) 財政構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和55（1980）年との比較では、自主財源の割合が減少し、扶助費等の義務的経費への支出が増加している状況にあります。また、支出の目的別では、民生費の割合が大きく増加しています。 ・社会保障給付公費負担について、一般会計全体の決算額（通年約200億円）に対し、その3割（約60億円）の公的負担が発生しています。 |

| 項目 | 概要 |
|----|---|
| | <p>7) 都市構造の比較</p> <ul style="list-style-type: none">日常生活サービスに着目すると、福祉施設の徒歩圏人口カバー率は全国の平均値を上回っていますが、商業施設の徒歩圏人口カバー率については、地方都市の平均値を大きく下回っています。公共交通については、民間バス路線の空白地域が一部存在するものの、コミュニティバスによって居住地区は概ね網羅されていますが、日30本以上の運行頻度を持つ基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は地方都市の平均値を大きく下回っています。外出率については、草津市、守山市、栗東市等の周辺自治体を下回っている状況です。 |

5. 都市が抱える課題

(1) 若者・子育て世代の転出抑制に向けた住環境の維持・向上

- 生活サービス施設が集積した地域を中心とする既存住宅地については、人口減少が推測される今後においても高い人口密度を適正に維持していくため、空き地等の低・未利用地の活用が求められます。
- また、生活サービスの利便性の高いJR野洲駅周辺及び北部合同庁舎周辺を中心に、まちなかへの居住を誘導するとともに、併せて公共交通の強化、子育て支援環境の充実など、住環境の維持・向上を図ることにより、転入・転出の多い20～30歳代の子育て層や、市内事業所で働く従業員の定住を促し、人口年齢構成バランスの改善を図っていくことが必要です。

(2) 増加する社会保障費の抑制と健康づくりの推進

- 野洲市の財政状況は、歳入面での自主財源割合が減少する一方で、歳出面では扶助費等の義務的経費割合が増加しており、今後、生産年齢人口の減少による市税収入の減少、老年人口増加による社会保障関係の経費の増加、土木インフラや公共施設の老朽化に伴う改修・更新経費の増加等が想定され、効率的な行財政運営が強く求められています。
- 国保の医療費分析からは、入院での脳梗塞・脳出血等の医療費単価が国や滋賀県平均よりも高く、生活習慣病の重症化が懸念されています。
- 介護認定者数においても増加の一途をたどっており、認定率の推計では、令和7(2025)年度に23.3%が見込まれています。生涯にわたるQOL(クオリティ・オブ・ライフ 精神面も含めた「生活の質」)のことで、人間らしく満足して生活しているかを計る概念のことの維持をいかに図っていくかが重要となっており、高齢者自身や家族等にとっても、生涯を通じて健康で心豊かに暮らせる都市づくりが強く求められています。

(3) 既存市街地拠点の生活サービス機能の維持・増進

- JR野洲駅周辺地域及び北部合同庁舎周辺地域、総合体育館周辺地域は、生活サービス施設の集積性が高く、それぞれ南部市街地及び北部市街地、中央市街地の拠点として、大きな役割を果たしており、今後も生活サービス施設の維持が必要です。
- 特に、JR野洲駅周辺の南部市街地については、多様な都市機能が集積し、公共交通利便性も高いことから、子どもから高齢者まで多世代が交流し、まちなかにぎわいや魅力を創出する機能の強化が求められています。
- 公共交通利便性が高いという特性を活かして土地利用の転換を行った市三宅・行畑・野洲地区においては、周辺地域の生活サービス水準の向上を図るため、地区計画に基づき商業サービス機能を誘導することが求められています。

(4) JR野洲駅への公共交通利便性の向上

- 少子高齢化の進展に伴い、自動車を利用できない世帯の増加が懸念されることから、生活サービス施設が集約された拠点へ容易にアクセスできるように公共交通の利便性向上が求められています。
- 特に、都市計画マスタープランで都市拠点として定めているJR野洲駅へは、現状においても市内から公共交通でアクセスする場合、30分以内に到達できる人口は31%であり、アクセス性の向上が課題です。

(5) 広域的な基幹交通インフラの整備

- 市内における就業者等の流入・流出状況及び購買状況を見ると、広域的な生活圏を形成していると言えます。しかし、市域を横断する国道8号や主要地方道大津能登川長浜線の野洲川架橋部において朝夕に慢性的な渋滞が発生していることから、基幹交通インフラの整備が急がれます。
- 特に、国道8号野洲栗東バイパス整備事業による渋滞緩和により、生活道路への進入車両の減少、交流・物流の利便性向上による地域経済の活性化、第3次救命救急センターへのアクセス向上や災害発生時の救援・復旧対応性の向上による安全・安心の確保が期待されます。

(6) 災害等に対する安全性の確保

- 良好な住環境整備や適正な都市機能の集約を図る上で災害等に対する安全性の確保は必須であり、野洲市では、河川整備と下水道雨水排水整備による治水安全度の向上が課題となっています。
- 特に、人口密度が高く高齢者人口の増加が見込まれるJR野洲駅周辺においては、一級河川妓王井川の整備等により市民生活の安全性の維持・向上が求められます。

第4章. 都市づくりの基本方針

1. 計画の基本理念

立地適正化計画は、野洲市が抱える課題に対応するとともに、少子高齢化の進展及び人口減少社会の到来を見据え、野洲市に住みたい・住み続けたいと思われる暮らしやすい都市づくりを進めていくための計画です。

人口減少が生活サービス施設の減少や都市の魅力低下につながり、更に人口の減少を加速化するような悪循環に陥らないために『健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進』するものとする、立地適正化計画策定の目的を十分に踏まえる必要があります。

都市づくりの基本理念について、都市計画マスタープランでは「持続可能な都市づくりを進める一方、都市の活力を支えるための住宅地、産業地の開発を計画的に誘導するなど、適切な対応」を図るほか、「農業者の生活基盤となる集落地の活力維持に努めるとともに、三上山から琵琶湖までの連続した自然環境、景観を一体的に保全・活用し、市内外の活発な交流促進をめざした環境整備」を進めることとし、「これらを行政だけでなく、市民や事業者等と協働して行う」こととしています。立地適正化計画においてもこの考え方を踏まえながら、更に少子高齢化・人口減少社会に対応する「コンパクト＋ネットワーク」の都市づくりを行なっていくことが重要です。そこで本計画における基本理念を次のように定めます。

計画の基本理念

“つながり”を軸とした 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり
～拠点周辺の高い利便性を活かした、にぎわい増幅のまちづくり～

2. 将来都市像

都市計画マスタープランでは、将来都市像として「活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち」を掲げ、その実現に向けた都市づくりの目標として「拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化」「安全で利便性の高い居住環境づくり」「田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり」「都市の安全を高める防災基盤の強化」「豊かな自然環境の保全と身近に自然を感じられる都市の形成」が示されています。

これらは野洲市の都市構造上の課題や上記の基本理念とも趣旨を同じくすること、また立地適正化計画は、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランと調和が保たれる必要があることから、本計画における将来都市像は都市計画マスタープランの将来都市像を踏襲することとします。

将来都市像

活力ある都市と豊かな自然が調和した にぎわいとやすらぎのあるまち

3. 都市づくりの基本目標

当計画の目的と前段で整理した課題を踏まえ、都市づくりの基本目標を以下のように定めます。

<基本目標>

多世代が交流しにぎわいを増幅できる拠点整備 ～多様な活動・交流の“つながり”～

- 拠点への都市機能の誘導により、子どもから高齢者まで多世代が交流し、健康づくりにつながる様々な活動が盛んに行われるようなにぎわいを創出・増幅します。
- 拠点周辺の利便性が高い地区に住みたい居住層の吸引など、まちなか居住の促進を図ります。

災害に対する安全・安心の確保 ～居住継続への“つながり”～

- 雨水対策事業等を推進し、安心して住み続けられる安全性の高い居住環境を確保します。

少子高齢社会を踏まえた公共交通アクセスの強化 ～拠点と居住地の“つながり”～

- 拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網の充実により、既存住宅地の利便性を向上させます。
- 車を利用しない人も含めて、多くの人が拠点地区を利用しやすく、公共交通の利用促進にもつながる環境づくりを図ります。

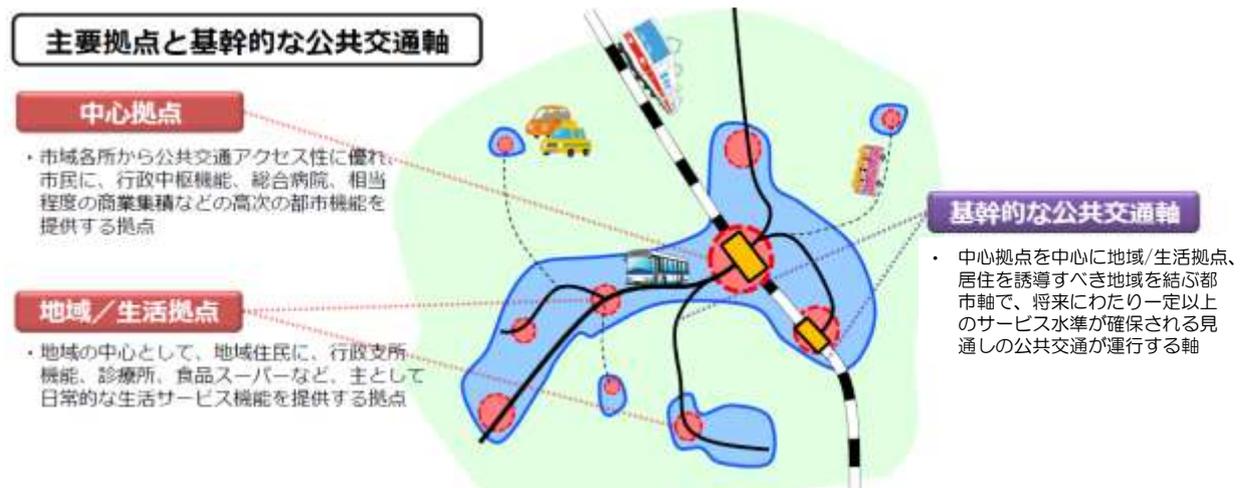
交通インフラ整備を活かした雇用等の確保と職住近接の住環境の整備 ～未来の更なる活性化への“つながり”～

- 広域的な基幹交通インフラの整備に伴い、子育て層等の流入・定着につながるような事務所・工場等の誘致など、新たな雇用の場の確保を図るとともに、拠点周辺の利便性が高い地区での職住近接の促進を図ります。

4. 目指すべき都市の骨格構造

1) 目指すべき都市の骨格構造に関する基本的な考え方

将来の都市の骨格は、土地利用や施設配置等の基本となるもので、都市計画マスタープランにおいて、拠点、軸、ゾーンによって将来都市構造が示されています。本計画においては、この将来都市構造を基本としながら、商業・公共施設などの立地状況や人口密度、基幹交通インフラの整備に伴う将来的な都市基盤整備等を踏まえ、拠点の位置づけに応じて担うべき機能・役割を明確にし、持続可能な都市及び拠点づくりに向け、居住と都市機能の維持・再編に向けた誘導を図っていきます。更に拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化し、拠点に行きやすい交通環境を整えることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を目指します。



出典) 立地適正化計画作成の手引き (国土交通省)

図 4.1 主要拠点と基幹的な公共交通軸の考え方

2) 拠点の設定

(1) 中心拠点

<JR野洲駅周辺地域(南部市街地拠点)>

- JR野洲駅を中心とした地域については、基幹的公共交通路線であるJR東海道線(琵琶湖線)と市内バス交通の結節点であり、南部市街地拠点として行政施設や文化施設のほか、医療・福祉・商業等の生活サービス施設が集積していることから、市の魅力が発信される中心拠点として位置づけます。

(2) 地域拠点

<北部合同庁舎周辺地域(北部市街地拠点)>

- 吉地・西河原地区の市街地については、北部市街地拠点として、北部合同庁舎のほか、生活サービス施設が集積しており、将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、地域住民の生活を支援する機能の維持を図る地域拠点として位置づけます。

＜総合体育館周辺地域(中央市街地拠点)＞

- 市中央部に位置する野洲市総合体育館周辺については、運動（スポーツ）施設、福祉施設が集積しており、新たに医療機能を担う施設として市立病院の整備を進めています。また隣接する市街地（人口集中地区）は将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、医療・健康・福祉機能が集約した地域拠点として位置づけます
- 市立病院整備のほか、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備を進め、人々の交流や健康づくりにつながる機能をもった拠点の形成を目指します。

(3) その他

＜自然環境交流拠点＞

- 琵琶湖岸及び希望が丘文化公園周辺は、都市計画マスタープランに定めるとおり、自然環境の保全に努めるとともに、拠点施設を中心として人々の交流、人が自然とふれあう場として整備、活用を進めます。

＜暮らしのネットワーク＞

- 地域拠点から中心拠点へのアクセス性の向上をめざし、JR 野洲駅への円滑な道路アクセスと公共交通の利便性を高めます。

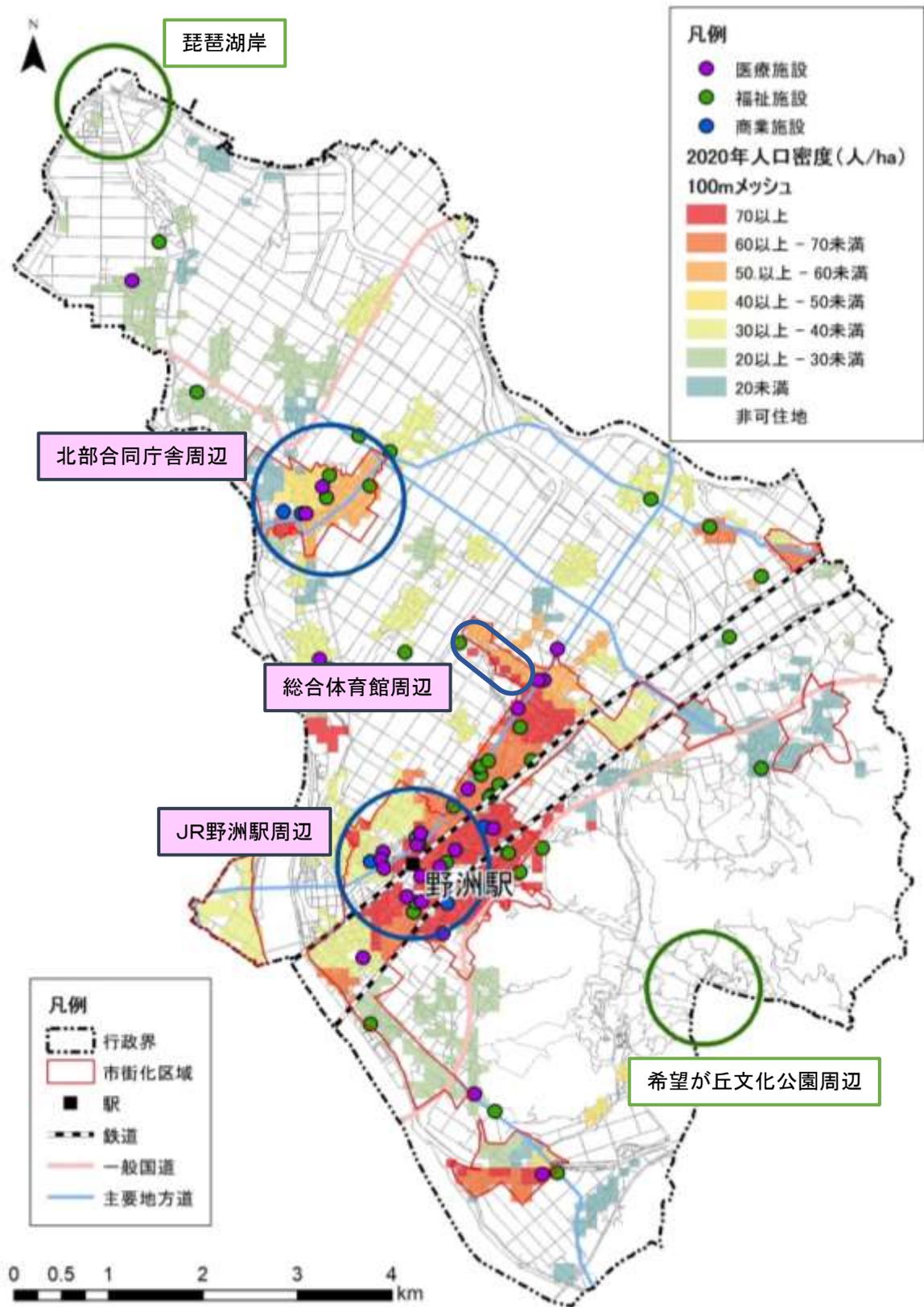


図 4.2 拠点位置図

3) 交通軸の設定

<広域連携軸>

- 京阪神地域はもとより、東海・北陸方面との広域的な連携軸として JR 琵琶湖線、国道 8 号を中心とする「広域連携軸」を位置づけます。

<都市間連携軸>

- 周辺市町との連携強化に向けて、主要地方道大津能登川長浜線や都市計画道路大津湖南幹線などを中心とした「都市間連携軸」を位置づけます。

<交流連携軸>

- 各拠点間を有機的にネットワークする「交流連携軸」を位置づけ、道路や河川沿いの水辺を活用しつつ、自転車や公共交通を含め快適に移動できる環境整備を図ります。

4) ゾーンの設定

(1) 市街化区域

<まちなか居住ゾーン>

- 中心拠点・地域拠点及びその周辺市街地については、都市機能や人口の集積、公共交通の利便性に優れた立地を活かしたまちなか居住ゾーンとして位置づけ、周辺の自然環境と調和を図りつつ、良好な居住環境の整備を進めます。

<一般居住ゾーン>

- 郊外の住宅を中心とする市街地は、一般居住ゾーンとして位置づけ、周囲の自然と調和したゆとりある田園住居の環境形成と地域コミュニティの維持を図ります。

<工業ゾーン>

- 大規模工場・工業団地が立地する地域は、都市計画マスタープランに定めるとおり、既存工場と周辺環境の調和を図ります。

(2) 市街化調整区域

<田園集落ゾーン>

- 市街化調整区域の既存宅地・集落地は、市街化を抑制する市街化調整区域の基本的性格を保持しつつ、地域コミュニティの維持に留意しながら、地域住民がうるおいとやすらぎを感じながら暮らせるまちづくりを進めます。
- 市街化調整区域に広がる農地については、優良な農業生産基盤として保持するとともに、美しい田園景観の保全を図ります。

<自然環境ゾーン>

- 三上山を中心とした森林と琵琶湖岸等の水辺空間は、都市計画マスタープランに定めるとおり、人々に心の豊かさや潤いを与える自然環境資源として保全に努めるとともに、水や緑にふれ合い、感じることができ空間の整備を図ります。

5) 目指すべき都市の骨格構造図

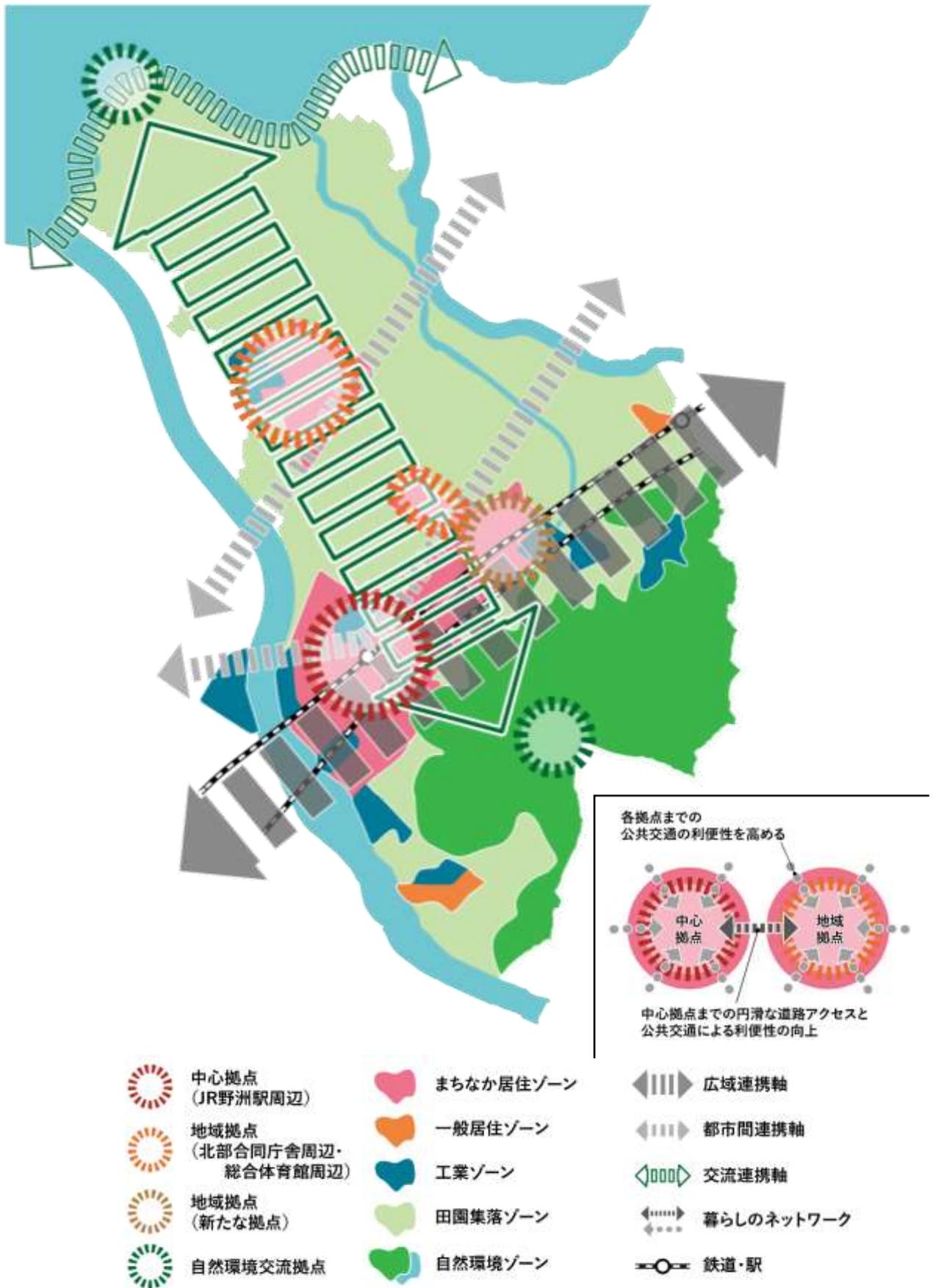


図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図

5. 課題解決のための施策・誘導方針

「計画の基本理念」に基づき、「都市づくりの基本目標」「目指すべき都市の骨格構造」を実現するため、課題解決のための施策・誘導方針として、都市機能及び居住に関する誘導方針、都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針を以下のように定めます。

1) 都市機能及び居住に関する誘導方針

少子高齢化・人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、各種生活サービス施設が集積している3つの拠点（JR野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺及び総合体育館周辺）において、都市機能の維持・増進を図ります。

野洲市の抱える課題を解決するため、以下の3つの方針を重視して取り組んでいきます。

<拠点のにぎわい機能の強化>

市民の生活利便性の維持・向上や、若者・子育て世代への魅力向上、集客強化による関連経済活動の活性化を図るため、生涯学習・創作・多世代交流等の強化や、子育て世代の支援など、まちのにぎわいや魅力を創出する取組みを利便性の高い拠点周辺へ誘導します。

<医療環境の効率化>

健康寿命の増進など市民のQOLの向上や、社会保障費等の適正化を図るため、拠点を中心とした医療環境の充実や、生活習慣病の重症化の予防、介護予防の推進などの予防型医療環境の充実を図ります。

<拠点利用を高める公共交通網の強化>

拠点の利用促進を図るため、拠点間及び周辺地域から拠点への公共交通によるアクセス性の向上を図るとともに、拠点内の歩行環境の充実等により、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅を図り、自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進を図ります。

上記の取組みとともに、利便性を活かした、まちなかへの居住誘導や、災害等に対する安全なまちづくりを進め、都市の魅力、利便性、効率性を増幅させることにより、持続可能な都市経営が期待されます。

2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針

野洲市が保有する公共施設量は、合併による影響から全国や滋賀県内の自治体（市町村）に比べてやや多く、コンパクトシティの推進のためには公的不動産を有効に活用することが重要です。また、今後厳しさを増す自治体経営にとって、社会情勢の変化に対応し、地域バランスを保ちながら公共施設のマネジメントを行うことが急務と言えます。

このため野洲市では、従来どおり施設所管課単独で検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設の統廃合により、中心拠点（JR野洲駅周辺地域）や地域拠点（北部合同庁舎周辺地域及び総合体育館周辺地域）を主とした公共施設の適正配置を推進します。

6. 課題解決までのストーリー

「都市が抱える課題」や「計画の基本理念」、「目指すべき都市の骨格構造」を踏まえ、「課題解決までのストーリー」を以下のように示します。

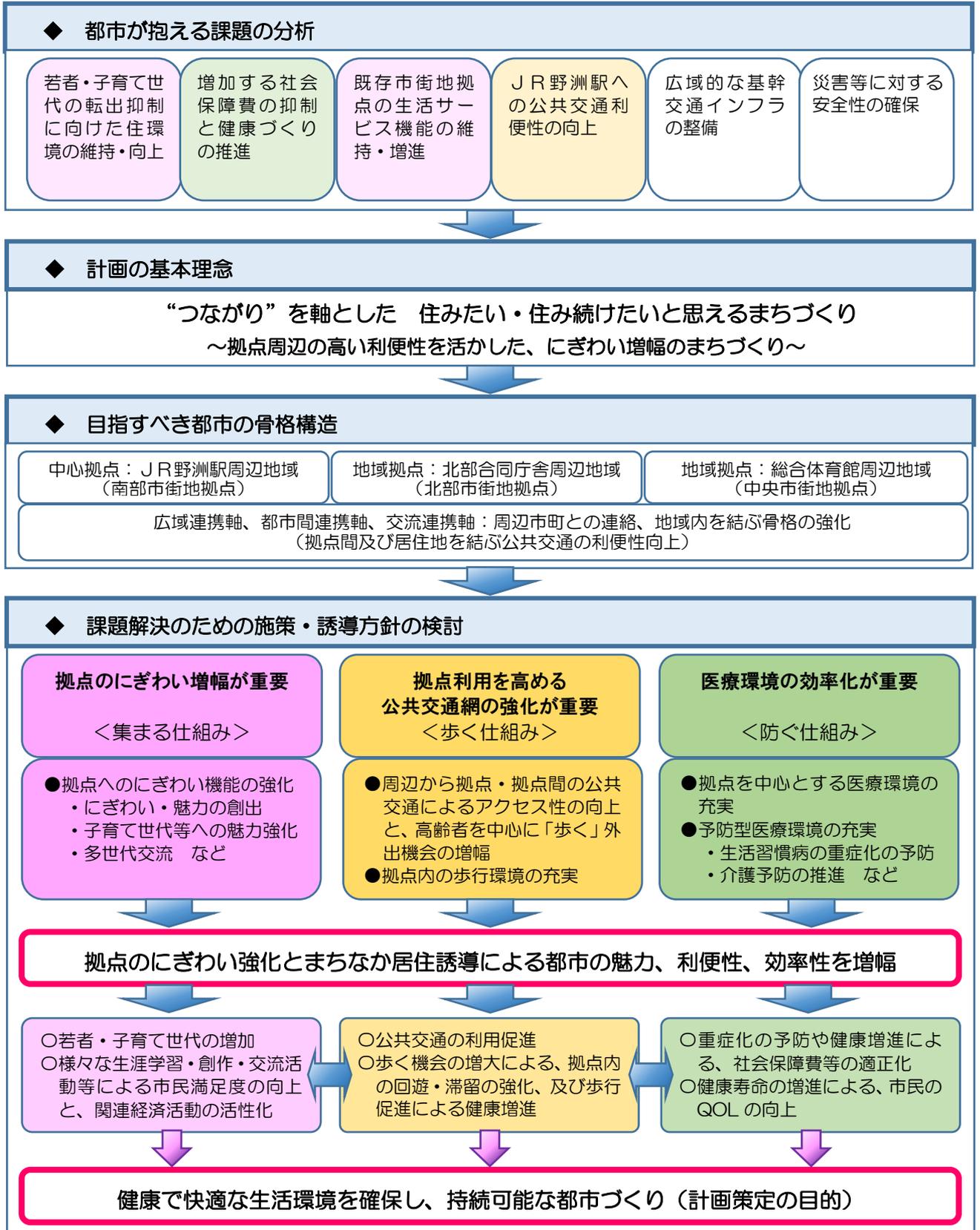


図 4.4 課題解決までのストーリー

第5章. 都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域について

1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

なお、都市機能誘導区域を設定することにより、誘導区域外に誘導施設（都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設）を建築又は開発する場合には、市への届出が必要となりますが、規制が生じるような強制的な集約ではなく、インセンティブ（支援制度・施策）を講じることによる、ゆるやかな誘導を図っていきます。

都市機能誘導区域を設定する意義

今後人口減少に伴う人口密度の低下により、市民の生活に必要な医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難となる恐れがあります。

そのため、都市機能誘導区域を設定し、区域内において日常生活サービスの維持・向上を図ることにより、その周囲の居住誘導区域の生活利便性向上に寄与するとともに、更に都市機能誘導区域間を利便性の高い公共交通で結ぶことにより、都市全体の活力を向上させることが期待されます。

2. 都市機能誘導区域の設定

1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方

野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」という区域設定の考え方に基づき、中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）において、以下の期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。また、都市機能誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。

なお、地域拠点（総合体育館周辺）については、中心的な施設となる野洲市総合体育館や整備を進めている市立病院の立地が市街化調整区域であることを踏まえ、都市機能誘導区域は設定しませんが、当該地区の都市機能の誘導等に関する今後の方針については、第7章にて整理します。

都市機能誘導区域に期待される役割

- 各拠点の中心となる公共交通施設より徒歩で容易に移動することができる
- 生活利便性の維持とともに、都市の魅力と活力を創出することができる
- 生活サービス関連施設等の都市機能が既に集積されており、今後も都市機能の維持が求められる

2) 都市機能誘導区域設定において考慮すべき事項

中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）の2つの拠点において、誘導区域の設定を行うにあたり、期待される役割から以下の考慮すべき事項を整理します。

これらの事項及び、明確な境界を定めるために、鉄道、道路、河川等の地形・地物についても留意しながら、都市機能誘導区域の具体的設定を行います。

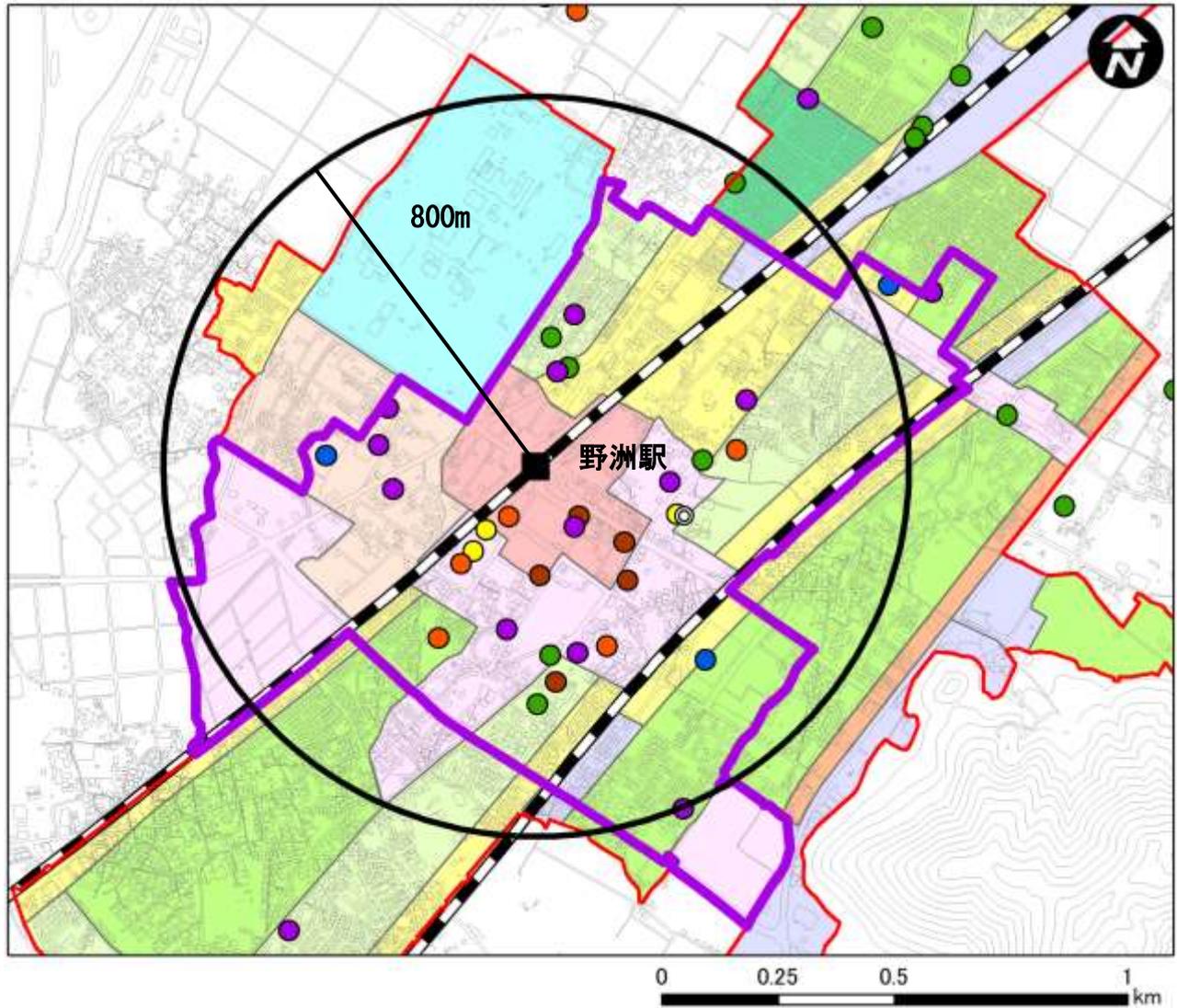
表 5.1 都市機能誘導区域設定において考慮すべき事項

| 都市機能誘導区域に期待される役割 | 区域設定において考慮すべき事項 |
|---|--|
| 各拠点の中心となる公共交通施設より徒歩で容易に移動することができる | ● JR野洲駅もしくは北部合同庁舎前バス停留所からの徒歩圏(800m) |
| 生活利便性の維持とともに、都市の魅力と活力を創出することができる | ● 商業系用途地域 ● 将来的に整備を計画している施設 |
| 生活サービス関連施設等の都市機能が既に集積されており、今後も都市機能の維持が求められる | ● 徒歩圏内及びその縁辺部の都市機能(商業、医療、子育て、福祉、行政機能等) |

3) 都市機能誘導区域の設定

(1) 中心拠点(JR野洲駅周辺)の都市機能誘導区域

中心拠点（JR野洲駅周辺）の都市機能誘導区域を以下のように定めます。



凡例

- 行政界
- 市街化区域
- 鉄道駅
- 鉄道

用途地域

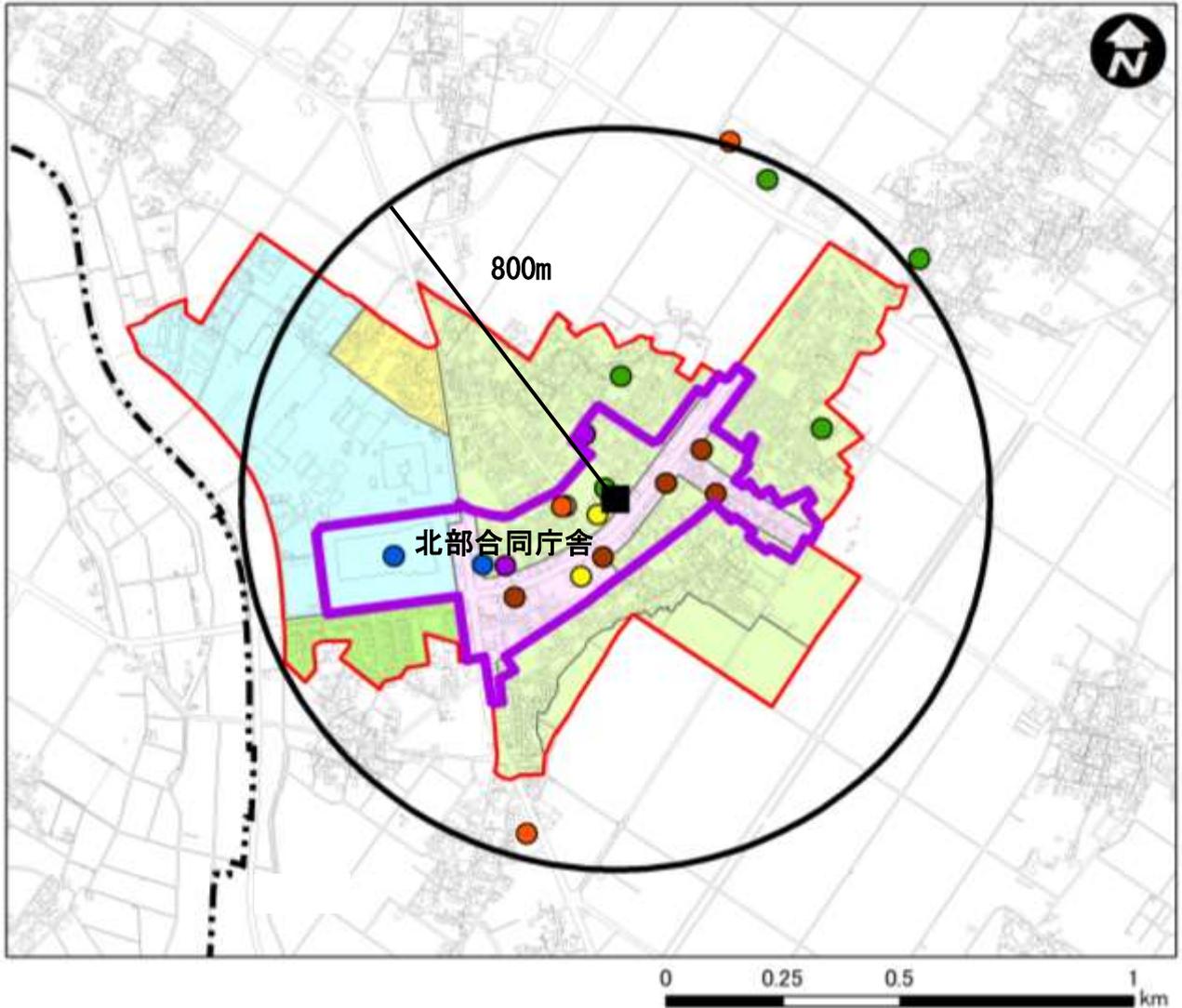
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

- 商業施設: 1,000㎡以上
- 医療施設: 病院あるいは内科・外科のある診療所
- 子育て施設: 保育所、幼稚園
- 子育て支援施設: 子育て支援センター
- 福祉施設: 通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設
- 主要公共関連施設(行政、文化スポーツ)
- 金融機関施設: 郵便局、金融機関
- 都市機能誘導区域

図 5.1 中心拠点(JR野洲駅周辺)の都市機能誘導区域

(2) 地域拠点(北部合同庁舎周辺)の都市機能誘導区域

地域拠点(北部合同庁舎周辺)の都市機能誘導区域を以下のように定めます。



凡例

- | | | |
|-------|--------------|---------------------------|
| 行政界 | 用途地域 | 商業施設: 1,000㎡以上 |
| 市街化区域 | 第1種低層住居専用地域 | 医療施設: 病院あるいは内科・外科のある診療所 |
| 鉄道駅 | 第1種中高層住居専用地域 | 子育て施設: 保育所、幼稚園 |
| 鉄道 | 第2種中高層住居専用地域 | 子育て支援施設: 子育て支援センター |
| | 第1種住居地域 | 福祉施設: 通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設 |
| | 第2種住居地域 | 主要公共関連施設(行政、文化スポーツ) |
| | 準住居地域 | 金融機関施設: 郵便局、金融機関 |
| | 近隣商業地域 | 都市機能誘導区域 |
| | 商業地域 | |
| | 準工業地域 | |
| | 工業地域 | |
| | 工業専用地域 | |

図 5.2 地域拠点(北部合同庁舎周辺)の都市機能誘導区域

3. 誘導施設の設定

1) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設、その他都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。

また、都市計画運用指針において、誘導施設として設定することが想定される施設として

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所・支所等の行政施設

が示されています。

2) 誘導施設設定の基本的な考え方

野洲市では、国が示す誘導施設の考え方やにぎわい創出に向けた拠点整備という都市づくりの基本目標を踏まえ、誘導施設を「魅力創出施設」と「都市機能維持施設」の2つに分類して設定を行います。

表 5.2 誘導施設設定の基本的な考え方

| 国が示す誘導施設の考え方 | 都市づくりの基本目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設 | <p>◆多世代が交流しにぎわいを増幅できる拠点整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 拠点への都市機能の誘導により、子どもから高齢者まで多世代が交流するにぎわいを創出・増幅する。 ● 拠点周辺の利便性が高い地区に住みたい居住層の吸引や、まちなか居住の促進を図る。 |
|  | |
| 魅力創出施設 | 都市機能維持施設 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 都市全体の活力向上に繋がる、にぎわいと活力にあふれた都市拠点の整備に向けて、野洲市特有の魅力を創り出す施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や少子高齢社会においても、居住者の共同の福祉又は生活利便性を維持・向上するために、都市機能誘導区域内に立地が求められる日常生活に必要な施設 |

3) 誘導施設の設定

(1) 魅力創出施設

魅力創出施設は、以下のように設定します。

表 5.3 魅力創出施設

| 施設に期待する役割 | 都市機能分類 | 具体の誘導施設 |
|----------------------------|--------|--|
| 若者・子育て層の 移住・定住の 促進 | 商業機能 | ①若者・子育て層が魅力を感じるような商業施設 |
| | 子育て機能 | ②子ども同士の交流や子育て世代が情報交換できる子育て支援施設 |
| 多世代が交流した にぎわいの創出・ 増幅 | 医療機能 | ③健康をテーマに、交流を通じたにぎわいづくりに向けて多世代が多目的に利用できる施設(病院・文化施設・図書館) |
| | 教育文化機能 | |

*医療機能…単に日常生活に必要な医療を提供するだけでなく、周辺の都市機能と連携し、心と体の健康をテーマとして魅力あるまちづくりを推進する施設として、魅力創出施設に設定します。

(2) 都市機能維持施設

都市機能維持施設は、都市機能の立地状況及び立地の必要性から魅力創出施設を除き、以下のように設定します。

なお、都市機能維持施設は、拠点の性質に関わらず日常生活に必要な施設であるため、中心拠点・地域拠点の両方に設定することとします。

表 5.4 都市機能維持施設

| 施設に期待する役割 | 都市機能分類 | 具体の誘導施設 |
|-----------------|--------|--|
| 日常生活サービスの 維持 | 医療機能 | ①患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、地域医療、保健、福祉を担う診療所 |
| | 行政機能 | ②市民のより良い暮らしの実現に向けて、必要な生活サービスの提供を行う行政施設 |

*高齢者福祉施設…一定の高齢者人口を踏まえ、市内全域にバランスよく立地することが望ましい機能であるため都市機能維持施設として設定しません。

*保育所・幼稚園…一定の就学前児童数を踏まえ、おおよそ学区ごとに配置する機能であるため都市機能維持施設として設定しません。

*郵便局・金融機関…A T M機能などの普及により、容易に代替機能での補完が可能であるため都市機能維持施設として設定しません。

*コンビニエンスストア等…居住地の身近に維持・確保され、市内全域にバランスよく立地することが望ましい機能であるため都市機能維持施設として設定しません。

(3) 誘導施設

誘導施設は、以下のように設定します。

表 5.5 誘導施設

| 都市機能分類 | | 中心拠点 | 地域拠点 |
|--------|-------------|------|------|
| 医療機能 | 病院 | ● | ● |
| | 診療所 | ○ | ○ |
| 行政機能 | 行政施設 | ○ | — |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● | ● |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● | — |
| | 図書館（分館等を含む） | ● | ● |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● | ● |

●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目

表 5.6 誘導施設の定義

| 都市機能分類 | | 定義 |
|--------|-------------|---|
| 医療機能 | 病院 | ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 |
| | 診療所 | ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 |
| 行政機能 | 行政施設 | ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 |
| | 図書館（分館等を含む） | ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設 |

第6章. 居住誘導区域

1. 居住誘導区域について

1) 居住誘導区域とは

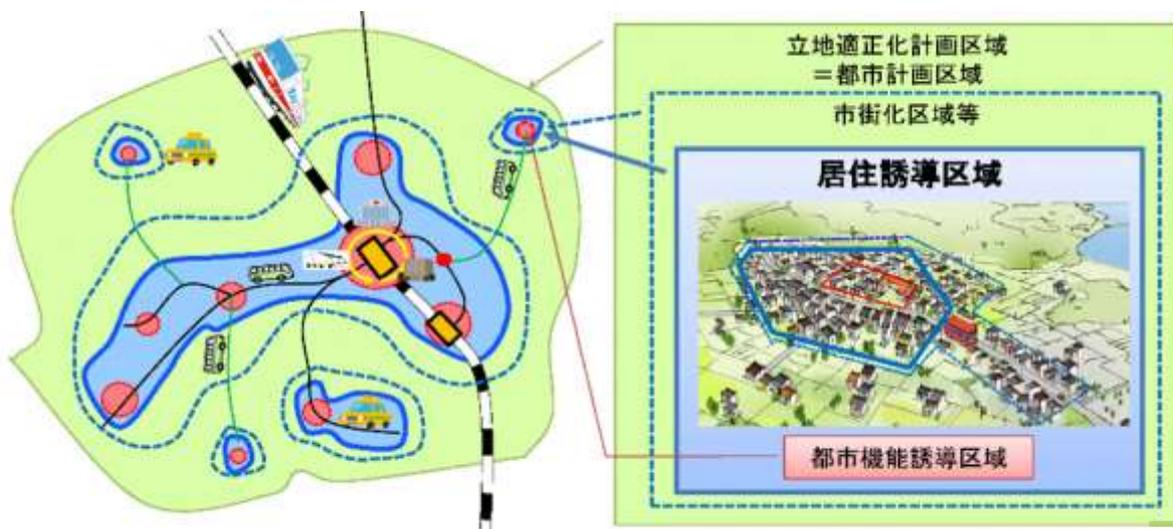
人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことであります。

なお、区域の設定は、全ての人を居住誘導区域に誘導するものではなく、市民のライフスタイルや居住地選択の条件は様々であり、居住誘導区域だけにしか住んではならないものではありません。また、例えば農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての市民を居住誘導区域に誘導することを目指すというものではありません。

居住誘導区域は、中長期的な視点に立ち、居住を誘導する区域を設定し、都市の魅力・機能を増幅するための施策を講じることが、人口減少社会においても都市が持続的に運営していくために必要なことであるとの認識のもと、定住の選択肢のひとつとして設定するものです。

居住誘導区域設定の意義

都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、生活サービス施設が集約する拠点を利用しやすく、公共交通の利便性が高い地域に居住誘導区域を設定し、居住誘導区域内における良好な居住環境の確保と人口密度の維持を図ることにより、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われることが期待されます。



出典) 改正都市再生特別措置法等について (国土交通省)

図 6.1 居住誘導区域設定の意義

2. 居住誘導区域の設定

1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方

野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「都市機能や居住が一定程度集積している区域」や「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」という区域設定の考え方にに基づき、以下の期待される役割も踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。また、居住誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。

なお、地域拠点（総合体育館周辺）の市街化調整区域部分の居住誘導の考え方については、第7章にて整理します。

居住誘導区域に期待される役割

- 誰もが利便性を享受できる（拠点へ徒歩でのアクセスが可能）拠点周辺へのまちなか居住の促進が図れる
- 公共交通の利便性の高いバス路線沿線地域など、拠点へのアクセス性の高い区域への居住の促進が図れる

2) 居住誘導区域設定の検討手順

居住誘導区域設定の検討手順は、下記に示すように、「居住誘導区域に定めるべき区域」を確認した上で、「居住誘導区域に定めない区域」について検討します。

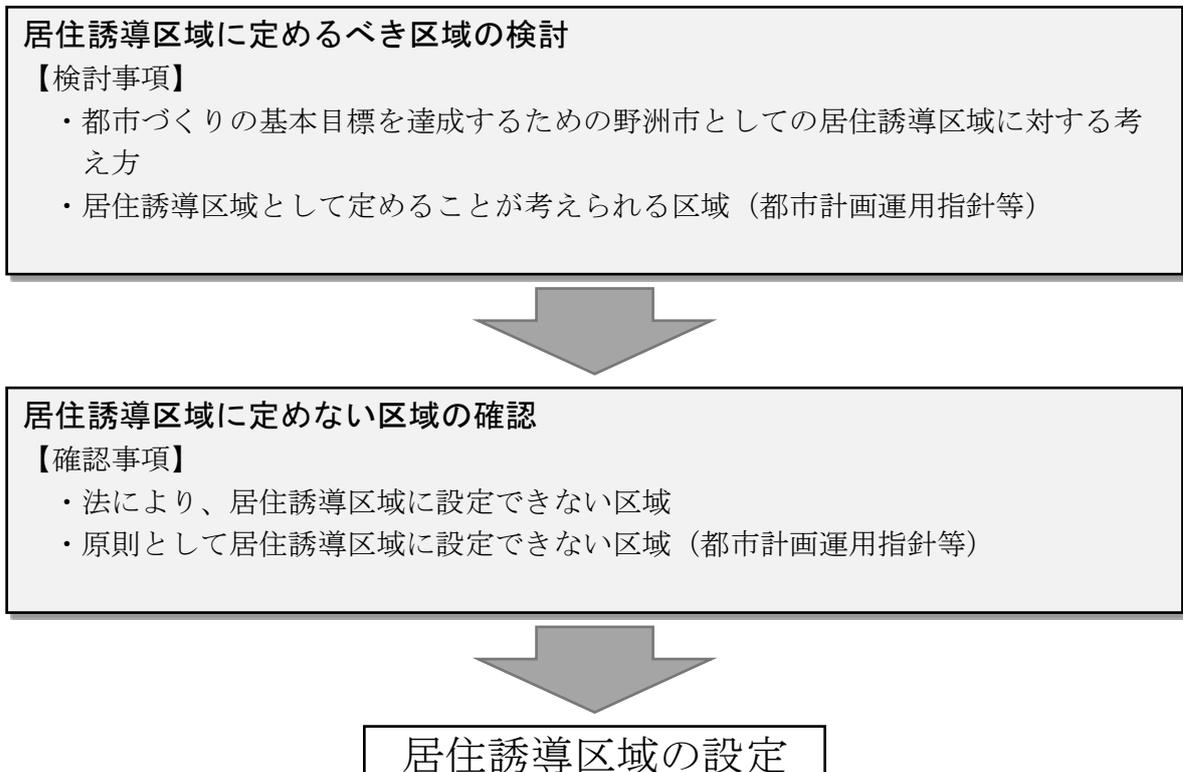


図 6.2 居住誘導区域設定の検討手順

3) 居住誘導区域に定めるべき区域の検討

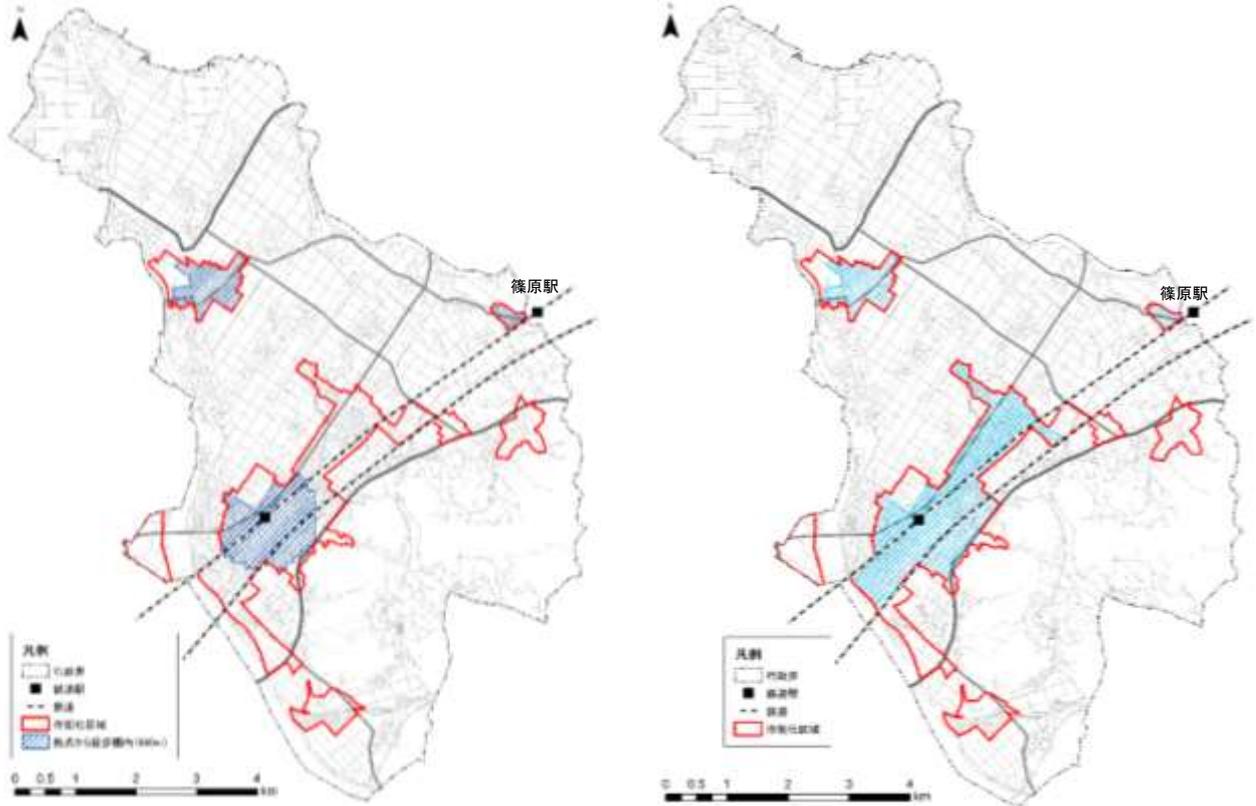
居住誘導区域に定めるべき区域については、以下の居住誘導区域の設定方針に基づき、検討を行います。

| 都市計画運用指針を踏まえた居住誘導区域設定 において考慮すべき事項 | 居住誘導区域の設定方針 |
|--|---|
| 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 | 都市機能誘導区域として、中心拠点（JR野洲駅周辺）、地域拠点（北部合同庁舎周辺）を設定 隣接する近江八幡市の立地適正化計画において、JR篠原駅周辺を地域拠点として設定 その周辺徒歩圏内（800m） |
| 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 | 下記の項目を満たすエリアを区域として設定 ▶公共交通への近接性 ・鉄道駅より800m圏内(市外を含む) ・バス停より300m圏内 ▶拠点への近接性 ・拠点の利便性を享受できる(飛び地の市街化区域を除く)範囲 ▶拠点との一体性 ・拠点から一連の区域として見なす(工業系用途等で分断されない)ことのできる範囲 |

「居住誘導区域に定めるべき区域の検討」の検討結果を踏まえると、下図の青枠で囲まれた範囲が居住誘導区域として考えられます。

中心拠点（JR野洲駅周辺）、地域拠点（北部合同庁舎周辺）からの徒歩圏内（800m）、及び近江八幡市の地域拠点（JR篠原駅周辺）からの徒歩圏内（800m）

「公共交通への近接性」「拠点への近接性」「拠点との一体性」を満たすエリア



(注) 市街化調整区域は、法令により居住誘導区域に設定できない区域です。

図 6.3 居住誘導区域として定めることが考えられる区域

4) 居住誘導区域に定めない区域の確認

下記の各項目について野洲市における現状を把握した上で、居住誘導区域に定めない区域の確認を行います。

表 6.1 居住誘導区域に定めない区域の確認項目

| 居住誘導区域に定めない区域の確認項目 |
|---|
| ・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」 |
| ・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」 |
| ・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」 |
| ・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」 |

(1) 都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」

| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 |
|---|-------------------|
| ア. 市街化調整区域（都市計画法） | ● 指定あり →区域から除外 |
| イ. 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る） | ● 市街化区域内に指定なし |
| ウ. 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法） | ● 市街化区域内に指定なし |
| エ. 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法）等 | ● 市街化区域内に指定なし |
| オ. 地すべり防止区域（地すべり防止法） | ● 市街化区域内に指定なし |
| カ. 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） | ● 市街化区域内に指定なし |
| キ. 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） | ● 市街化区域内に指定なし |
| ク. 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法） | ● 市街化区域内に指定なし |

(2) 都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」

| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 |
|---|-----------------|
| ア. 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律） | ● 市街化区域内に指定なし |
| イ. 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） | ● 市街化区域内に指定なし |

(3) 都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」

| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 |
|-------------------------------------|--|
| ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(46 ページ参照) → 区域から原則除外 ※ 防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない |
| イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律) | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内に指定なし |
| ウ. 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) → 区域から原則除外 ※ 浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない → 浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む |
| エ. その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない |

(4) 都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」

| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 |
|--|--|
| ア. 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途(JR敷地及び事業所利用)に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 |
| イ. 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 |
| ウ. 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし |
| エ. 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではない区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 該当する空地等は存在しない。 |



図 6.4 浸水想定 50cm 以上の区域（滋賀県地先の安全度マップ 1/10 確率）

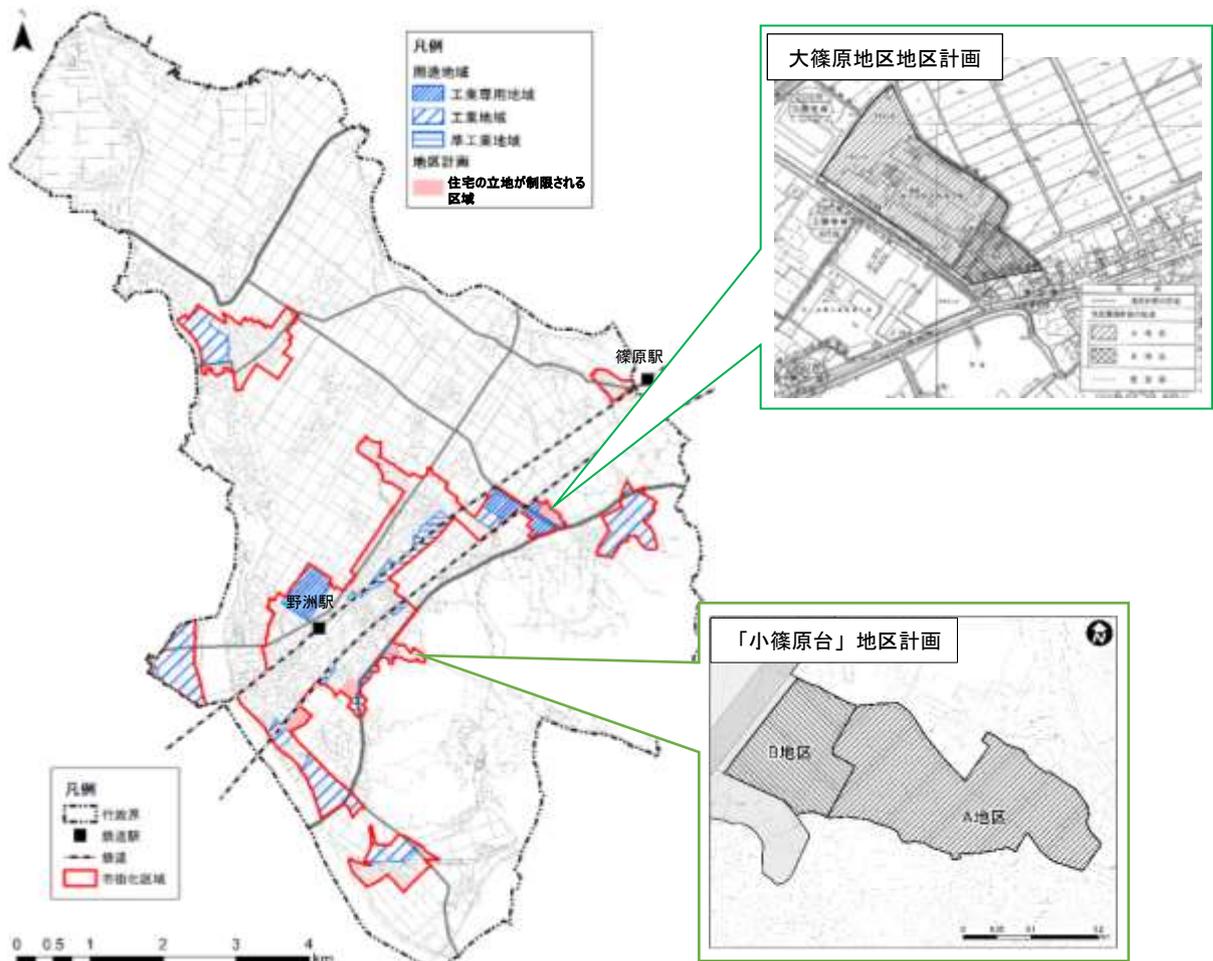


図 6.5 工業専用地域、工業地域、準工業地域、地区計画（住宅の立地が制限される区域）

5) 居住誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、下記のとおり、居住誘導区域として設定します。

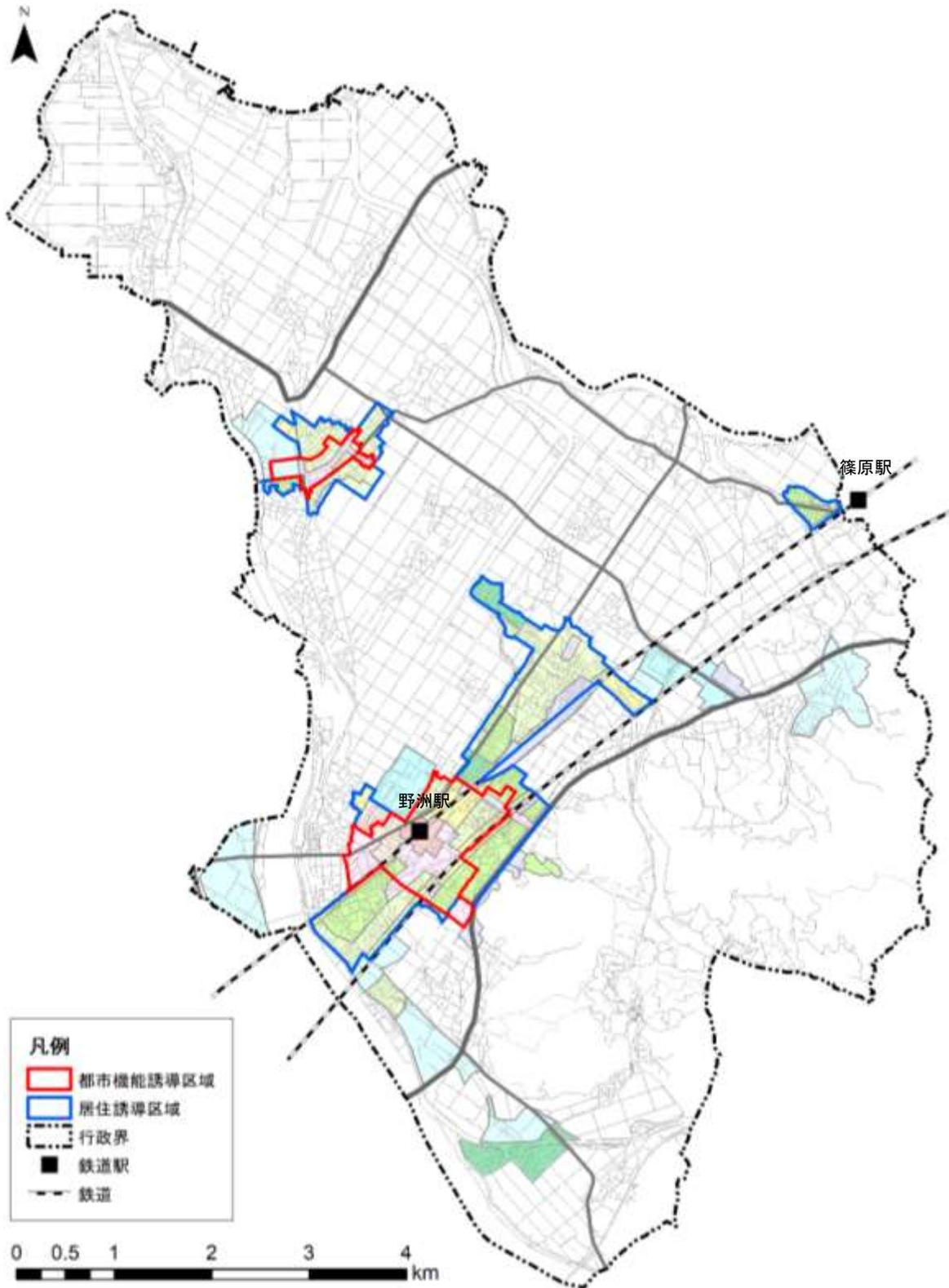


図 6.6 居住誘導区域

第7章. 総合体育館周辺に関する方針

1. 本項目の位置づけ

地域拠点（総合体育館周辺）は、一部が居住誘導区域に設定され、その他の大部分は市街化調整区域となっています。一方で市街化調整区域部分では、都市計画マスタープランや関連計画等に基づき都市機能の誘導を目指していることから、本項目では当該地域に関する本計画における基本的な考え方等を整理します。

2. 基本的な考え方

地域拠点（総合体育館周辺）の市街化調整区域部分は、都市計画マスタープランにおいて産業系拡大市街地圏域に位置づけられており、現状で運動（スポーツ）施設、福祉施設が立地しているほか、新たに市立病院の整備が進められており、また、将来的には豊かな自然環境を活かした交流施設の整備が検討されているなど、人々の交流や健康づくりにつながる機能の集積を目指しています。

当該地域は市街化調整区域であるため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域等の指定はできませんが、前述の方針をより明確に示し、計画的なまちづくりを進めることを目的として、将来想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲及び、誘導施設を示します。

また、将来的に都市機能の集積等が一定程度進んだ段階で、市街化区域への編入とあわせて、本方針に従い都市機能誘導区域や居住誘導区域、誘導施設の設定を具体的に検討します。

なお、当該地域は既に設定された中心拠点＜JR野洲駅周辺地域（南部市街地拠点）＞から連続する居住誘導区域の北端に隣接しており、都市機能誘導区域等が指定された後でも無秩序な市街地の拡大を助長するものではなく、現状の居住誘導区域における人口密度の維持を図り、持続可能なまちづくりを一層進めるものであり、コンパクトシティの考え方に反するものではありません。

3. 想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲

想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲は、第5章の「2. 都市機能誘導区域の設定」における「1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方」「2) 都市機能誘導区域設定において考慮すべき事項」で示した内容を踏襲しつつ、周囲に設定される市街化調整区域への影響を極力抑えた範囲とします。

なお、実際に都市機能誘導区域を設定する際の具体的な境界等は、市街化の進捗等に合わせ、検討を進めます。

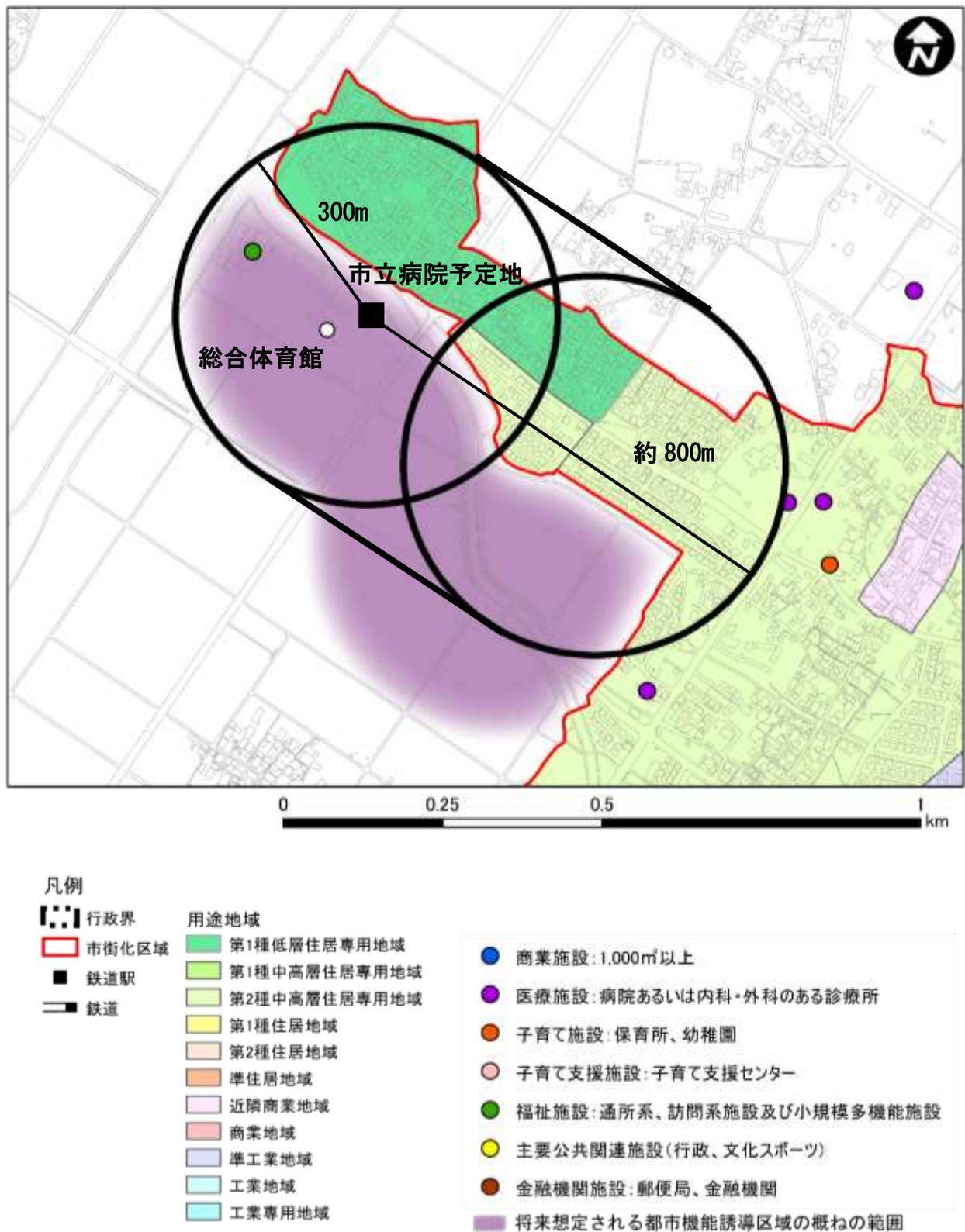


図 7.1 想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲

4. 想定される誘導施設

都市機能誘導区域が設定された場合に想定される誘導施設は、第5章の「3. 誘導施設の設定」における「2) 誘導施設設定の基本的な考え方」「3) 誘導施設の設定」で示した内容を踏襲し、以下のような機能となります。

なお、実際に設定する際には、その時点での市街化の進捗等を踏まえて再度検討します。

表 7.1 今後想定される誘導施設の検討

| 都市機能分類 | | 地域拠点 (総合体育館周辺) |
|------------|-------------|-------------------|
| 医療機能 | 病院 | ● |
| | 診療所 | ○ |
| 行政機能 | 行政施設 | — |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● |
| 教育文化 機能 | 文化施設（文化ホール） | — |
| | 図書館（分館等を含む） | ● |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● |

●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目

※今後想定される誘導施設であるため、法律的な措置等は発生しません。

5. 居住誘導に関する考え方

前述のとおり、想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲では主に人々の交流や健康づくりにつながるような都市機能の集積を目指していることから、現時点で新たに居住誘導を想定する範囲等は設定しません。

一方で、都市機能誘導区域を指定する際には、国の指針等を踏まえつつ、必要に応じて居住誘導区域を設定します。

第8章. 防災指針

1. 防災指針について

1) 防災指針とは

本計画では居住誘導区域の設定にあたり、第6章の「2. 居住誘導区域の設定」で示したとおり、災害リスクがあるとして土砂災害警戒区域は除外する一方、浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域については今後のソフト・ハード施策の実施を前提に、居住誘導区域に含めることとしました。

これらを踏まえ防災指針では、そのような居住誘導区域に残存する水害リスクに対して、前述のソフト・ハード施策を着実かつ計画的に実行するため、より詳細な水害リスクの分析・評価を行い、その結果に対応した具体的な取組を示します。

なお、第3章の「5) 災害」にあるとおり、居住誘導区域外においても災害リスクを有しており、土砂災害に関しては大字三上周辺などで土砂災害警戒・特別警戒区域が指定されているほか、水害に関しては主に一般国道8号以北の広範囲に浸水想定区域が指定されています。本市ではこれらの災害リスクに対しても、地域防災計画や国土強靱化計画地域計画等に基づき、適切な防災・減災対策を推進します。

2) 防災指針の検討フロー

本項目は、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省 令和5年3月改訂）に準拠し、下記のフローで検討します。

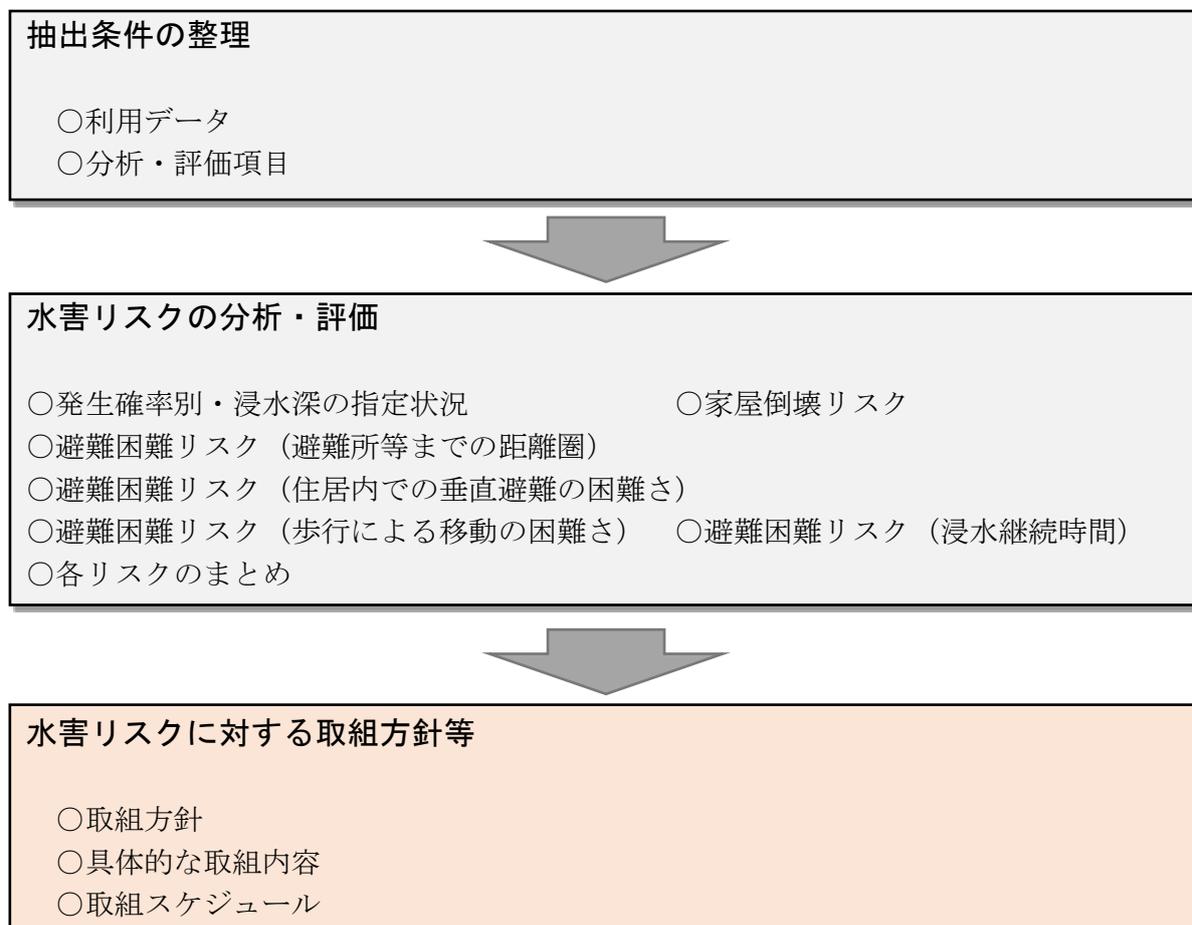


図 8.1 検討フロー

2. 水害リスクの高い地域の抽出

1) 抽出条件の整理

(1) 利用データ

前述の通り本章では水害ハザードに着目して分析・評価や取組方針を検討します。検討にあたり使用する水害ハザードデータと各種都市情報のデータは下記の通りです。

表 8.1 使用する水害ハザードデータ

| 水害ハザードデータ | | | 作成者 | 公表・作成基準年月日 | 出典 |
|-----------|-----------|-------------------|-------------------|------------|------------|
| 外水氾濫 | 洪水浸水想定区域 | 野洲川下流 | 国土交通省 琵琶湖河川事務所 | 令和元年10月25日 | 滋賀県防災情報マップ |
| | | 琵琶湖 | 滋賀県 | 平成31年3月19日 | |
| | | 野洲川上流 | | 平成29年7月12日 | |
| | | 日野川 | | 平成31年3月19日 | |
| 内水氾濫 | 地先の安全度マップ | 滋賀県土木交通部 流域政策局 | 令和2年3月31日 | | |

表 8.2 使用する都市情報

| データ種別 | 作成者 | 公表・作成基準年月日 | 出典 |
|--------|----------|------------|----------|
| 建物 | 滋賀県 | 平成30年3月 | 都市計画基礎調査 |
| 避難所 | 野洲市危機管理課 | 令和3年3月 | |
| 居住誘導区域 | 野洲市都市計画課 | 令和3年7月 | |

(2) 分析・評価項目

分析・評価項目は下記の通りで、発生頻度別の浸水深の状況や、家屋被害リスク等で水害リスクを評価します。

表 8.3 分析・評価項目一覧

| 分析・評価項目 | | 概要 |
|----------------|----------------------------|---|
| 発生確率別・浸水深の指定状況 | 高頻度 (10年確率降雨量) | 発生確率別の浸水深の指定状況を整理します。 |
| | 想定最大規模【L2】 (1000年確率降雨量) | |
| 家屋等被害リスク(※) | | 建物の状況等から、家屋等被害リスクを整理します。 |
| 避難困難リスク(※) | 避難所等までの距離圏 | 避難所等の分布状況から、避難所までの距離が遠い地域を整理します。 |
| | 住居での垂直避難の困難さ | 浸水深と建物の状況から、住居内での垂直避難が困難となる建物の分布状況を整理します。 |
| | 歩行による移動の困難さ | 浸水深や流速の状況から、避難のための歩行による移動が困難と想定される地域を整理します。 |
| | 浸水継続時間 | 浸水継続時間から、避難生活が長引くと想定される地域を整理します。 |

※想定最大規模【L2】の降雨を基にした水害ハザードデータを用います。

○本項目で扱う水害ハザードの発生確率について

【高頻度】

10年に一度起こりうる程度の降雨量（10年確率降雨量）を想定しています。
具体的には、流域全体で下記の降雨を想定しています。

地先の安全度マップ・・・24時間総雨量 170mm

※滋賀県が公表している地先の安全度マップより

【想定最大規模】

1000年に一度起こりうる程度の降雨量（1000年確率降雨量）を想定しています。
具体的には、流域全体で下記の降雨を想定しています。

野洲川・・・・・・・・・・・・・・・・24時間総雨量 663mm

日野川・・・・・・・・・・・・・・・・24時間総雨量 738mm

琵琶湖・・・・・・・・琵琶湖ピーク水位 B.S.L +2.6m

※水防法に基づく洪水浸水想定区域より

【確率降雨量とは】

「確率降雨量」とは、その地点で長い期間にどれくらいの大雨が起こりうるかを示す降雨量であり、防災計画や河川計画などに用いられる気候情報です。

例えば、再現期間 1000年の確率降雨量が 500mm という地点では、500mm 以上の大雨が平均すると 1000年に一回の確率で起こりうることを意味しています。この大雨が必ず 1000年に一回降るのではなく、二回以上降ることもあれば降らないこともあり、また、それ以上の大雨が起こりうることに留意が必要です。

【本市での近年の浸水事例】

平成 25 年の台風 18 号では、滋賀県で初めて大雨特別警報が発令されました。

野洲市では、降り始めからの降雨量が 9 月 15 日 0 時から 16 日 16 時までの 40 時間で 344mm を観測しました。

また、この降雨により、溢水による床下浸水等の被害が発生しました。



(撮影：2013年9月16日午前)

写真 野洲駅前の被害状況

資料：野洲市都市計画マスタープラン

2) 水害リスクの分析・評価

(1) 発生確率別・浸水深の指定状況

高頻度での発生確率の降雨（10年確率降雨量）による浸水想定区域をみると、野洲駅周辺の東海道本線より南側や富波乙周辺で、0.5m未滿の浸水被害が想定されます。

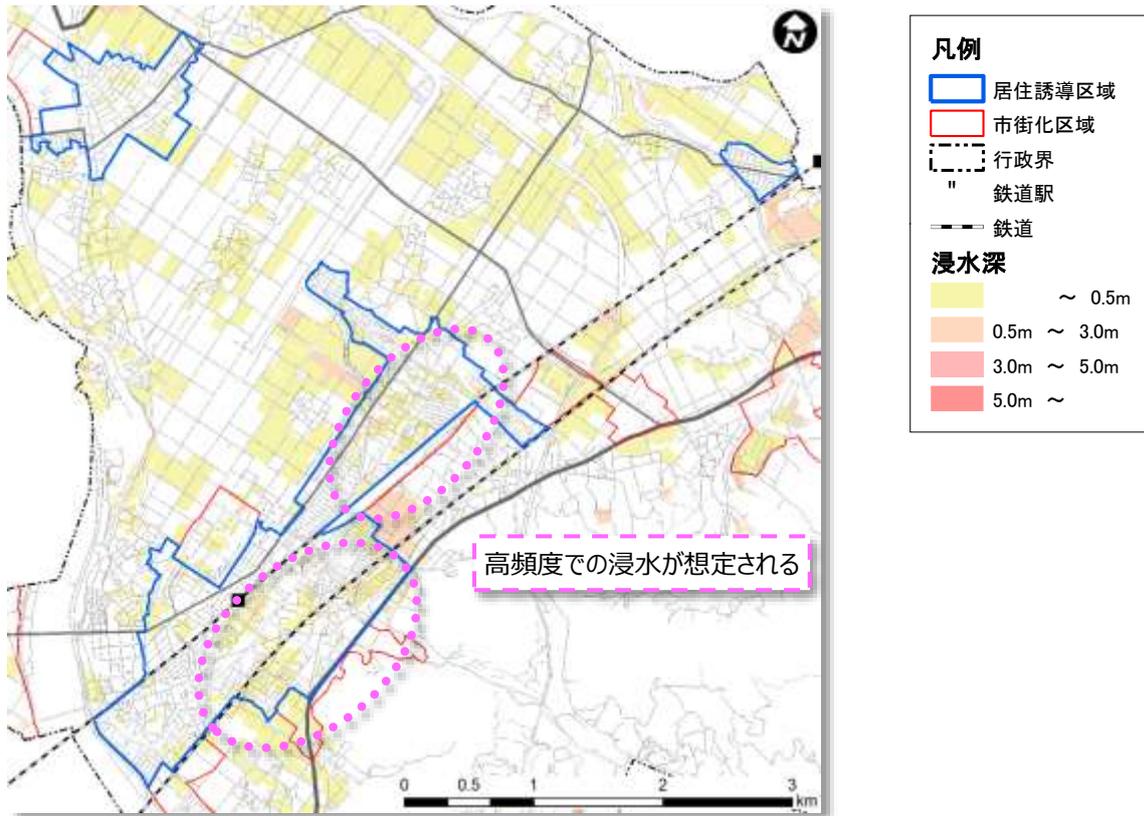
想定最大規模の降雨（1000年確率降雨量）による浸水想定区域をみると、永原等を除いたほぼ全域で浸水被害が想定されます。一方で、5.0mを超える（一般的な住宅で2階への避難も困難になる）ような、浸水深が想定される箇所はありません。



図 8.2 浸水深の目安

資料：野洲市防災マップ（令和3年3月作成）

高頻度での発生確率の降雨（10 年確率降雨量）による浸水深



想定最大規模の降雨（1000 年確率降雨量）による浸水深

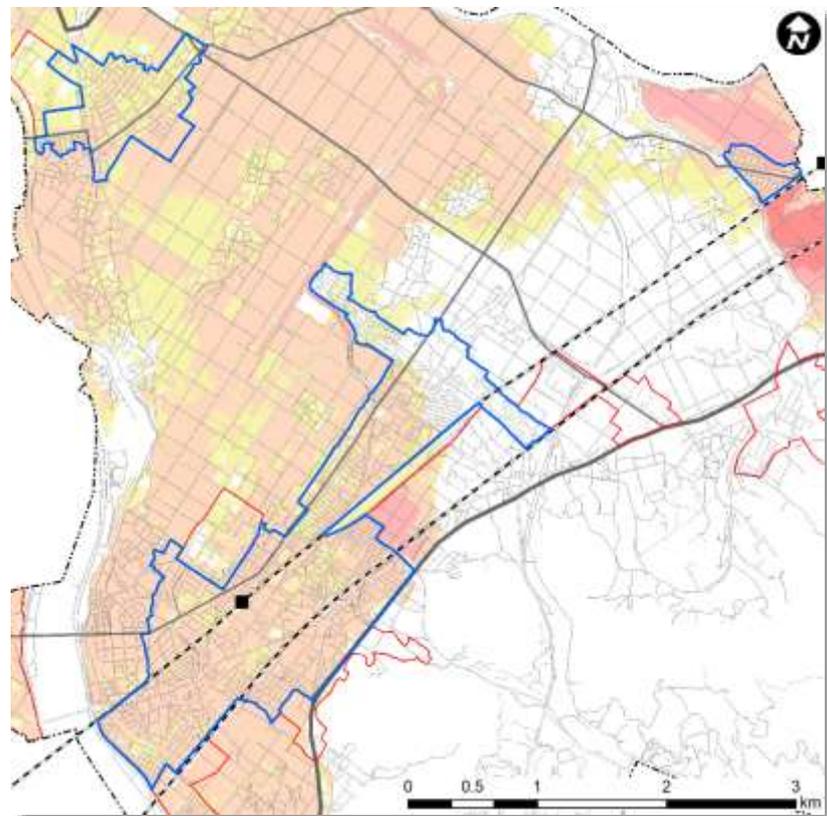


図 8.3 発生確率別の浸水想定区域の指定状況

(出典) 上段は地先の安全度マップ、下段は洪水浸水想定区域
 ※下段は各河川の洪水浸水想定区域の浸水深を重ね合わせて最大値を表示

(2) 家屋倒壊リスク

野洲川沿岸において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が指定されており、家屋等被害リスクを有しています。

○リスクの評価方法について

家屋被害リスクは、想定最大規模の降雨（1000 年確率降雨量）による洪水浸水想定区域と合わせて公表されている、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況から評価します。

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲をいう。家屋倒壊等氾濫想定区域には、その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものがある。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲

家屋倒壊等氾濫想定区域は、市町村の長による災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づく屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資するものである。

ただし、いずれの区域も、一定の仮定のもとで算出した範囲であり、その境界は厳密なものでないことに留意する必要がある。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域について

資料：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）
国土交通省（平成 27 年 7 月）



図 家屋倒壊等氾濫想定区域の（左：氾濫流 右：河岸侵食）

資料：国土交通省中部地方整備局 HP より

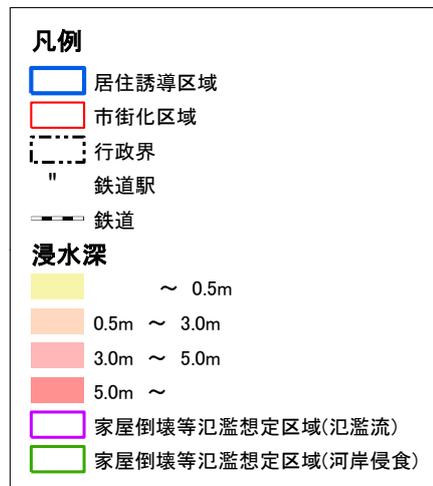
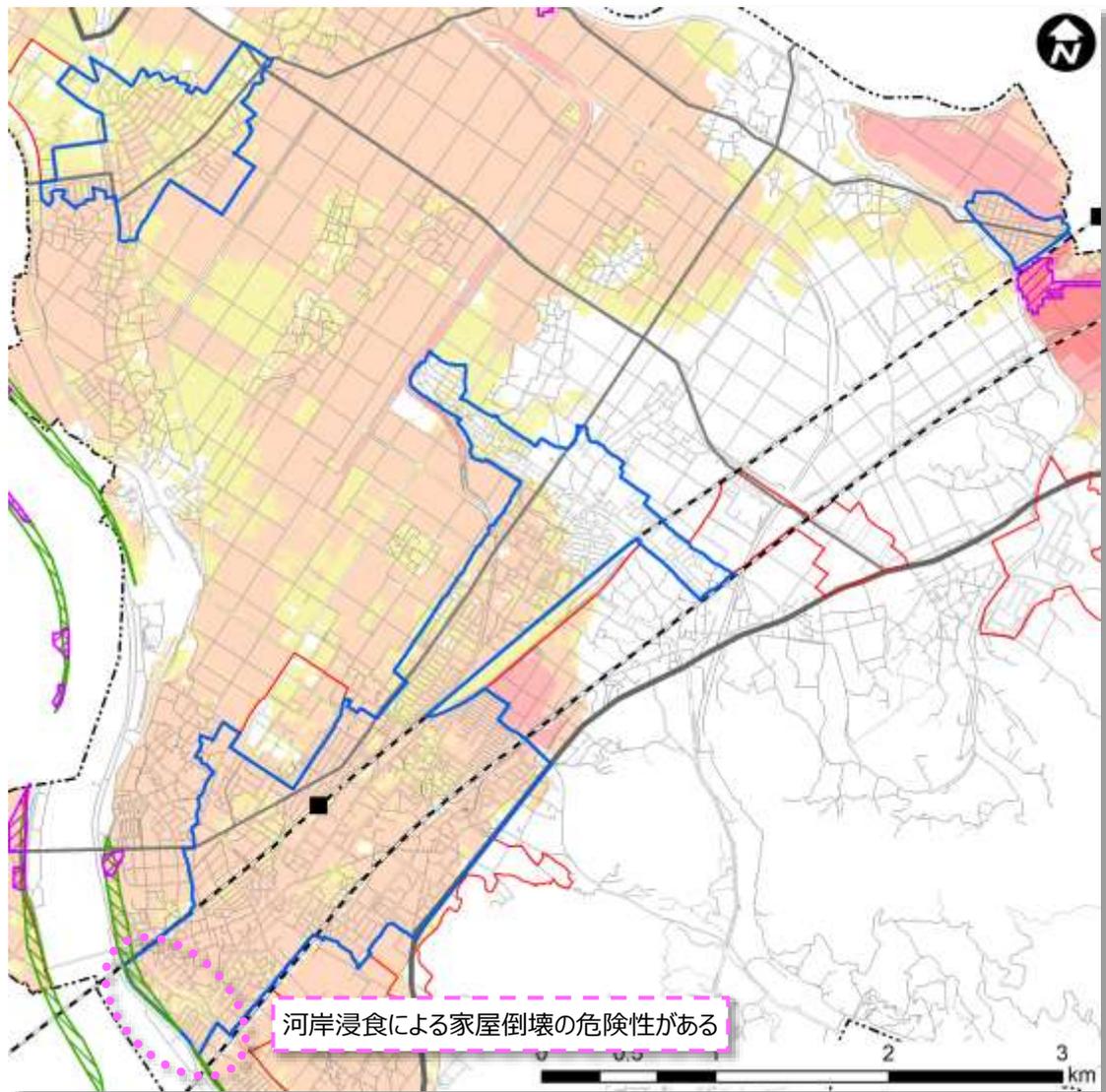


図 8.4 家屋倒壊リスク

(出典) 洪水浸水想定区域

※浸水深は各河川の洪水浸水想定区域の浸水深を重ね合わせて最大値を表示

(3) 避難困難リスク(避難所等までの距離圏)

避難所等から 500m 圏外の箇所は、富波乙や篠原駅周辺の広範囲に及び、避難困難リスクを有しています。

○リスクの評価方法について

避難所等から一定距離圏に含まれるかどうかで、避難困難リスクを評価します。

距離圏の閾値は避難所等から 500m¹とし、この距離圏外の箇所を避難困難リスクが高いと評価します。

¹ 都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課（平成26年8月より）における高齢者徒歩圏

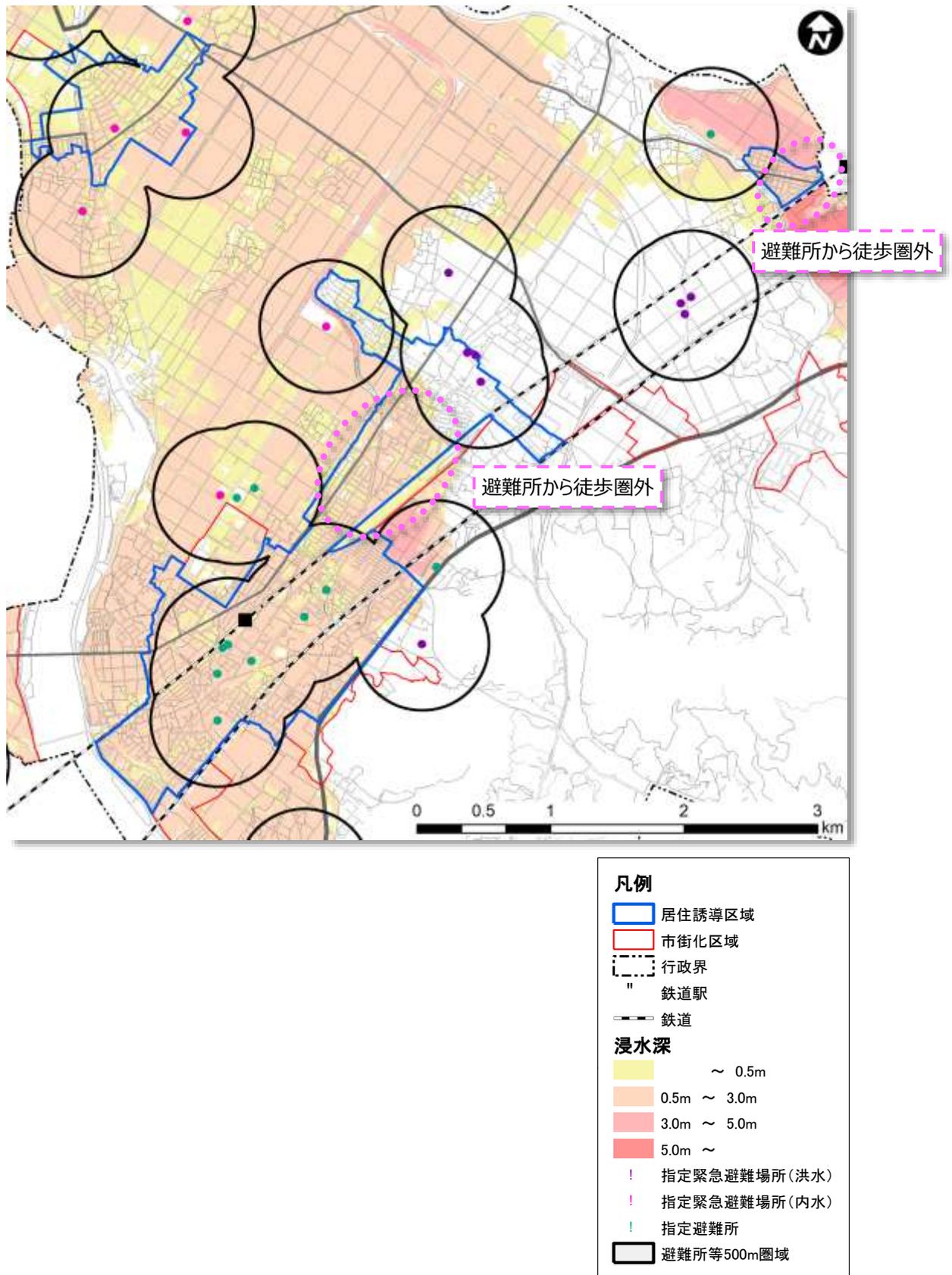


図 8.5 避難困難リスク（避難所等までの距離圏）

（出典）浸水深は洪水浸水想定区域、避難所等は野洲市危機管理課資料
 ※浸水深は各河川の洪水浸水想定区域のデータを重ね合わせて最大値を表示

(4) 避難困難リスク(住居での垂直避難の困難さ)

浸水時に住居内で垂直避難が困難と想定される住居系建築物は、居住誘導区域内でまとまった分布は見られず、垂直避難に関する避難困難リスクは低いと言えます。

○リスクの評価方法について

浸水深と建築物の階数データを用いて住居内での垂直避難が困難な建築物を抽出し、避難困難リスクを評価します。

野洲市においては、一般的な住宅の2階部分が水没するような浸水深5m以上の区域はほぼないため、2階床下部分に相当する3m以上の浸水深の範囲に立地する1階建ての住居系建築物を、リスクが高いと評価します。

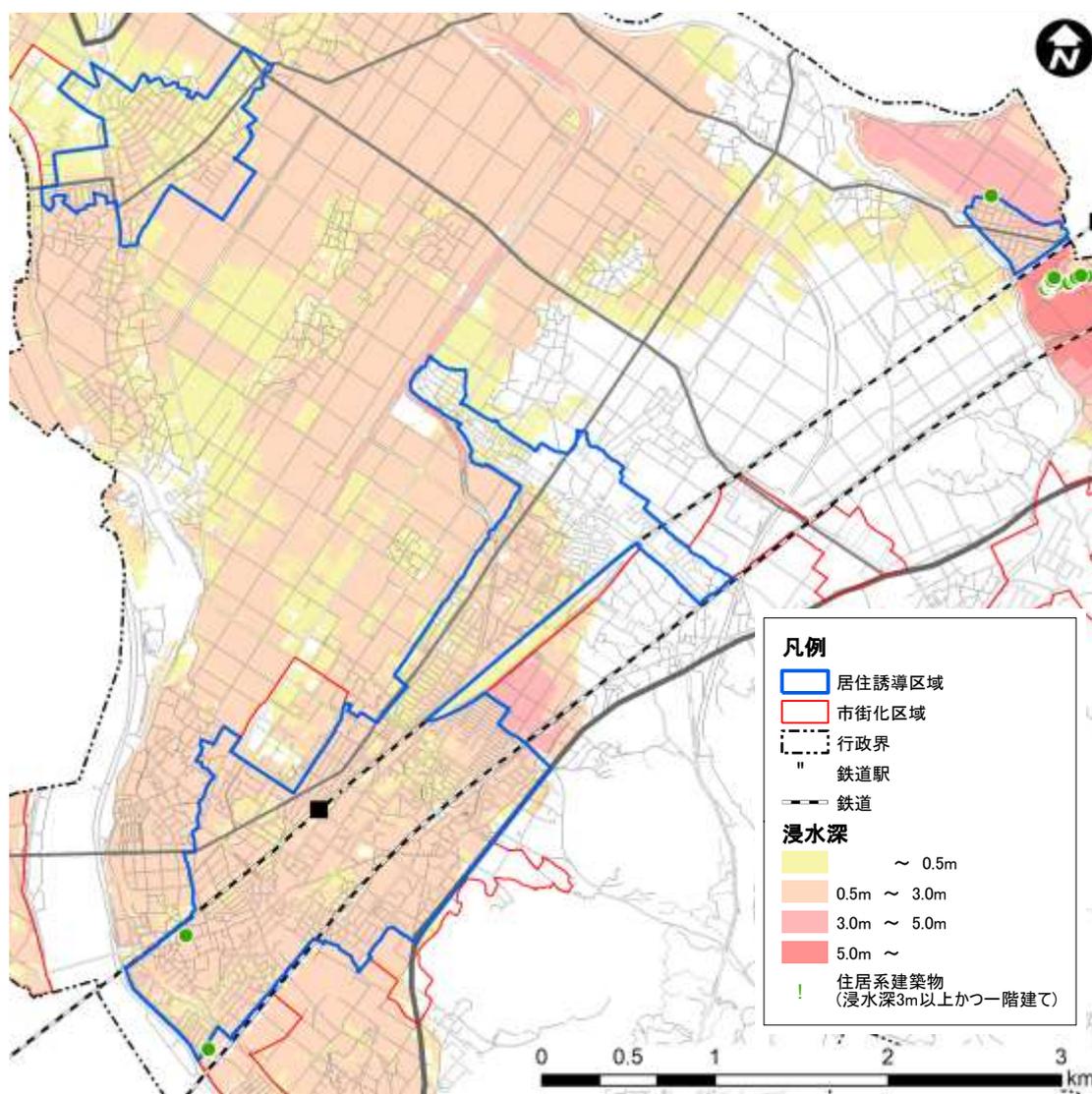


図 8.6 避難困難リスク (住居での垂直避難の困難さ)

(出典) 浸水深は洪水浸水想定区域、建築物は都市計画基礎調査

※浸水深は各河川の洪水浸水想定区域のデータを重ね合わせて最大値を表示

(5) 避難困難リスク(歩行による移動の困難さ)

浸水時に歩行による移動が困難な箇所は、永原や富波甲を除く比較的広範囲に及んでおり、避難困難リスクを有しています。

○リスクの評価方法について

浸水深と流速情報を用いて歩行による移動が困難な箇所を抽出し、避難困難リスクを評価します。

国土交通省の資料においては、浸水深 0.5m 以上で流速 0.7m/s 以上の場合、避難が困難とされているため、これらの箇所をリスクが高いと評価します。

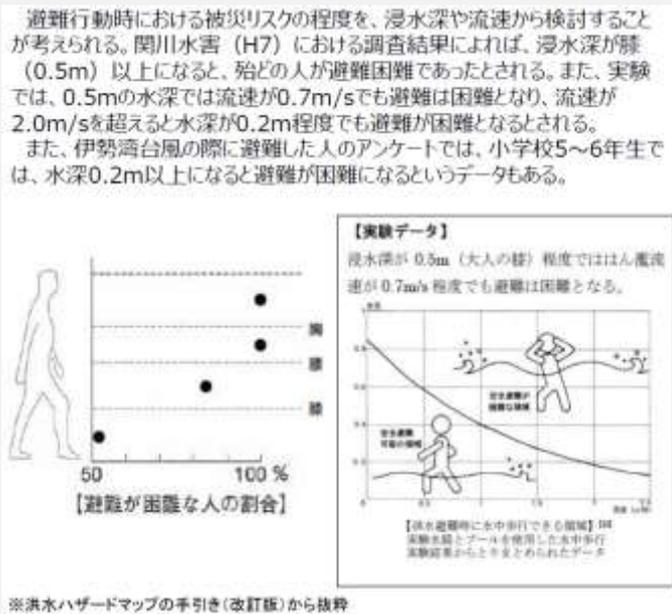


図 浸水深・流速と避難行動について

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改訂）

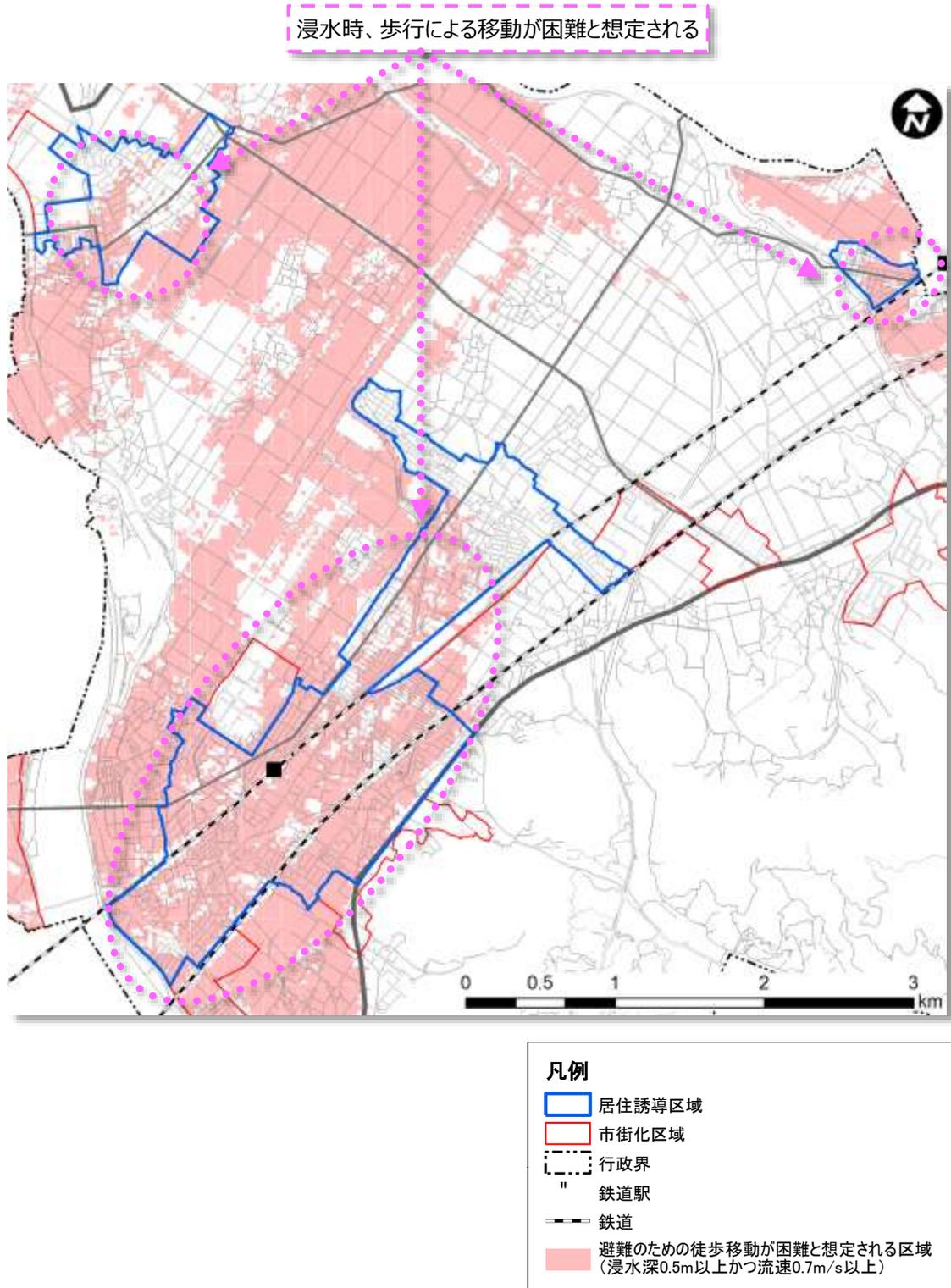


図 8.7 避難困難リスク（歩行による移動の困難さ）

(出典) 洪水浸水想定区域

※浸水深や流速は各河川の洪水浸水想定区域のデータを重ね合わせて最大値を表示

(6) 避難困難リスク(浸水継続時間)

浸水継続時間をみると、栄では3日以上、篠原駅周辺では24時間～72時間(3日)未満となる範囲が広く分布しており、避難困難リスクを有しています。

○リスクの評価方法について

下記資料を参考に、浸水継続時間による避難困難リスクを評価します。

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。
 このため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要がある。



図 浸水継続時間と避難生活環境

資料：立地適正化計画作成の手引き (令和5年3月改訂)

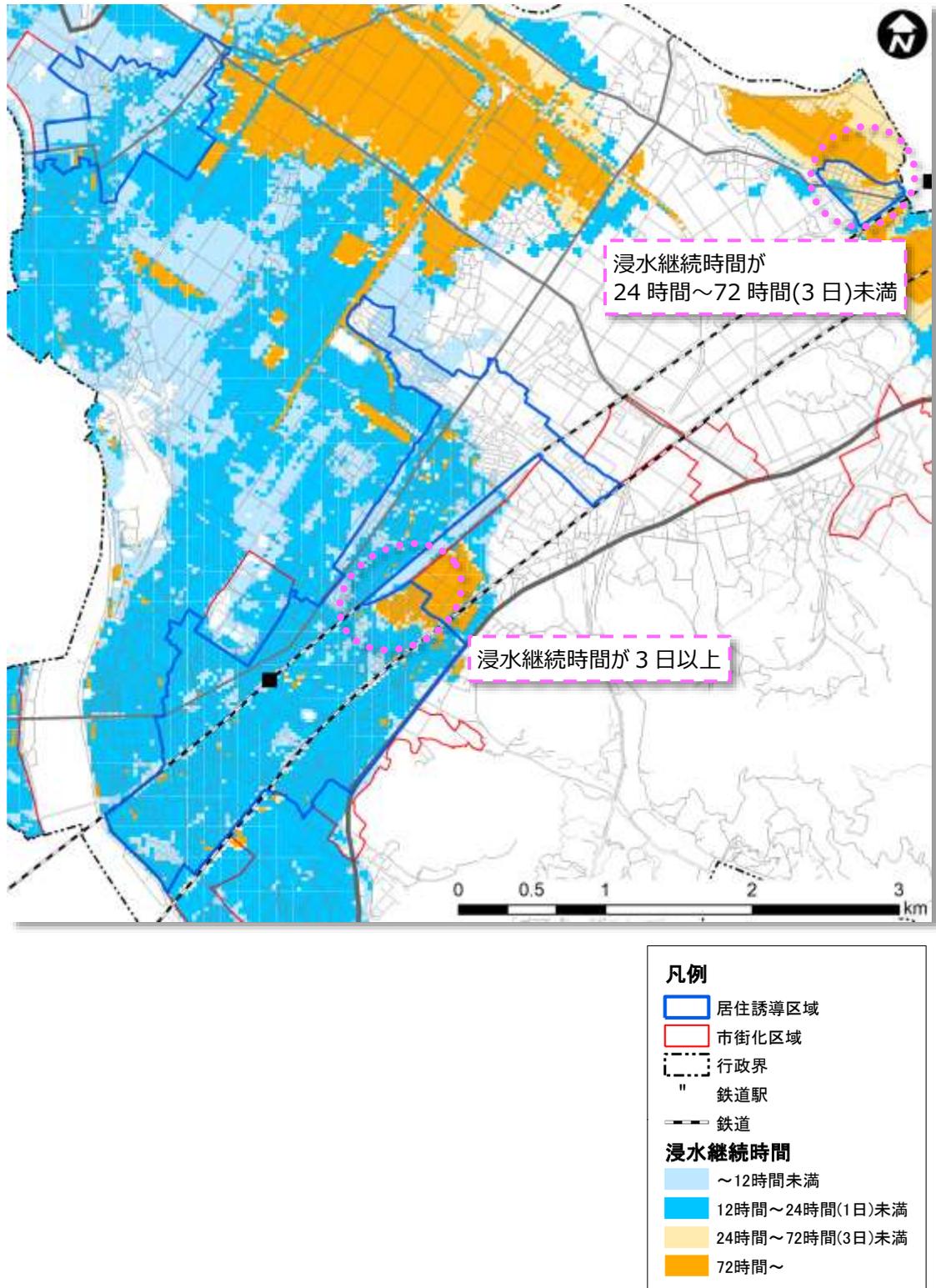


図 8.8 避難困難リスク (浸水継続時間)

(出典) 洪水浸水想定区域

※浸水継続時間は各河川の洪水浸水想定区域のデータを重ね合わせて最大値を表示

(7) 各リスクのまとめ

前項目までで整理した水害リスクをまとめると、下記の通りとなります。

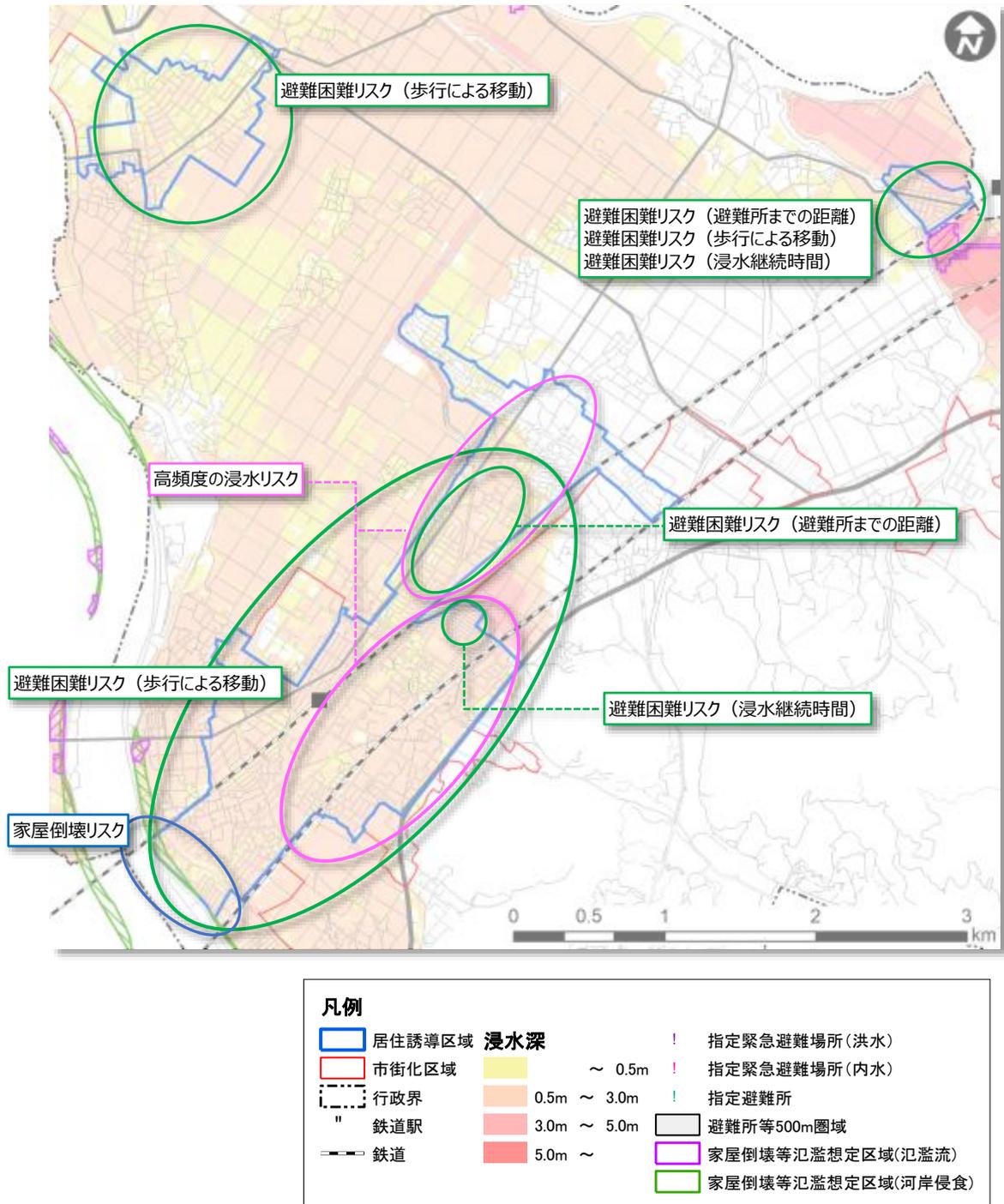


図 8.9 避難困難リスク (浸水継続時間)

(出典) 洪水浸水想定区域

3. 取組方針等

1) 取組方針

前項目までに整理した水害リスクに対する取組方針は、河川整備計画等によるハード整備により「災害の発生を防ぐ」、土地利用の規制・誘導等により「被害を回避する」、避難先の確保や防災情報の周知等により「被害を軽減する」の3つの方針を設定します。

これらの取組方針に基づき、居住誘導区域内における水害リスクを中長期的な視点で低減させ、安全性を確保していくための具体的な取組内容を、次項で示します。

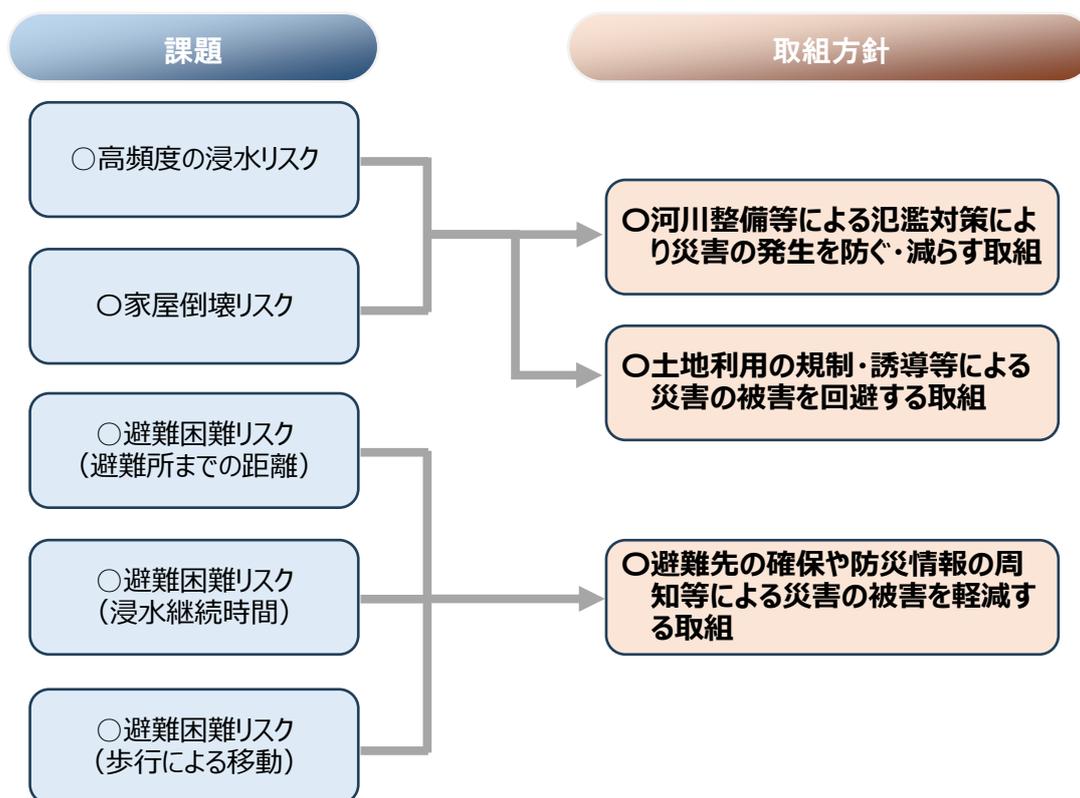


図 8.10 水害リスクと取組方針の対応

2) 具体的な取組内容

(1) 河川整備等による氾濫対策により災害の発生を防ぐ・減らす取組

災害の発生を回避するため、河道掘削や河道拡幅等の河川整備といった外水氾濫対策や、雨水幹線等の整備といった内水氾濫対策の取組を以下に示します。

a) 外水氾濫対策

- ①国や県が管理する河川については、河道掘削や河道拡幅等の河川整備を促進します。
- ②野洲市が管理する河川については、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進します。

b) 内水氾濫対策

- ①公共下水道（雨水）の管渠等の整備を推進します。
- ②野洲駅南口周辺の浸水被害に係る軽減対策として、童子川第4排水区の雨水幹線整備事業を実施します。

c) 雨水貯留機能の向上

- ①雨水貯留機能の向上のため、雨水貯留施設の整備を行うと共に、開発行為に伴う調整池の設置を促進します。

(2) 土地利用の規制・誘導等による災害の被害を回避する取組

居住誘導区域内では、防災指針に基づく取組等により安全性を高めつつ、居住の誘導を図ります。その一環として、浸水被害の発生頻度が高い地域や、被災時に居住者の生命や財産に大きな被害が想定される地域に対しては、地区計画制度の運用基準の見直しや居住誘導区域の見直しなどを検討し、災害の被害回避に取組みます。

- ①都市再生特別措置法に基づく届出制度等を活用して、安全性が高められた地域に居住を誘導します。
- ②市街化調整区域において開発を検討される際に、浸水想定区域内である場合には、敷地地盤面の高さや居室床面の高さを地区計画制度において定めることができるよう、運用基準の見直しを検討します。
- ③家屋倒壊の危険性がある地域では、河川整備等によるハード対策の進捗を鑑みつつ、居住誘導区域の見直し等を検討します。

(3) 避難先の確保や防災情報の周知等により災害の被害を軽減する取組

災害が発生した場合の被害軽減を図るため、避難先や避難所等の確保や防災情報の周知といった被害の軽減に取り組めます。

a) 安全な避難先等の確保

- ①洪水時において、地域住民の避難場所や広域的な復旧支援の基地として、河川防災ステーション（水防拠点）整備を推進します。
- ②洪水時の安全な避難先を確保するため、新たな避難先、避難所等の検討や既存施設（民間施設含む）の新規指定に取り組めます。
- ③帰宅困難者への支援対策として、関係機関等と調整しながら、主要駅周辺や幹線道路周辺での一時滞在施設の確保等に取り組めます。

b) 災害リスクの周知と避難体制の強化

- ①関係機関と調整しながら地先の安全度マップや、防災（洪水・内水・地震）ハザードマップ、避難に資するマップ等の整備・更新・拡充に取り組めます。
- ②水害リスクの高い地区にある要支援者利用施設に対して、避難確保計画作成を支援します。
- ③適切な避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備・運用します。
- ④関係機関等調整しながら、自治会や小学校等での水害出前講座の実施を検討します。

3) 取組スケジュール

前項で示した取組内容のスケジュールを、下記の通り設定します。

| | 主体 | | | 完了時期 | | |
|-----------------------------------|-----|---|--------|------------|-------------|-------------|
| | 国・県 | 市 | 市民・事業者 | 短期 (5年) | 中期 (10年) | 長期 (20年) |
| 災害の発生を防ぐ・減らす | | | | | | |
| 外水氾濫対策 | | | | | | |
| ①国・県管理河川の河川整備等 | ○ | | | ← | → | → |
| ②市管理河川の河川改良等 | | ○ | | ← | → | → |
| 内水氾濫対策 | | | | | | |
| ①公共下水道(雨水)の管渠等整備 | | ○ | | ← | → | → |
| ②童子川第4排水区の雨水幹線整備事業 | | ○ | | ← | → | |
| 雨水貯留機能の向上 | | | | | | |
| ①雨水貯留施設の整備や 開発行為に伴う調整池の設置 | | ○ | ○ | ← | → | → |
| 災害の被害を回避する取組 | | | | | | |
| ①都市再生特別措置法に基づく届出制度等の 活用による居住誘導 | | ○ | ○ | ← | → | → |
| ②市街化調整区域における地区計画制度の運 用基準の見直し検討 | | ○ | | ← | → | |
| ③居住誘導区域の見直し(適時)土地利用規制 の検討 | | ○ | | ← | → | → |
| 被害の軽減に向けた取組 | | | | | | |
| 安全な避難先等の確保 | | | | | | |
| ①河川防災ステーションの整備 | ○ | ○ | | ← | → | |
| ②避難所等の確保 | | ○ | | ← | → | → |
| ③帰宅困難者への支援 | | ○ | | ← | → | → |
| 災害リスクの周知と避難体制の強化 | | | | | | |
| ①ハザードマップ等の整備・拡充 | | ○ | | ← | → | → |
| ②水害リスクが高い地域で避難計画作成 | | ○ | ○ | ← | → | → |
| ③避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備 | | ○ | ○ | ← | → | → |
| ④水害出前講座の実施 | | ○ | ○ | ← | → | → |

第9章. 誘導施策

1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について

今後の人口減少と更なる少子高齢化に向けて、健康で快適な生活環境と居住環境を確保し、持続可能な都市づくりの実現を図るため、様々な施策を展開していきます。

表 9.1 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性

| 施策の方向性 | |
|-------------------------------------|--|
| ● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策 | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 |
| ● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり |
| ● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 | <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 |

1) 医療環境の効率化(「防ぐ」仕組みづくり)に係る施策

表 9.2 医療環境の効率化(「防ぐ」仕組みづくり)に係る施策

| 取組みの方向性 | 具体的な施策 |
|----------------------------|---|
| 都市機能誘導区域内への都市機能(医療機能)の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 〔・ 都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など |
| 中心拠点や地域拠点における都市機能(医療機能)の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 総合体育館周辺において、野洲市民病院(誘導施設)の整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備 ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 都市構造再編集中支援事業等の活用 〔・ 市による独自支援の検討(固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など) |

(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策

2) 拠点のにぎわい増幅(「集まる」仕組みづくり)に係る施策

表 9.3 拠点のにぎわい増幅(「集まる」仕組みづくり)に係る施策

| 取組みの方向性 | 具体的な施策 |
|--------------------------------|---|
| 都市機能誘導区域内への都市機能(にぎわい機能)の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 〔 都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 〔 地区計画等の活用 など ○ 老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。 (事業詳細については別添の事業一覧を参照) |
| 中心拠点や地域拠点における都市機能(にぎわい機能)の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区](都市構造再編集中支援事業)を活用した誘導施設等の整備 (市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など) ● 総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 |
| 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ● 空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○ 老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。 (事業詳細については別添の事業一覧を参照) |
| 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 結婚新生活支援事業の利用促進 |
| まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ● 住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 住替えを支援する仕組みづくりの検討 〔 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 〔 高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など |

(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策

3) 拠点利用を高める公共交通網の強化(「歩く」仕組みづくり)に係る施策

表 9.4 拠点利用を高める公共交通網の強化(「歩く」仕組みづくり)に係る施策

| 取組みの方向性 | 具体的な施策 |
|----------------------------------|---|
| <p>中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実</p> | <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県道路整備アクションプログラム・野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画に基づく道路整備の推進を図る。 |
| | <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野洲市地域公共交通計画(令和5年度中策定)に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心拠点(JR野洲駅周辺)と地域拠点(北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺)間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。 ・ 民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。 ・ コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 |
| | <p>【公共交通の利用促進(モビリティマネジメントの促進)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造(割引制度導入等のインセンティブ施策も含む) など |
| <p>中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</p> | <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県道路整備アクションプログラム・野洲市道路整備計画に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ 総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。 ○ 野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。 |
| | <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 |

(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策

2. 都市再生特別措置法に基づく届出制度

1) 都市機能誘導区域外における届出に関する事項

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき、市長への届出が義務づけられています。

建築行為又は開発行為が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合には届出の対象となります。



出典) 都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要 (国土交通省)

図 9.1 都市機能誘導区域外における届出に関する事項

【届出時期】

開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります。

2) 居住誘導区域外における届出に関する事項

居住誘導区域外で一定以上の開発行為、建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、原則として市長への届出が義務づけられ、居住誘導区域内への居住の誘導に対して何らかの支障が生じる場合は、市長が勧告する場合があります。



出典) 都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要 (国土交通省)

図 9.2 居住誘導区域外における届出に関する事項

【届出時期】

開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります。

3) 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出に関する事項

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、市長への届出が義務づけられています。

休廃止が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合には届出の対象となります。

【届出時期】

開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります。

第10章. 目標値の設定

1. 目標値の設定の考え方

日々の暮らしにおける「街を歩くこと」、「コミュニティ活動の活性化」が健康増進に効果的であることが明らかとなっています。

この計画では、都市機能や居住を計画的に誘導し、公共交通の利用環境を高めることで、計画策定の目的でもある、野洲市全域の「健康で快適な生活環境を確保していく」ことを目指しています。コンパクトにまとまったエリアで生活サービスを利用し、また公共交通を利用することによって生活の中に自然と歩くことが取り入れられたまちの形成は、健康を支える都市環境の整備につながります。

また、この計画では多世代が交流し、「つながり」を軸とした「にぎわいとやすらぎ」のあるまちづくりを推進します。拠点を中心として、活発なコミュニティ活動が展開されることは、高齢者のもとより、子育て世代や障がいのある方々等、多様な世代が安心して暮らせることを可能とするものです。更に、多様なコミュニティ活動を通じて健康増進イベントやウォーキングイベントなどの健康づくりの取組みがより一層進められることを期待しています。

このように、歩いて暮らせるまちの形成と活発なコミュニティ活動の展開によって、市民一人ひとりが健康かつ生きがいをもって豊かな生活を営むことができる都市の実現が図られるものと考えます。

また、上記を実現するためには、災害に対する安全・安心の確保が前提になると考えます。このため、第8章の防災指針で示した取組内容を着実に進めていくことが重要です。

これらを踏まえるとともに、本計画に示す課題を解決するため、都市機能及び居住機能の維持・確保、災害に対する安全・安心の確保に関して、実施する施策の進捗状況やその効果検証の基準となる目標値を設定します。

2. 目標値の設定

人口減少社会においても都市が持続的に運営していくために、都市の魅力・機能を増幅するための施策を講じることにより、居住誘導区域内の人口密度を維持します。

表 10.1 基本的な目標値の設定

| 評価項目 | 評価指標 | 目標値の設定方針 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|----------------|--------------|--|------|---------------|---------------|
| | | | | H22 (2010) | R22 (2040) |
| 居住誘導に関する基本的な項目 | 居住誘導区域内の人口密度 | 都市の魅力・機能を増幅するための施策を講じることにより、居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標値として設定 | 人/ha | 58.1 | 58.1 |

また、都市機能及び居住機能の維持・確保に係る目標値を、以下のとおり設定します。

表 10.2 都市機能及び居住機能の維持・確保に係る目標値の設定

| 評価項目 | 評価指標 | 目標値の設定方針 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|----|--------------------------|-----------------------|
| | | | | H22 (2010) | R22 (2040) |
| 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に関する項目 | 医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率 | 居住誘導区域内において、野洲駅前の医療拠点との連携を図りつつ、日常的に病院に通える環境を維持することを目標値として設定 | % | 96.8 (H27 (2015)) | 100.0 |
| | (補足) 野洲市民病院と診療所との病診連携数 | 居住誘導区域内において、野洲市民病院と診療所との病診連携が増加することを補足的な目標値として設定 | 人 | 5,920 (H28 (2016)) | 7,000 |
| 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に関する項目 | 野洲市民の外出率(パーソントリップ調査) | 拠点でのにぎわい創出に関する取組みが推進されることによる各世代の外出率の増加を目標値として設定 | % | 83.3 | 85.0 |
| 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に関する項目 | 交通手段のうち「バス・自転車・徒歩」の割合(パーソントリップ調査) | 拠点への公共交通網の強化とともに、拠点でのにぎわい増幅に関する取組みなどにより、主な移動手段としてバス・自転車・徒歩の割合が増加することを目標値として設定 | % | 28.6 | 34.7 |
| | (補足) 20歳以上の市民の歩行量 | 拠点への公共交通網の強化とともに、拠点でのにぎわい増幅に関する取組みなどにより、20歳以上の市民の歩行量が増加することを補足的な目標値として設定 | 歩 | - | 1日あたり 1,500歩 増加 |

災害に対する安全・安心の確保に係る目標値を、以下のとおり設定します。

表 10.3 災害に対する安全・安心の確保に係る目標値の設定

| 評価項目 | 評価指標 | 目標値の設定方針 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------|--------------------|--|----------|-------------------------|---------------|
| | | | | H22 (2010) | R22 (2040) |
| 災害の発生を防ぐ・減らす取組に関する項目 | 居住誘導区域内の浸水想定区域面積割合 | 居住誘導区域内において、地先の安全度マップ【高頻度での発生確率の降雨（10年確率降雨量）】の浸水想定区域面積割合の減少を目標として設定 | % | 17.3 (R05 (2023)) | ※減少を目指す |
| 災害の被害を回避する取組に関する項目 | (再掲)居住誘導区域内の人口密度 | 居住誘導区域内において、災害リスクの低減と、居住の緩やかな誘導による、人口密度の維持を目標として設定 | 人 /ha | 58.1 | 58.1 |
| 災害の被害を軽減する取組に関する項目 | 避難所等の居住誘導区域内面積カバー率 | 居住誘導区域において、指定緊急避難場所（洪水・内水）及び指定避難所のカバー率の増加を目標として設定 ※当面は、災害時応援協定による避難先を含めたカバー率での達成を目指します。 | % | 73.4 (R05 (2023)) | 100.0 |

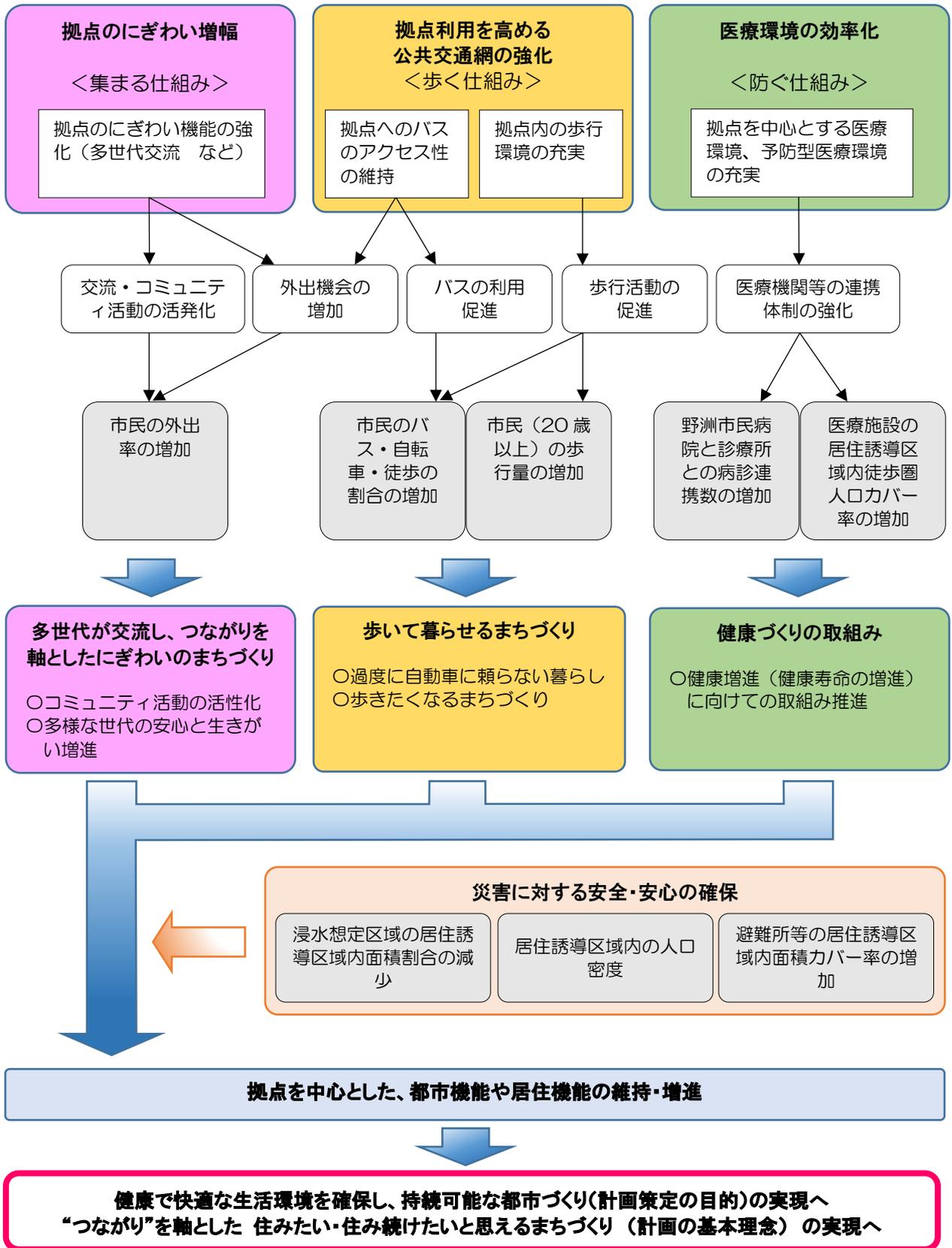


図 10.1 目標達成への流れ

第11章. 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

立地適正化計画は、計画策定後概ね 5 年ごとに、施策の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画を変更することが国によって示されています。

野洲市では、以下に示す PDCA サイクルに基づき、野洲市都市計画マスタープランの見直し等に合わせ、計画の評価・検証を実施し、より効果的な計画の実現に向けて、計画の見直しを図っていきます。

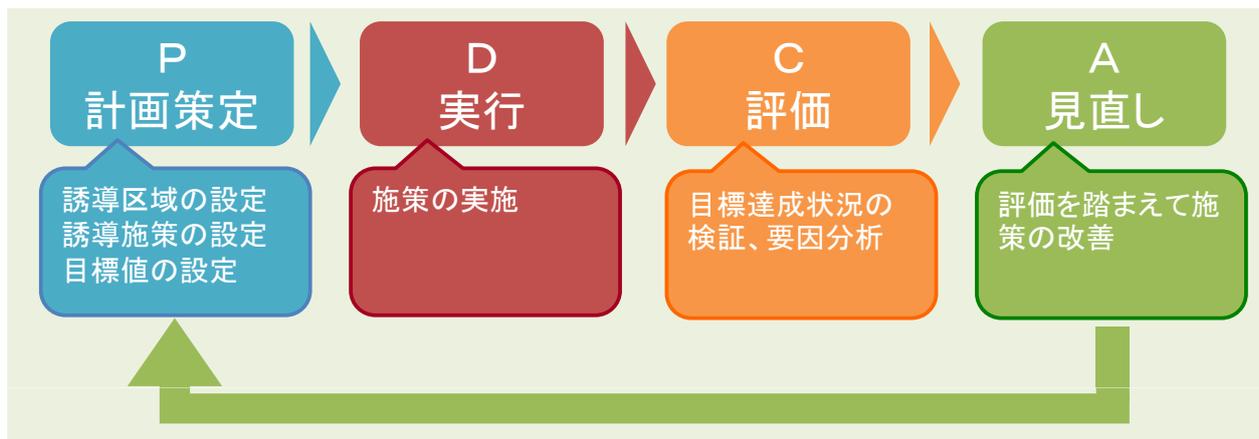


図 11.1 計画の進行管理